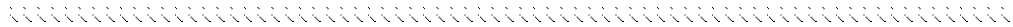


令和5年 第4回
本別町議会定例会会議録



自 令和5年12月 5日
至 令和5年12月13日

本別町議会

令和5年本別町議会第4回定例会会議録（第1号）

令和5年12月5日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | 認定第 1号 | 令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2号 | 令和4年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3号 | 令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4号 | 令和4年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5号 | 令和4年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6号 | 令和4年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 7号 | 令和4年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 8号 | 令和4年度本別町水道事業会計決算認定について |
| | 認定第 9号 | 令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について
(令和4年度各会計決算審査特別委員会 委員長報告) |
| 日程第 5 | | 諸般の報告 |
| 日程第 6 | | 行政報告 |
| 日程第 7 | 議案第80号 | 令和5年度本別町一般会計補正予算（第16回）について |
| 日程第 8 | 議案第81号 | 令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第6回）について |
| 日程第 9 | 議案第82号 | 令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）について |
| 日程第10 | 議案第83号 | 令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）について |
| 日程第11 | 議案第84号 | 令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）について |
| 日程第12 | 議案第85号 | 令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4 |

日程第 1 3	議案第 8 6 号	令和 5 年度本別町水道事業会計補正予算（第 3 回）について
日程第 1 4	議案第 8 7 号	令和 5 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 5 回）について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4	認定第 1 号	令和 4 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第 2 号	令和 4 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 3 号	令和 4 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 4 号	令和 4 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 5 号	令和 4 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 6 号	令和 4 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 7 号	令和 4 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 8 号	令和 4 年度本別町水道事業会計決算認定について
	認定第 9 号	令和 4 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について (令和 4 年度各会計決算審査特別委員会 委員長報告)
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	議案第 8 0 号	令和 5 年度本別町一般会計補正予算（第 1 6 回）について
日程第 8	議案第 8 1 号	令和 5 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 回）について
日程第 9	議案第 8 2 号	令和 5 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 回）について
日程第 1 0	議案第 8 3 号	令和 5 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 回）について
日程第 1 1	議案第 8 4 号	令和 5 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 4 回）

について

- 日程第 1 2 議案第 8 5 号 令和 5 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 回）について
- 日程第 1 3 議案第 8 6 号 令和 5 年度本別町水道事業会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 1 4 議案第 8 7 号 令和 5 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 5 回）について

○出席議員（12名）

議長	12番	篠原義彦	副議長	11番	柏崎秀行
	1番	宮本やよい		2番	加藤徹己
	3番	丑若浩行		4番	水谷令子
	5番	梅村智秀		6番	石山憲司
	7番	藤田直美		8番	方川一郎
	9番	高橋利勝		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長	宮口淳哉	健康・こども課長	高橋紀尊
建設水道課長	加藤勉	企画財政課長	松本秀規
未来創造課長	野崎昌也	老人ホーム所長	前佛清治
国保病院事務長	小川芳幸	総務課主幹	上原章司
建設水道課主幹	小出勝栄	総務課主査	石川雅康
教育長	高橋哲也	教育次長	武田敏英
社会教育課長	千代孝徳	農委事務局長	舛舘憲
代表監査委員	井出英彦	選管事務局長	三品正哉

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	中川雅之	総務担当主査	越後忠
総務担当主事	今井綾香		

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和5年第4回本別町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、柏崎秀行議員、梅村智秀議員及び宮本やよい議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員会、藤田委員長、御登壇ください。

○議会運営委員長（藤田直美）〔登壇〕 報告いたします。

令和5年9月14日第3回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

まず会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日12月5日から12月14日までの10日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、本日から12月7日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。

本日までに5件の提出がありました。

令和6年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についての陳情、学校教材（備品）の計画的な整備推進についての陳情、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の採択を求める陳情、商工会に対する令和6年度市町村補助金についての要望、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情、以上5件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、12月5日から12月14日までの10日間とすることにしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日12月5日から12月14日までの10日間とすることに決定をいたしました。

お諮りします。

議事の都合により、12月6日から11日までの6日間を休会にしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、12月6日から11日までの6日間を休会することに決定をいたしました。

◎日程第4 認定第1号ないし認定第9号

○議長(篠原義彦) 日程第4 認定第1号令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件を一括議題といたします。

以上9件について、委員長の報告を求めます。

令和4年度各会計決算審査特別委員会、阿保静夫委員長、御登壇ください。

○令和4年度各会計決算審査特別委員会委員長(阿保静夫)〔登壇〕 報告いたします。
委員会審査結果報告。

本委員会は、令和5年9月14日第3回定例会において付託を受けた下記事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、事件。①認定第1号令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、②認定第2号令和4年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、③認定第3号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、④認定第4号令和4年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、⑤認定第5号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、⑥認定第6号令和4年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、⑦認定第7号令和4年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、⑧認定第8号令和4年度本別町水道事業会計決算認定について、⑨認定第9号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について。

2、決算審査特別委員会開催日。令和5年9月22日、25日、26日です。

3、審査の結果。認定第1号令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、

ないし認定第9号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、いずれも認定です。

4、意見。①違法と認める事項、特に認められなかった。②不当と認める事項、特に認められなかった。③特に留意すべき事項、特に認められなかった。④監査委員の意見に対する意見、なし。⑤その他、なしであります。

以上で、委員会審査結果報告といたします。

○議長（篠原義彦） これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、認定第1号令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

宮本議員。

○1番（宮本やよい）〔登壇〕 認定第1号令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論させていただきます。

令和4年度はコロナ禍でありましたが、教育現場においては、人権にも関わるマスクの強要、それによるいじめが実際に起きています。過度の感染対策について、保護者からの相談や苦情、指摘が複数あったにもかかわらず、国や厚労省、さらには衛生管理マニュアルではと言い訳をし、何の検証もすることなく、保身のために少数側の意見を無視する姿勢は、中立公平の立場だったとは言えません。子どもたちの心身の健康を守るということを考えれば、どちらも尊重すべきだったのではないのでしょうか。偏った情報やクレームに惑わされ、本来あるべき教育現場の姿とは程遠く、子どもの心を傷つけ、子どもを犠牲にしたと言わざるを得ません。

次に、町国保病院においては、コロナ禍であったとはいえ適切な診療体制だったと認めることができません。特に発熱外来では、コロナが陰性であっても向き合って診察させず、解熱剤を処方するだけで、結果適切な診断、必要な治療を受けることができず、つらい思いをした町民が多数いました。

また、若い世代で日頃から通院している人は少ないと思いますが、例え町民であっても、普段通院していないから受診を断られたということで困っている方がたくさん見受けられました。町民の方からは、行ってもまともに見てもらえない、安心してかかれなという声が届いています。ホームページでは、患者に公平で良質な医療を提供しますという基本方針や、誰でも、どのような病気にかかった場合でも、良質な医療を公平に受ける権利があるとうたっていますが、これらが実践されたとは認めることができません。

このような状況で、適正な予算執行がなされたと判断することはできず、反対とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員。

○7番(藤田直美)[登壇] 認定第1号令和4年度一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和4年度一般会計予算は、国の経済がコロナ感染症の影響から回復の兆しが見えている中、予算編成時には予想していなかった2月、ウクライナへの軍事侵攻がされました。令和4年度はロシアによるウクライナ侵攻などにより、エネルギーや食料価格の高騰を受けながらも、当初の計画に沿って補正対応しながら、各事業の先進的、戦略的に事業を展開されました。新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す中で、町民生活や地域経済を守り、ポストコロナ時代に築く新しい日常を積極的に展開するとともに、将来にわたって持続可能な財政運営を図ることを基本とした上で、町民に真に重要かつ優先度の高い事業についての予算計上と事業展開を行なってきた内容がうかがえます。

最終的に、令和4年度一般会計の決算内容は、形式収支が1億4,239万6,000円、実質収支が1億2,807万1,000円の黒字計上をいたしました。黒字の要因の一つであり、事業推進に欠かせない財源であるふるさと納税の寄付金ですが、自治体間の競争が繰り広げられる中、SNSを活用した効果的な見せ方を駆使したデジタル広報や、魅力ある返礼品の開発等努力を積み上げた結果、1億75万9,000円、前年度比1,148万5,000円増の財源を確保されました。

新型コロナウイルス感染症の影響によって、テレワークの推進やオンライン会議の急速な普及等これまで段階的に進んできたデジタル化の流れが一気に加速し、社会の変容が急速に進んでおります。このような中、行動制限時における議会傍聴の機会を確保するため、議会中継、インターネット配信設備の整備がされ、町民からも高評価をされております。

産業観光分野においては、本別公園の魅力アップ事業、トレーラー型シャワーハウスの設置やかぶと池のボート、エンジン式ゴーカートの購入など、町内外の来園者へのサービスの向上が図られました。実際に休日平日ともに、多くの子育て世代や高齢者の散策など憩いの場となっていることを高く評価いたします。

商工会や観光協会など関係団体と連携し、町内中小小規模事業者への支援、創業支援などに取り組み、農業分野では、新規就農者支援、農業農村整備事業の推進、地域農業支援事業の拡充、林業専用道路整備などが行なわれ、新規就農事業継承がされております。

特に子育て支援については、新たに出産祝い金の贈呈が創設され、有料ゴミ袋の配布も継続されたことは、町民は喜んでいるところであります。

インフルエンザの予防接種助成拡大、安心して子どもを産み育てられる環境充実を図り、産後ケア事業や高校卒業までの医療費助成を継続していることも高く評価いたします。

教育現場においても、個々の特性に合った指導がされたと判断をしております。

以上が令和4年度決算の主な事業として抜粋して取り上げさせていただきましたが、子育て支援から高齢者の見守りまであらゆる世代、立場の方々が安心して暮らせる事業

がおおむね適正に実施されたと判断いたします。

以上のことから、賛成いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 認定第1号令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論を行ないます。

本提案の予算につきましては、9月に開催されました決算審査特別委員会でも述べたとおりでございますが、佐々木町長の初の本格予算となる令和4年度の行政運営、また事業内容、結果等、これらを総じて評価をしたところであります。前町政からの継続事業が多く、特にも目新しい、特にも効果的、こうしたことを感じることはありませんでした。その上、引き続きコンプライアンス、法令遵守に対する意識が低いことも散見されました。最小の経費で最大の効果を得る、こうした地方自治法の観点からも程遠く、厳しい町財政や進む高齢化、人口減対策に対し、具体的な効果を感じ取れるものではありません。コロナ禍であったこと、町長就任1期目であることなどを割り引いても、及第点すら与えることはできません。

具体的に言及してまいりますと、議会費の支出において、地方自治法に基づく議員派遣として研修のため札幌までの派遣しか議決されていないにも関わらず、本来、災害等が想定されている議長の裁量権による緊急を要する場合、これらについて極めて恣意的、曲解とも認識できる解釈を行ない、これら議決を強引に改め、札幌視察出張の翌日、白老町のウポポイを公費を用いて訪問するという事態に陥りました。しかし、ウポポイへの入場料は私費で負担するなど、極めてずさんで理解に苦しむこうした執行が認められ、結果として、議会の議決を軽んじることとなる責任の一端を担ったものであります。

また、議長交際費、町長交際費、教育長交際費より、共産党系とみなされる原水協主導の2022年平和大行進なるものに賛同金の支出を行ない、非核や平和というスローガンとこれまでの慣例的支出にとらわれ、共産党という特定政党が深く関与していること、平和や非核以外にも政権批判等の様々なスローガンが掲げられていることなどについて十分な精査を行なうことなく、教育委員会の教育長においては、これらを承知しておきながら公金の支出を行なったことは、行政の政治的中立性を損なうものであり、妥当な支出とは認めることができません。

令和4年度においては、いわゆる統一教会問題についての世論もあり、他の自治体においては、支出先団体の概要や事業の趣旨、資金の使途、これらについても十分な精査を行ない、結果として支出を行なわない措置が持たれたところも確認されているところであります。

次に、令和3年度以前に続き、ごみ収集委託事業者の過積載もこの令和4年度において3回発生したことが確認されました。これらについて指導したと言いつつも、具体的改善策が事業者から示されないまま漫然とその違法行為を許したに等しく、これまで繰り返されてきた違法行為、コンプライアンス違反等に対して、失われた町民の信頼を

取り戻す真摯な姿勢を見受けることができませんでした。

そして、農業が基幹産業であるとしながら、農業者に対しても一部事業の引き継ぎや振興局等との連携不足などを理由とし、結果として不誠実な実務が確認され、農業者の営農計画等に不都合を与えたりした事実も確認が取れております。農業者よりの依頼、頼まれ事を5年以上も放置する、こうした事実も年度において確認されたところであり、到底理解が及ぶものではありません。

しかるに商工事業者への支援、これらについては一定の評価ができるものでありました。このように考えているところではありますが、他町村と比較をしても極めて効果的な支出、これらがされたと捉えているところではありますが、一方、視点を変えると農業者のそれと比較をし、商工事業者への支援に偏重している。つまりは偏っているという見方もできるところであります。また、商工事業者が持続可能な自主自立が可能な永続的な営業が可能な、こうした支援にまでは至っているとは認めることができませんでした。

さらには、高齢化が進む本町の重要課題である地域交通、いわゆるハイヤーチケット事業の要件の見直しや拡充、循環バスの運行体制の見直しなども具体的には効果的に行なわれておらず、町国保病院への約4億5,000万円、うち一般財源の約1億5,000万円、これら多額の繰り出しを一般会計から行ない、厳しい町財政に大きな負担を及ぼしているにも関わらず、かねてより多くの町民より問題視がされている接遇や医療サービスが向上した効果的な支出であったとは到底認めることができません。町財政が厳しい、これはこれまでもにおいても繰り返し、共通認識が持たれているところではあります。しかるに短期、中期長期的な財政の推計等もしっかりとなされているとは認めることができませんでした。

これから訪れる、もう既に訪れている人口減や財政難、こうしたことが明らかであるにもかかわらず、例えば人口動態等から交付金の推測を推計をしたり、過去の実績から予測をしたりと、そうしたことは一定程度できるにも関わらずしっかりと行なわれてはいない。こうした重要課題についても、そのように捉えているところではあります。必ず訪れる、分かっているこうした課題、今から着実に備えていく必要があるにもかかわらず、実質上ぬるま湯につかっていると、このように判断をするところではあります。

町の方針として、これら人口減対策については人口減を緩やかにしていくとされてきたところではありますが、議場での発言、また報道等において、人口減を緩やかにする、人口5,000人台にとどめ増加に転じていきたいと、このような町長の方針、お考えが確認されているところではあります。こうしたところについては、こうした姿勢については期待をするところではありますが、現時点において何ら具体的なもの、効果的と認めるものが示されてはおりません。

これら事由等も鑑み、本決算認定につきましては反対をいたすところではあります。

本別町行政の運営経営については、一定程度民間感覚を取り入れる株式会社本別町という、こうした認識も併せて持っていただきたい、このように感じるところであります。

以上をもって討論を閉じさせていただきます。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたく願い申し上げまして、討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 原案に賛成の立場から討論を行ないたいと思います。

本別空襲を受けた歴史を踏まえて本町が平和、あるいは非核平和原水禁運動に理解と賛同を示されてきたのは、私は当然の立場だと思っております。十勝の中でもこういう歴史を持って平和にしっかりと取り組むという本別の基本姿勢は、町民の暮らし、平和に対する思いをしっかりと捉えた活動が歴史として続けられてきたと思っております。そういうことを踏まえて、本町が非核平和運動に理解を示してきたことを私は高く評価しているところであります。

また、他の行政における予算遂行についても、私たち議会のいろんな意見も踏まえながらそれを予算執行に生かされている。またそれがまだ至らないところは、我々議員としてただしていかなければならない、提案をしていかなければならないと考えているところです。

そういうことも踏まえて、今回の本町の決算については賛成の立場を表明したいと思います。

議員各位の賛同のほどお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

加藤議員。

○2番（加藤徹己）〔登壇〕 認定第1号令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

さきの賛成討論の中でもありましたけれども、歳入から歳出、そして翌年度に繰越すべき財源の差引残高、実質収支額は黒字1億2,807万1,000円となったところでございます。本会計の決算審査において、歳入歳出決算書及び主な施策の説明において、その正確性を認めるものであります。

第7次総合計画の各主要な施策推進の基本的考えに基づいた予算を、新型コロナウイルス感染症予防拡大防止に努めながら、社会経済活動との両立を図り、未来につながる予算の執行であったと考えております。

また、反対討論の中にもございましたけれども、費用対効果において一部評価されておりますけれども、商工業者への支援策などについては、特にまちなか活性化などへの足がかりとなるものとなっております。

また、本町の基幹産業でございます農業で関係者への支援についても、国、道の補助金等活用しながら、十分とまではいきませんが、町として最大限の支援をしております。農業関係者の皆様は、それぞれ補助金等をお受け取りいただいたと考えております。

限られた財政の中で、効率的かつ効果的な予算執行に努められたと敬意と感謝を申し

上げるところであります。

決算に基づく健全化判断比率も基準をクリアしております。長引くコロナ禍にあって、財政健全化に努力されていると認めるものであります。

よって認定第1号令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定に賛成するものであります。

議員各位の賛同を得ますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、認定第1号令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者8人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第1号令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定をいたしました。

これから、認定第2号令和4年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第2号令和4年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立11人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第2号令和4年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定をいたしました。

これから、認定第3号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第3号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11人、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第3号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定をいたしました。

これから、認定第4号令和4年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第4号令和4年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第4号令和4年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定をいたしました。

これから、認定第5号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

宮本議員。

○1番(宮本やよい)〔登壇〕 認定第5号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行ないます。

令和4年度は感染症対策のため、面会制限がありました。高齢者は、重症化リスクが懸念されることや施設でのクラスター発生を防止するという観点からも、対策をとらざるを得なかったんだろうと考えるところですが、老人ホームは生活の場でもあり、家とも言うべき場所です。スタッフは、ホームと自宅以外にも買い物に出かけたり、友人との食事など、他者とも会っていたはずです。入所者にだけ厳しい制限をかけ、残り少ない大切な家族との貴重な時間を奪ったことは、入所者にとっても家族にとってもつらく

悲しいことだったと思います。そして、奪われた大切な時間は取り戻すことができません。実際に入所者の家族からは、会いに行っても自動ドア越しで声も聞こえない、普通に会いたいと悲痛の声が聞こえています。ホームからの手紙もたまにしか届かない。その手紙を見ても、普段の生活どうしているのか、全く様子が分からないという声も聞こえてきています。利用者の幸せを追求し、明るく住みよい生活の場として満足していただける施設運営だったとは言えません。

また、入所の際には、本人や家族の意向を聞かず、初めから入所イコール主治医は国保病院の医師、そういう説明をし、選択肢を与えていないのが実情でした。これは施設側の都合であり、入所者本人、家族の意思を尊重しておらず、ニーズに合ったサービスを提供していたとは認めることができません。

よって、反対いたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋議員。

○9番（高橋利勝）〔登壇〕 認定第5号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

ただいま、介護サービスに対するいろいろな御意見がございました。

私も地域の中で、高齢者の皆さんや家族の皆さんと接する機会が多いわけですが、もちろんいろんな意見がございまして。その意見については、住む地域や、さらには介護サービスの事業などを通じていろんな議論をし、解決に向けて努力してきていると思います。

特に、地域の中では高齢者の皆さんの見守りなどをしますけども、それが介護サービスにより、例えばヘルパーとか、例えばデイサービスとか、さらにはケアマネジャーなど、それぞれケア専門家と関わることによって地域の人々の見守りができると思っています。

特に、コロナ禍の中では地域の交流というのが思うようにできませんでした。その意味では、この介護サービスが大変大きな役割を私は果たしてきたと思っています。

ただ今、介護サービスにいろいろな御意見がありましたけれども、ケアマネジャーやさらには相談員などと連携をしていくことによって、適切な介護サービスを受けることができるし、受けていると思っています。

そういう立場から、私はこの決算に賛成する討論とさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 認定第5号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行ないます。

特別養護老人ホームの運営方針である一人一人のニーズ、これらに寄り添っていくと、こうした趣旨のものに対しまして、結果として令和4年度の事業実績といたしましては結果として寄り添いきれてはいない、このような趣旨の答弁が決算審査特別委員会上に

おけるものであったと捉えているところであります。

当然のことながら、コロナ禍であり様々な制限下にあったと、こうした事実については認識をしているところでありますが、利用者を施設に預ける御家族、関係者の皆様については、結果としてほぼほぼその全てをそうした施設や職員の皆様に委ねているといった心情があるところであります。

一例といたしまして、入所者の御家族等になされる3か月に1回のお便り。写真を添えている等で工夫もなされているところではあります。3か月に1回、これ回数を増やしたり、こうした取り組みができたはずであります。質疑に対する答弁等においても、具体的にそれらができない、改善できなかった理由や障害、弊害があったとは認めることもできません。まだまだやれることがあった、改善点はあったと、このように捉えているところであります。

結果として、一人一人のニーズ、利用者や御家族、その関係者の方々に寄り添った事業運営であったと認めるところにまでは至りません。福祉でまちづくり宣言の名に恥じぬよう、さらなる取り組みが望まれるものであり、本認定については反対をいたすところであります。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたく願ひ申し上げまして、討論とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

柏崎議員。

○11番（柏崎秀行）〔登壇〕 認定第5号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

委員長報告にもありましたとおり、9月に行なわれた決算特別委員会において認定されたところがございます。その中で、質疑答弁が繰り返されました。

決算とは、その年の執行状況、お金の使い道が適正であったのか、そうでないのか、それを審査する場がございます。そういった質疑とは程遠い質疑が多かったのかなと感じます。そこに働く人々、関係する人々が、そこに入居する方や家族の幸せを願っていないわけは絶対にありません。そして、その入居者からもよくしてくれるんだという声を多数聞いております。

そういった意味でも、今回の介護サービス事業の決算認定については賛成といたします。

議員諸兄姉の賛同をよろしく願ひいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、認定第5号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者8人、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第5号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定をいたしました。

これから、認定第6号令和4年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第6号令和4年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第6号令和4年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定をいたしました。

これから、認定第7号令和4年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第7号令和4年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11人、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第7号令和4年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定をいたしました。

これから、認定第8号令和4年度本別町水道事業会計決算認定についての討論を行な

います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第8号令和4年度本別町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第8号令和4年度本別町水道事業会計決算認定については、全会一致で認定することに決定をいたしました。

これから、認定第9号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

宮本議員。

○1番(宮本やよい)〔登壇〕 認定第9号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、反対の立場で討論させていただきます。

一般会計の反対討論でも述べましたが、発熱の原因はコロナだけでないにもかかわらず、コロナの検査しかせず、他の疾患を見逃す事例が多発しました。これは、町民の健康と命を守るという観点からは、病院としての役割を果たしていないと考えます。

病診連携についても、入退院の連絡はもちろん、退院時には入院中の経過を情報提供するという取り決めがあったにもかかわらず、一切の連絡がないということが多々ありました。このような状況から、地域連携室も機能していないと言わざるを得ません。

さらに、議員との町民懇談会でも、町民からは、赤字があるのはしょうがないと思っているが、赤字の規模が町財政そのものを潰す可能性がある、そろそろ大なたを振るわなければならないときに来ている、なぜ患者が病院に行きたくないかということを実態に捉える必要があるのではないかなど、病院に対する厳しい意見が数多くありました。

このように、町民にとっても納得、満足のいく経営、効果的な支出であったとは認めることができず、反対いたします。

○議長(篠原義彦) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員。

○7番(藤田直美)〔登壇〕 認定第9号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

厳しい財政状況の中、さらには新型コロナウイルス感染症の影響により様々な制約を余儀なくされる中、この間職員、理事者、医療に関わる皆様の御苦勞と御努力に敬意を

表します。

令和4年度当初2名だった常勤医師が、年度末には3名になったことは大変喜ばしいことでもあります。コロナ防止策を整えた上ではありましたが、経営、運営は厳しい状況であったことがうかがえました。

決算認定の特別委員会ของときにも申し上げましたが、病院事業会計については、令和4年度決算で、医業収益は前年度比で減少しております。診療別の患者数では、入院患者は内科、外科とも減少しておりますが、これはコロナウイルスの影響、クラスターなどの発生だと思ひます。外来患者は、内科、小児科では増加しております。小児科にあつては、なくさないでほしいという声もたくさん聞いております。

在宅医療訪問診療に加え、往診、公衆衛生活動人間ドックにおいては316人、脳ドックは111人、職場検診等1,370人、救急医療は年間683人の患者の受け入れを行なっております。

患者サービスが低下しないよう十分配慮し、医療確保にも努められ、研修等も行ない、持続的に質の高い医療サービスを提供していると感じております。

その理由については、町民からの声の主であります。接遇においても良くなつてゐる、体調が悪い方も診療により良くなつたという声を私もたくさん聞いております。他町で手術を受けても本町でリハビリを受けたいと希望している方もたくさんおられます。これは病院内で意思統一されて様々な会議によつて指摘を受け、改善されている成果だと私は捉えております。

救急医療をはじめ、人工透析、専門医療、脳ドック、町民ドックの予防医療、また病床を抱える中核病院として、一般会計の繰入れをした事業経費、これは町民の命と健康を守る病院を存続させるための経費であり、医療体制の維持や医事従事者の環境整備に関わる経費と認め、命と暮らしを守るため運営が実施されたと判断し、令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について、賛成させていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 認定第9号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、反対の立場で討論を行ないます。

一般会計に関する討論でも述べたとおり、令和4年度において一般会計からの多額の繰入れを行ない、赤字補填を行なう病院経営でありました。一般会計からの繰入れについては法的には認められているとはいえ、公的病院は独立採算が大原則であります。例年毎年のように赤字補填のための補正予算案を提案し、繰入れの目標値とされている3億7,000万円を上回っているのが実情であります。

当該年度、令和4年度においても約4億5,000万円、うち一般会計からも約1億5,000万円程度の繰入れを行なっております。直前の令和3年度決算においても、約4億6,000万円、うち一般会計からは約1億8,000万円程度の繰入れでありました。つまりは、こうした近年の実績を鑑みても経営状況が改善していない、変わっていない

ということの証左であります。

これらは厳しい町財政に重い負担を及ぼしていることは明白であり、ついでには子どもたちや現役世代を含む町民の将来負担を大きく重くするものであります。その負担を軽減するための最大限の努力が必要であるにもかかわらず、具体的かつ効果的な取組等があったと認めることはできません。

何年経っても変わらない。何年も変わらない。これをいつまで続けていくのか。経営や運営、こうした努力によって軽減された負担、改善によって軽減された負担、つまり税金等は新たな財源として、昨今の諸物価高や光熱費等の高騰対策、こうした重い負担で生活が苦しい方や高齢者による地域交通の課題、未来を担う子育て世代や子どもたち、現役世代にとって有益に使うことができるはずであります。そうした負担を軽減する財源を捻出するための具体的な取組が見受けられないものであります。

また、こうした負担に伴った高い医療サービスが受けることができない、安心して病院にかかることができないとの声も寄せられるところでもあります。

長年にわたり接遇が問題視され課題とされていても、当該年度を含め、一向に改善する気配が見受けられないものであります。私のもとにも、町民より複数の相談が後を絶たない状況であります。ここで信頼される医療、安心できる医療、こうしたものが認められ評価されれば、接遇の改善等も確認されたのであるならば、経営の課題、つまりはこうした赤字経営、収支の問題というものについては、町民利用者の皆様より一定の理解がなされるものであると考えるところでもあります。しかるに、そうした現実には至らない。これが町の方々、町民の皆様の決して少なくない声であると、このように捉えているところでもあります。

また、利用する患者やその関係者のみならず、働く医療従事者、職員等これらの方々からも院内における人的信頼関係が構築できていないなどの声もあり、意見や提案、改善案等が受け入れられたり、院内で建設的に議論がなされていく様子が見受けられない、こうした様子もうかがえるところでもあります。

9月の委員会中、質疑においても医薬品等の取扱いについて、不適切だと認めざるを得ないものも確認されたところでもあります。令和3年3月に策定されました新改革プランの目標値、これらについてもほとんどの分野において数値が追いついておらず、大きな乖離があるところでもあります。今後、新たに経営強化プランが策定されると、こうしたところが示されておりますが、実際に活用できるのは、令和6年度の事業年度の見込みであることから、また、これまでも改革プラン等を何度か改訂策定をしてきたところではありますが、確実に遂行できたことがないどころか初年度からのつまずきがあった、このような実態であります。

また新たな改革プランを策定する、こうした今後の取組があるところではございますが、これまでの実態実績から、どうして今後について期待ができるのか、過去の実績実態からも理解が及ばないところでもあります。

9月の委員会中の質疑においても言及をいたしました。が、年度内において時間外に腹痛を訴える電話連絡をしたが、速やかな通院等が促されることなく、開院した時間内に

通院するように促され、結果として落命した方もおります。また、転倒し嘔吐、頭部を打撲、それによって流血をしているが速やかな検査の判断がなされなかったり、結果としては検査はなされたものの、当初は脳腫瘍と診断。連休等を挟んだため、数日後に他院で検査をすると脳出血であったと、こうした事実もございませう。今はその方について、今は会話をすることができず、これまでの日常が壊れてしまった、壊されてしまったと、こうした結果に至っているところでもあります。初診、初めての診断であります、それと後の診断が異なる、もしくは誤った診断であった。このいずれかであろうと察するところございませうが、こうした事例が他にも複数件寄せられているところでもあります。

運営の主体を、町の直営から改めるなど抜本的な取組、これまでも幾度か提案、言及をしてまいったところではありますが、それらが反映されることなく、変わらない、変わらない令和4年度の病院経営、運営については強く反対をいたすものであります。

議員諸兄姉の賛同を願い、討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、認定第9号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計決算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者8人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第9号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定については、認定することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前 11時11分 休憩

午前 11時25分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第5 諸般の報告を行ないます。

監査委員から、令和5年度定期監査の結果報告の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、監査委員から、令和5年10月分に関する例月出納検査結果報告書の提出があ

りました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告を終わります。

次に、所管事務調査結果報告書が産業厚生常任委員長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、議員派遣結果報告書が総務常任委員長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和5年第3回定例会以降における主な審議内容についてお手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、とちかち広域消防事務組合議会の令和5年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、議長の動静について、令和5年第3回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

○議長（篠原義彦） 日程第6 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 行政報告をいたします。

はじめに、令和5年度各会計の10月末現在における予算執行状況について報告いたします。

一般会計の執行状況につきましては、予算額75億5,590万円に対しまして、歳入の収入済額は34億8,331万2,000円で、46.1%の執行率となっており、歳出の支出済額は33億124万円で、43.7%の執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税は7月に決定された当初算定額及び国の補正予算による12月追加交付予定額を合わせますと、前年度比0.05%の減、額にして143万2,000円減の29億3,727万7,000円となる見込みであります。交付税財源の不足分を地方が直接借り入れしている臨時財政対策債は、前年度比53.2%の減、額にして2,279万2,000円減の2,008万4,000円で、普通交付税を加えた総額では、前年度比0.8%下回る結果となっております。特別交付税につきましては、現段階では未確定であります。前年度比15.9%減の2億6,543万6,000円を見込んでいます。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額10億5,493万4,000円に対しまして、歳入の収入済額は4億5,836万6,000円で、43.4%の執行率となっており、歳出の支出済額は5億1,477万3,000円で、48.8%の執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額1億5,361万9,000円に

対しまして、歳入の収入済額は6,643万6,000円で、43.2%の執行率となっており、歳出の支出済額は5,813万7,000円で、37.8%の執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。予算額11億6,595万5,000円に対しまして、歳入の収入済額は5億1,503万5,000円で、44.2%の執行率となっており、このうち介護保険料につきましては、調定額1億8,462万8,000円に対しまして、収入済額は9,382万3,000円で、50.8%の収納率となっております。歳出の支出済額は5億1,300万6,000円で、44.0%の執行率となっており、このうち保険給付費につきましては4億2,648万9,000円で、支出済額の83.1%となっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。予算額3億4,372万7,000円に対しまして、歳入の収入済額は1億3,833万6,000円で、40.2%の執行率となっており、このうちサービス収入につきましては、調定額9,978万6,000円に対しまして、収入済額は9,975万8,000円で、99.9%の収納率となっております。歳出の支出済額は1億7,533万8,000円で、51.0%の執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。予算額1億5,128万2,000円に対しまして、歳入の収入済額は5,615万4,000円で、37.1%の執行率となっており、歳出の支出済額は9,377万8,000円で、62.0%の執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。予算額5億1,543万4,000円に対しまして、歳入の収入済額は1億7,362万5,000円で、33.7%の執行率となっており、歳出の支出済額は2億4,419万円で、47.4%の執行率となっております。

次に、水道事業会計の上期の決算状況であります。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益の予算額1億4,848万4,000円に対しまして、決算額は6,180万8,000円と、前年度比1.3%、額にして82万4,000円の減となり、予算に対する執行率は41.6%となっております。水道事業費用につきましては、決算額は6,855万円で、前年度比0.8%、額にして56万4,000円の増となり、予算に対する執行率は46.2%となっております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の予算額1,103万7,000円に対しましては、決算額は0円となっており、資本的支出の予算額9,811万8,000円に対しましては、決算額は3,846万6,000円で、39.2%の執行率となっております。

次に、病院事業会計の上期の決算状況であります。収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益の予算額11億3,307万9,000円に対しまして、決算額は6億2,291万5,000円で、前年度比1.7%、額にして1,065万6,000円の増となり、予算に対する執行率は55.0%となっております。このうち入院収益は1億7,303万9,000円で、前年度比6.8%、額にして1,104万7,000円の増、外来収益は1億2,873万6,000円で、前年度比0.3%、額にして34万9,000

0円の増、その他医業収益は1億7,446万8,000円、前年度比1.8%、額にして306万7,000円の増となっております。

病院事業費用につきましては、予算額11億8,251万9,000円に対し、決算額は4億8,545万2,000円で、前年度比2.7%、額にして1,328万1,000円の減となり、予算に対する執行率は41.1%となっております。

事業収益から事業費用を差し引いた上期の純利益は1億3,746万3,000円となったところであります。

収益の増加は、入院患者数の増加に伴う入院収益増と、費用では医療スタッフの人材紹介手数料等の雑費の減が主な要因となっております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の予算額1億5,852万3,000円に対しまして、決算額は7,088万円で、44.7%の執行率となっており、資本的支出の予算額1億8,883万5,000円に対しまして、決算額は7,624万8,000円で、40.4%の執行率となっております。

次に、患者数の動向であります。4月から9月までの上期の入院患者数は7,062人で、1日平均38.6人となり、そのうち地域包括ケア病床の入院患者数は793人、1日平均4.3人となっており、入院患者全体を前年同期と比較すると398人、1日平均2.2人の増となっております。外来患者数は1万3,883人で、1日平均112.0人となり、前年同期と比較すると468人、1日平均4.7人の減となっております。入院患者数の増は、在院日数の伸びが主な要因と捉えており、外来患者数の減は、発熱外来の受診者が減少したことによる影響があるものと考えております。

以上、令和5年度各会計の予算執行状況の報告とさせていただきます。

次に、令和6年度予算編成方針について報告いたします。

令和6年度の予算編成につきましては、11月21日に開催いたしました予算編成会議において、職員に対してその方針を示したところであります。

国は、6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2023において、当面の経済財政運営について、我が国経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復していると評価し、令和6年度予算編成に向けた考え方として、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、経済・財政一体改革を着実に推進する、としています。

8月に公表された総務省の概算要求では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、地方交付税の総額については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、法人税をはじめとする国税4税の税収増を見込み、前年度比1.1%増の1兆8,569億円としております。

本町の財政運営については、これまで、町債の減などにより、各種財政指標の上では健全財政を堅持しているものの、引き続き予算の重点化、効率化を図る中で、経常経費の削減、基金依存の解消、公債費負担軽減などに取り組み、歳入に見合った歳出の原則の下、行政諸課題への適切な対応を実現できる持続可能で安定した財政運営に努めてま

いりたいと考えているところです。

次に、令和6年度の本町における財政試算であります。歳入については地方交付税が大きな割合を占めておりますが、総務省概算要求では先ほど申し上げたとおり1.1%増を見込まれているところ、本町の試算では令和5年度普通交付税算定結果を基に、令和5年度決算見込額に対して増減なしとしているところです。また町税についても、総務省仮試算では1.4%増で見込まれていますが、本町の地域経済状況等を踏まえ、こちらも増減なしで見込んでおります。さらに、基金からの繰り入れにつきましては、当初予算で財源調整のため繰り入れした額に対し、決算時に同規模の積み戻しができる基金に依存しない体制を目標にしています。

なお、歳入の推計につきましては、令和5年度決算見込額を基礎として、現時点での財政規模を推計したものであります。

次に、歳出であります。それぞれ令和5年度決算見込みに対し、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は2.2%の増、物件費・維持補修費は2.6%の増、補助費等は33.5%の減、繰出金は6.7%の増、投資的経費は12.8%の増を見込んでおりますが、引き続き行政改革推進計画等の確実な実施を指示しているところであります。

一般会計の財政規模といたしましては73億円程度を見込んでおりますが、現時点では不確定な要素が多く、1月以降に示されます地方財政計画を踏まえて、最終的な調整が必要になると考えております。

以上のように、令和6年度の予算編成につきましても、引き続き厳しい状況となることが想定されますが、第7期本別町総合計画に基づいた地域活力を維持するための各種事業を着実に推進し、笑顔が輝き続ける本別町をつくりあげるよう、町民の皆様と協働したまちづくりを展開してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、本別町議会第4回定例会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これで、行政報告を終わります。

◎日程第7 議案第80号

○議長（篠原義彦） 日程第7 議案第80号令和5年度本別町一般会計補正予算（第16回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第80号令和5年度本別町一般会計補正予算（第16回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、各事業の事業費確定による減額と実施見込みによる増額対応の計上が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,162万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億8,200万6,000円とする内容であります。それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

15ページ、16ページをお開きください。

2の歳出ですが、上段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節役務費、手数料、事業系ごみ処理105万9,000円の増額補正は、役場庁舎における可燃ごみ排出量の増加によるものです。

4目下、9目企画費、12節委託料、業務委託料、生活維持路線運行155万1,000円の増額補正は、本別・浦幌生活維持路線バスの利用者増により増額するもの。

その下、18節負担金補助及び交付金、補助金、地方バス路線運行維持対策費542万7,000円の増額補正は、帯広陸別線バスの運行収支差の増により沿線各市町の負担額が増加したことによるものです。

その下、10目まちづくり推進費、11節役務費、広告料110万円の増額補正は、地域おこし協力隊員の募集に関し、新たにインターネット転職支援サイトに求人情報を掲載するために計上するもの。

その下、12節委託料、業務委託料、運転免許33万9,000円の増額補正は、本年度採用した農業支援に係る地域おこし協力隊員の大型特殊免許等の取得に係る費用を計上するものです。

その下、12目電算事務処理費、12節委託料、電算業務委託料、システム修正497万9,000円の増額補正は、住民票及びマイナンバーカードの仮名標記等の対応のため住民情報システムの改修が必要となることからその費用を計上するもの。

その下、システム調査34万4,000円の増額補正は、住民情報システム標準化に係る現行システムとの比較調査が必要なことからその費用を計上するものです。

その下、14目基金費、24節積立金、基金積立金、財政調整基金8,788万1,000円の増額補正は、前年度繰越金の確定に伴い積み立てるもの、公共施設等整備基金2,211万1,000円の増額補正は、本別中央小学校学校林の売払い収入のうち当該金額を後年度の中央小学校施設整備のため基金に積み立てるものです。

なお、今回の補正により、財政調整基金は2億9,497万7,000円を取り崩し、8,789万4,000円を積み戻すこととなり、現時点での年度末基金残高は8億4,367万8,000円となる見込みです。

また、土地開発基金を除く全基金では、後ほど歳入で説明いたします基金繰入金を含め、今回の補正により年度末残高が25億3,180万1,000円となる見込みです。

下段の3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料、電算業務委託料、システム修正135万3,000円の増額補正は、戸籍の附票への振り仮名標記追加の対応のための戸籍システム修正費用を計上するものです。

17ページ、18ページをお開きください。

2段目の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、10節需用費、各種事業用60万円及び印刷製本費、各種事業用10万6,000円の増額、11節役務費46

万2,000円の増額、12節委託料、電算業務委託料、システム開発57万2,000円の増額、13節使用料及び賃借料、借上料、事務用品41万4,000円の増額、18節負担金補助及び交付金、補助金、物価高騰対応重点支援事業、低所得者枠8,141万円の増額、19節扶助費、福祉灯油事業2,093万4,000円の増額補正は、国の補正予算による物価高騰対応のための低所得世帯へ対する7万円の給付と、福祉灯油事業として燃料費の高騰に対する低所得世帯への1万8,000円の給付を行なうためにその費用を計上するものです。

同じく、19節扶助費、身体障害者等合計236万1,000円の減額、介護給付・訓練等給付合計1,449万3,000円の増額及び19ページ、20ページをお開きください。

地域生活支援事業合計165万8,000円の減額は、利用者数の増減による給付額の調整によるものです。

21ページ、22ページをお開きください。

上段の3項児童福祉費、3目特別保育費、17節備品購入費79万6,000円の増額補正は、次年度入所予定の児童への対応のため必要物品を購入するものです。

23ページ、24ページをお開きください。

上段の4款衛生費、1項保健衛生費、5目医療給付費、19節扶助費、医療扶助費、乳幼児等146万2,000円の増額補正は、執行見込みによるものです。

25ページ、26ページをお開きください。

上段の6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、補助金、営農資材高騰緊急対策臨時特別支援事業130万円の減額補正は、支援件数の確定見込みにより減額するものです。

2段目の2項林業費、2目林業振興費、7節報償費、奨励金、有害鳥獣駆除98万円の増額補正は、中型獣類の捕獲頭数増加のため増額するものです。

下段の7款1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金287万5,000円の増額補正は、中小企業融資の融資件数増のため増額するものです。

27ページ、28ページをお開きください。

2段目の8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費、12節委託料187万3,000円の減額、14節工事請負費2,060万円の減額及び21節補償補填及び賠償金100万円の減額補正は、社会資本整備総合交付金の交付額調整によるものです。

その下、4目橋りょう維持費、12節委託料2,500万円の減額及び14節工事請負費500万円の減額補正は、事業費の確定によるものです。

なお、ただいま説明いたしました道路新設改良費及び橋りょう維持費につきましては、別冊の予算説明資料に事業内容等を記載しておりますので御参照願います。

29ページ、30ページをお開きください。

2段目の5項住宅費、1目住宅管理費、13節使用料及び賃借料28万6,000円の増額補正は、公営住宅の空室増により設備の借上料負担が増加したためその費用を計上

するものです。

31 ページ、32 ページをお開きください。

下から2段目の10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、修繕料、学校施設67万4,000円の増額補正は、消防用設備点検結果により屋内消火栓設備の修理が必要になったことから増額するものです。

下段の3項中学校費、2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金、補助金、中体連・中文連参加出場費128万9,000円の増額補正は、スピードスケート競技大会への出場見込みにより増額が必要となったためその費用を計上するものです。

33 ページ、34 ページをお開きください。

2段目の5項保健体育費、3目学校給食費、10節需用費、賄材料費、学校給食387万4,000円の増額補正は、食材価格高騰により予算が不足するため増額するものです。

以上、歳出を終わり、戻りまして7ページ、8ページをお開きください。

1、歳入ですが、2段目の13款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料、2節都市計画使用料、本別公園使用料94万3,000円の減額補正は、ゴーカート、ボートの今期営業終了により調整するものです。

その下、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金1,529万円の増額補正は、障害福祉サービス給付費等の増加見込みにより増額するものです。

下段の2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金合計633万2,000円の増額補正及びデジタル基盤改革支援補助金194万8,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました住民情報システム、戸籍附票システムの改修及び住民情報システム標準化対応のための経費に対する補助金を計上するもの。

その下、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、物価高騰対応重点支援事業低所得者枠、事業費及び事務費合計8,356万9,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました物価高騰対応のための低所得世帯へ対する7万円の給付金について、事業費が国庫補助金で賄われるため計上するものです。

2目下、4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金、社会資本整備総合交付金、道路事業1,445万9,000円の減額補正は、補助金交付額の確定により減額するものです。

9 ページ、10 ページをお開きください。

2段目の15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金303万3,000円の増額補正は、障害福祉サービス給付費等の増加見込みにより増額するものです。

その下、2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金、福祉灯油事業50万円の増額補正は、福祉灯油事業実施に対する北海道補助金を計上するものです。

下段の16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2節その他不動産

売払収入、立木売払収入1,558万2,000円の増額補正及びその下の学校林売払収入2,311万1,000円の増額補正は、売り払いの入札執行によるものです。

11ページ、12ページをお開きください。

上段の18款繰入金、2項基金繰入金、15目1節ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金163万円の増額補正は、歳出で説明いたしました地方バス路線運行維持対策費等に充当するため取り崩すものです。

3段目の20款諸収入、4項1目7節雑入、支障木伐採補償189万6,000円の増額補正は、町有地にある高圧送電線の支障となる樹木を伐採したことに伴う補償金を計上するもの、その下、生活維持路線共同運行負担金80万9,000円の増額補正は、本別・浦幌生活維持路線運行に係る浦幌町からの負担金を運行経費増加に伴い調整するもの、4行下の医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金5万円の増額補正は、物価高騰に対する福祉サービス事業所に対する支援金を計上するもの、その下、残存物件売払い還付金1万2,000円の増額補正は、道営畑地帯整備事業において既存設備の更新があり、残存物件の売り払い代金を事業費負担割合により按分したものを計上するものです。

その下、2目1節過年度収入198万3,000円の増額補正は、前年度子どものための教育・保育給付費負担金及び児童手当交付金の事業費確定により国費及び道費の精算交付がされることによるものです。

以上、歳入を終わりました、次に4ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費補正ですが、1、追加。2款総務費、1項総務管理費、事業名、社会保障・税番号制度住民基本台帳システム改修事業497万9,000円、その下、3項 戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度戸籍附票システム改修事業135万3,000円は、それぞれ歳出で説明いたしましたシステム改修が年度内に完了できないことから、翌年度に繰り越すものです。

次の第3表、債務負担行為補正ですが、上段の1、追加は、事項、ごみ収集運搬業務委託。期間、令和6年度より令和10年度、限度額3億7,000万円で、令和6年度からの一般ごみ収集運搬業務を実施するために設定するものです。

その下、2、変更は、事項、本別町水道施設維持整備業務委託、限度額2,263万8,000円を、事業費の確定により2,051万3,000円に変更するもので、期間については変更ありません。

5ページを御覧ください。

第4表、地方債補正ですが、1、変更は、起債対象区分の変更及び事業量、事業費の変更、確定に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的、公共施設等適正管理推進事業、限度額8,060万円を7,270万円に、起債の目的、緊急自然災害防止対策事業、限度額1,850万円を1,820万円に、起債の目的、辺地対策事業、限度額1億2,170万円を1億250万円に。

6ページをお開きください。

起債の目的、過疎対策事業、限度額3億4,190万円を3億1,270万円にそれぞれ

れ変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

すみません、付け加えます。5ページにお戻りください。

変更の1段目です。記載の目的。緊急防災・減災事業、限度額2,390万円を2,250万円に変更するものです。

6ページにお戻りください。

2の廃止でございますが、起債の目的。地域活性化事業、限度額390万円を、低公害車導入事業が地方債同意基準の改正により起債対象外事業とされたため廃止するものです。

以上、令和5年度本別町一般会計補正予算（第16回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） ここで暫時休憩いたします。

午後 0時07分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に議案第80号の提案説明がございました。

これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、繰越明許費補正など一括といたします。ございませんか。

宮本議員。

○1番（宮本やよい） 19ページ、20ページ、3款民生費、7節報償費の視察参加についてですが、13万7,000円減となっておりますが、この理由について伺います。また、参加者の内訳についても伺います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） お答えいたします。

こちらのほうの視察参加奨励金でありますけども、老人ホームの建設等に関わる住民ワーキンググループのメンバーに先進地視察ということで、複合施設の視察研修という形で7人分予算を組んでおりましたところ、3名の出席という形になりましたので、その執行残という形になります。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） ワーキンググループの参加者7人の予定が3人に減になって、3人ってすごい少ないと思うんですけど、その少なくなったその要因について伺います。

また、その3人しか参加されてませんが、十分な効果がそれで得られたのかどうか、お伺いします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） こちらのほうにつきましては、2泊3日という平日の日程でありましたので、しかも函館市というところと札幌市という形になっておりまして、遠方であったということもありまして、ワーキンググループの方々もなかなかお仕事をされていたりというような形で日程が付かなかったということもあろうかなと推察す

るところであります。

3人のメンバーであります。視察後に行った職員と情報交換会行ないましたし、ワーキンググループの中ですとか、経営者委員会の中でもそういった参加報告、こういったところに行ってきましたというような報告をさせていただいて、その中で議論の中身、また付け加えて協議の中に、そういった見てきたものをこう感じたというようなところをまた付け加えて議論をさせていただいているところでもありますので、成果があったと認識しているところでもあります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 3点お伺いいたします。

1点目です。16ページ、まちづくり推進費委託料、運転免許。説明の中では、地域おこし協力隊の大型免許取得ということ。3年任期の地域おこし協力隊に免許を取らせるということで、免許は個人についてるものですから、3年終わってもその免許はその方が持っているということになります。今回取るということで、必要だという根拠をお知らせ願います。

2点目です。18ページ社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金、物価高騰対応重点支援事業低所得者枠。こちら7万円の給付ということですが、こちらの給付方法、時期をお知らせ願います。

3点目です。34ページ、教育費、学校給食費の賄材料費387万4,000円の増。説明の中では、物価高騰に対する増ということ。物価高騰、今年の7月8月ぐらいからもう物価高騰が始まってまして、物価上昇率3%はもう12か月横ばいだということ。その中で、年度当初につけた予算の中よりももっとこの材料が高騰になったということなのか、その内容ですね、387万4,000円。高級な材料を使ったのか、それとも今までと一緒の材料でこれだけ上がったのか、その辺を詳しくお聞かせください。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） まず1点目の作業免許のことでお答えをいたします。

農業支援員の今年採用になった地域おこし協力隊、農業支援員の業務に必要なだということ、今回計上させていただいております。必要な根拠はというところなんですけれども、免許がないと当然公道も走れないというところと、免許取得することによって作業の幅も広がってくるということで必要と判断して計上させていただいております。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 2点目の物価高騰対応重点支援事業の質問に答弁させていただきます。

こちらのほうの時期であります。12月15日広報で周知をいたしまして、随時申請を受け付けまして、年内にまず対象の支払いをしたいと考えております。その後は随時年明けになっていくかと思っております。

こちらのほうの支給方法につきましては、これまで給付金で行なっておりますプシ

ユ型という形で実施をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 賄材料費の部分についてお答えさせていただきます。

賄材料費ですが、年度当初予定していたものより肉類、野菜類、パン類等全てにおいて予定していたより単価のほうが上がっておりまして、その分に基づく増額補正となっております。また、献立とか使用する食材工夫などして経費を抑える努力はしてきたものの、栄養価、安心安全で栄養バランスのとれた給食を提供するためには、これだけの金額が必要ということで補正させていただいております。以上です。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 再度お聞きします。

最初の運転免許のことで、ちょっとすいません、ちょっと理解ができなかったものから。

普通免許はもう持っていると。だけど、業務に大型免許も必要だから取るということでよろしいですか。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

大型特殊免許とそれに伴う牽引免許でございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは歳出15ページ、16ページ、2款総務費、9目企画費、18節負担金補助及び交付金、失礼、先に12節委託料からお伺いをいたします。

12節委託料のうち業務委託料といたしまして、生活維持路線運行155万1,000円の計上がございます。こちらは歳入のほうでも説明がございましたが、本別浦幌線の負担金として浦幌の負担金として80万9,000円の計上もございました。こちらについてですが、まずこの必要性やその積算の内訳等具体的に分かるように御答弁を求めます。

2点目、18節負担金補助及び交付金、補助金うち地方バス路線運行維持対策費542万7,000円の計上がございます。こちら帯広陸別線でございます。こちら運行収益の差が増えているというところでございます。こちらの沿線自治体の負担が増となった上での御提案と見受けているところでございますが、こちらの積算の内容や今後の見通し等について具体的にお伺いをいたします。

3点目でございます。19ページ、20ページ、3款民生費、3目高齢者福祉施設費、10節需用費、うち修繕料、車両で41万円の計上がございます。こちら積算の内容や必要性について詳細お伺いをいたします。

続きまして、31ページ、32ページでございます。10款教育費、1目学校管理費、14節工事請負費、小学校エアコン設置工事といたしまして809万8,000円の減額で計上がございます。こちら減額提案となりました理由と、結果といたしまして設置の台数や台当たりの単価がどのようになっているのか詳細お伺いをいたします。

続きまして、4ページ、第3表の債務負担行為補正でございますが、事項といたしましてごみ収集運搬業務委託。期間が令和6年から令和10年度といたしまして3億7,000万円の計上がございます。こちら積算の内容と概要が分かるように詳細の御答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

午後 1時42分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

1点目、2点目の企画費の部分について、私のほうからお答えいたします。

まず、生活維持路線運行の部分につきましては、本別浦幌線の生活維持路線バスになるんですけれども、契約の中身としましてはマイクロバス、ワゴン車、普通の小型タクシー、それぞれで単価契約という形で結んでおります。実際どの車を使うのかにつきましては、予約の人数によって車を変えていくということになっております。

当初の予算の見積もりではマイクロバス、ワゴン車、小型車、それぞれある程度の台数を見込んでいるんですが、今年に入ってから、本別高校の入学者で浦幌から通う生徒っていうのも増えましたし、それに伴いまして1回当たりの、朝の便が多いんですが、それに対してマイクロバスの利用回数が増えたというような状況もございます。実際10月までの実績でいきますと、マイクロバスの使用想定が月当たり35回であったものが、実際には10月までで48回、毎月当たり使っているというような状況にもなっておりますので、その分当然大型の車を使うほうが単価が高くなりますので、委託料も上がってきたという状況になっております。

浦幌との負担割合につきましては、均等割、利用人数割というような形でそれぞれの額を計算しているんですけれども、均等割は全体額の85%を等分で割っていると、利用人数割につきましては、全体額の15%を発着地別の利用者数、それで割り返して負担割合を出しているところになっております。

続きまして、帯広陸別線のバスにつきましてはですけれども、バス運行につきましては国や道からの補助金も入って運行しているんですけれども、計算に当たりましては、実収入と実支出の収益差が基本になってきております。計算いろんな要素というかあるんですが、運行キロ数自体がベースになってきておまして、そこから乗車密度とかっていう部分での補正もかかりますけれども、今年令和5年度につきましては、前年までコロナウイルスの感染症の影響によりまして乗車密度が5人に満たない場合の減額補正というものが一時期免除されていたという部分がございますが、令和5年度につきましてはその減額措置が適用されることになりまして、実補助金額が減ってきているということもございます。実際に運行されたバスの全体の走行キロ数につきましては、令和4年度に比べまして3万2,000キロほど落ちてはいるんですけれども、それにより当然収入も落ちてきますので、収支差が増えたというような状況になっております。以上

でございます。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 19ページ、20ページ、3款民生費の車両修繕の関係で答弁させていただきます。

こちらのほうにつきましては、保健福祉課が所有しておりますセダンタイプの乗用車になります。日産シルフィーという車両になりまして、年式が平成26年1月登録という形になっておりまして、今年の12月時点で8万3,903キロの走行となっております。

こちらのCVT、変換機、ミッションが内部不良という形で、一式アセンブリーで交換をするという形で見積りを徴収しておりまして41万円を計上させていただいたところであります。購入するというような状況になりますと、また多額になるという形でもありますので、修繕をして使用したいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） それでは、小学校のエアコン設置工事の関係についてお答えさせていただきます。

まず減額の理由ですが、これについては入札の執行残というものになっております。

次に、エアコンの台数ですが、中央小学校9台、勇足小学校8台、仙美里小学校4台、合わせて21台となっております。また、1台当たりの単価になりますが、単純に割り返したのようになりますが、1台当たり155万7,800円となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 債務負担行為のごみ収集運搬業務委託に関してお答えいたします。

こちらの業務に関しましては、現在も行なっておりますごみの収集運搬の業務が令和5年、今年度で5年の契約が切れますので、6年からの新しい5年間、10年までの新たな契約を結ぶために必要な債務負担行為をとるというものになっておりまして、業務の内容につきましては、現在行なっているごみの収集日、収集品目についてを本別町全域において収集していただくというものになっておりまして、ごみの搬出先につきましては帯広のくりりんセンター、足寄にある銀河クリーンセンター、そして本別町にある指定保管場所ということで、共栄にストックヤードがございますのでこちらの3か所に搬入していただくという業務になっております。

現在の収集箇所につきましては、市街地で485か所、農村地区で103か所の収集場所をまわっていただいております。

積算の内訳ですけれども、大きく分けまして、まず1つ目が人件費です。こちらは収集にかかる運転手、作業員の人件費を見ておりまして、基本的には車両5台を活用して動いていただくということを想定してまして、運転手5名、作業員5名の10名について人件費を算出しております。単価につきましては、令和5年度の公共工事設計労務単価の運転手と軽作業員の単価を使っております。

それと2つ目は車両費です。こちらはこちらで想定しているパッカー車3台と、4ト

ンのトラック2台、あとはごみの積み替え等で使われるフォークリフト6台を想定しております。こちらの取得費用を減価償却定額法ということで、5年間に割って計上しております。またそれ以外には、車両の保険料ですとか公租公課、車両維持費として消耗品、タイヤ等を積算しております。

もう1つは燃料費です。こちらは車両6台にかかる燃料代ということで、走行距離に関しましては現状実績がありますので、4年度、直近の1年間フルでわかる走行距離として4年度の実際の日報の距離等を拾いまして、そこから算出した12万1,000キロを想定して、燃料費を計上しております。

それと一応全体にかかる一般管理費として6.6%程度の数字を積み上げております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは1点目にお伺いをいたしました生活維持路線運行本別浦幌線についてでございます。

こちら御答弁からは、利用者が当初の見込みより多いから、より大型であるマイクロバスの利用が増えているというところでございます。こちらマイクロバスとワゴン車と小型タクシーということでございますが、それぞれの台当たりの単価が分かればお伺いをいたします。

また、この予算提案というものについては、今後の見通しっていうものについて十分なものであると捉えてよろしいのか。これについては今後の利用者の推移というものも当然のことながら加味された御提案となっておりますので、今後の利用の見込み等についてもお伺いをいたします。

2点目にお伺いをいたしました地方バス路線運行維持対策費についてでございます。こちらは浦幌線とは比較して逆に利用者が減っているというような御答弁でございました。昨今運転手不足であるとか燃料費の増であるとか、諸々の理由等からバス路線の維持というものが困難であるということがうたわれているところ、報道等がなされているところでございますが、この御提案の実績を踏まえて、今後のその持続可能性とかについてはどのような御見解をお持ちの上での提案となっているのか、お伺いをいたします。こちら利用者も見込み等と併せて御見解を伺います。

3点目についてでございます。車両費、車両の修繕料についてでございます。CVTのアセンブリー交換ということでしたが、こちらのこれまでこの修繕料の提案に至るまでは適正に管理がなされてきたという車両でよろしいのか、認識としてよろしいのか。点検記録とは法定点検、車検のみならず1年点検等も適切に行なってきた上での結果となっているのかお伺いをいたします。

4点目でございます。小学校のエアコン設置工事についてでございます。入札におけるその執行残ということは理解しておりますが、主な要因として当初計上されたものとの辺について結果として執行残となっていたのか、分析結果についてお伺いをいたします。

続きまして、4ページの債務負担行為、ごみ収集運搬業務の委託についてございま

す。こちら燃料費等については、令和4年度の走行距離等を12万1,000キロでしたか、ということでございました。さきの議案においても言及したところでございますが、令和4年度においては3回ほど過積載の確認がされておりますが、その辺の走行距離の管理ってというのはどのようになっているのかという点と、併せて今後その適正適法に業務執行をするための体制というのはどのように構築する御予定なのか伺います。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

1点目、2点目のバスの関係ですけれども、まず浦幌線の部分なんですけれども、運行単価になります。マイクロバスにつきましては1キロ当たり500円、ワゴン車につきましては1キロ当たり320円、小型タクシーにつきましては1キロ当たり200円という単価になっております。今年度の予算ですので、今年度中の見通しとちょっと断らせていただきますけれども、今年度中につきましては高校生の利用が主になってるんですけれども…、すいません、ちょっと単価訂正させてください。小型車につきましては230円です。申し訳ございません。人数区分でいきますと、マイクロバスにつきましては8人以上の予約があった場合、ワゴン車につきましては3人から8人までの予約があった場合、小型車につきましては2人以下の予約の場合はそれぞれの車両で運行するという状況になっております。

見込みなんですけれども、高校生が利用の大半を占めておまして、現在の利用者につきましては高校1年生、2年生で14人という人数になっておまして、高校3年生が多かったとするならば、1月以降自宅での勉強期間というのがございますので人数が減るのかなとは思いますが、今年につきましては一、二年生が多いという状況になっておりますので、それほど車両の利用状況には変わりがないのではないのかなと捉えております。

また、浦幌から人工透析で通う患者もおりますので、それらにつきましては月水金、火木土といった形で定期的にご利用されてる方もおりますので、いわば安定した利用がある程度見込めるのではないかなとは思っております。

次に、十勝バスのほうですけれども、運行の見通し、持続可能性という部分でいきますと、現在我が町だけではなく十勝全体で地域公共交通の維持体制についての検討会議を行っておりますので、先日陸別線を含む自治体関係者で集まる機会もあったんですが、十勝全体の地域公共交通の計画におきましては、便の最適化、陸別線におきましては、運航の最適化を図っていったら、検討してはどうかというような提起もされております。また十勝全体におきましては、モビリティマネジメントと申しまして、公共交通をうまく使ってもらうための方策の検討、一部十勝全体では今年度実証実験等も行なうような形にはなっておりますが、そういったことも考えていかなければならないのかとは思っておりますけれども、先ほど申し上げました最適化という部分におきましては、現時点でも陸別線におきましては、6町が通過する関係市町になっているんですけれども、多分それぞれの町の希望をとると、どこかがのまなくちゃ、どこかで折れなくちゃならないっていう部分が生じてくるのかなと個人的にも思っております。一概に最適化が

どこまでうまくいくのか、現時点でのダイヤ自体が実は各町村の利用実態というか、最低限の希望を踏まえた最適化の状態ではないのかなという気もしますので、それ以上に何かできるのかっていうところを、十勝の取組ではございますけれども検討していかなければならないと捉えております。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 車両の修繕の関係で答弁させていただきます。

点検等も実施しながら、適正に管理をしております。以上です。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 小学校エアコン工事の執行残についてですが、こちらについてはエアコン本体の価格が予算で見込んでいたより安価に入ってきたものと推測しております。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） ごみ収集に関してお答えいたします。

R4年度実際にありました、議会でも報告しました3回分の過積載についてですが、こちら積んだ量等見まして、今使っている車では多いということで、それを2回に分ければ2倍の距離になるんですが、今、町内業者でこちらの委託業務を引き受ける見積り合わせに参加しようとする意向のある業者に確認したところ、今よりも大きな車を持っている、もしくは購入するというので、以前あった過積載にはならないような大きさの車で運ぶということも考えられております。また、走行距離減らすために、例えば2割3割しか積んでないトラックが2回走るよりも、6割積んで1回走ったほうが良いということで距離を短縮することもできますし、そういった部分、いろんな調整が可能だということで、いろいろ日報等をめくって計算した結果の12万1,000キロということで計算しております。

また法令遵守に向けての体制作りですけれども、こちら過積載あった結果を受けて都度指導しているということですが、今現在日報等、会社の方が持ってこられる際には必ず一言気をつけてくださいねということで、常日頃法令遵守に関しては注意を促しているところでもありますし、先日も会社のほうに用事があって担当が行った際にも、法令遵守には気をつけるようにということで会社でも話しておりまして、会社の方からも従業員に対して強い指導をしているということも聞いております。

また先ほど、ちょっと大きめな車を導入する予定だという部分もありますけれども、見積り合わせ後、落札業者決まりましたら、打ち合わせの中で、それ以外の対策、例えばスケールを入れるであるとか、そういったことを考えてくださいということで指導するつもりではあります。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 1点目にお伺いをいたしました本別浦幌線の生活維持路線運行についてでございます。こちら高校生が大半であるという御答弁、また人工透析等での通院患者ということでございました。こちらの利用者の居住地、本別町なのか浦幌町なのかという割合についてお伺いをすると、浦幌の方が多いのであれば、元々のその契約

内容、御答弁いただいた中でまず全体の 85% を等分すると、またはその全体の 15% を発着地の利用者数で負担するというような御答弁いただいたところでございますが、これらについては、受益者負担という考え方からとか、そういったところがこの契約等に何か反映される、またはされる予定とかがあるのか、この契約内容とかその契約の期限等についてどのようになった上での御提案となっているのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

浦幌線負担割合につきましては、過去におきましてはその均等割の割合がもうちょっと低かったりとかっていう部分もあったんですけども、この間何回か浦幌との協議を重ねて今の状況になっているというところでございます。一応予定としましては、次年度以降からの負担割合、在り方につきましては、今年度中に浦幌と協議をすることとなっておりますので、実際問題ほぼほぼ浦幌の方しか使っていないと言ったら語弊もあるかもしれないんですけども、そういう状況でありますので、そういった状況も鑑みながら、本別町にとってどういった負担にするのが良いのか、とはいえ浦幌の意向等もございまして、そういったところも十分すり合わせながら検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 80 号令和 5 年度本別町一般会計補正予算（第 16 回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 80 号令和 5 年度本別町一般会計補正予算（第 16 回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 81 号

○議長（篠原義彦） 日程第 8 議案第 81 号令和 5 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第 81 号令和 5 年度本別町国民健康保険特別会計補正予

算（第6回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費確定による減額と実施見込みによる増額対応の計上となっております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,435万7,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中ほどの2、歳出であります。5款保健事業費、3項健康管理センター事業費、1目施設管理費、11節役務費2,000円の減額及び2目健康管理事業費、12節委託料7,000円の減額、17節備品購入費1万9,000円の減額補正は、いずれも事業費の確定によるものです。

同じく2目健康管理事業費、3節職員手当等9万4,000円の増額補正は、時間外勤務の実施見込みによる超過勤務手当の調整となっております。

上段1、歳入であります。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金6万6,000円の増額補正は、収支の調整によるものです。

以上、令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第6回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第6回）について採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第6回）については、原案のとおり可決決定をいたします。

◎日程第9 議案第82号

○議長（篠原義彦） 日程第9 議案第82号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第82号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和6年度介護保険制度改正に伴うシステム改修及び介護予防・日常生活支援総合事業の増が主なものとなっております。

それでは 予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ368万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,829万8,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により説明いたします。

5ページ、 6ページをお開きください。

2、歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料252万3,000円の増額は、令和6年度介護保険制度改正に伴うシステムの改修を行なうものです。

次の18節負担金補助及び交付金87万3,000円の減額は、本別町介護従事者就業支援等補助金支給見込みによるものです。3段目の3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・日常生活支援総合事業費、18節負担金補助及び交付金245万9,000円の増額は、介護予防サービス利用者の増加に伴うものです。

次の段の2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費42万円の減額は執行残によるものです。

以上で歳出を終わりました。3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入であります。3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目事業費補助金88万円の増額は、歳出で説明いたしました介護保険システム改修に係る補助金であります。

次の段の7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金280万5,000円の増額は事業費の変更により調整するものであります。

以上、令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは歳出5ページ、6ページ伺います。

1 款総務費でございますが、1 8 節負担金補助及び交付金、補助金といたしまして本別町介護従事者就業支援等ということで87万3,000円の減額提案がございますが、こちら減額提案となる理由やその背景、どのように分析された上での御提案となっているのか伺います。

また3 款地域支援事業費、1 8 節負担金補助及び交付金、介護予防生活支援サービス事業費で240万7,000円の計上がございます。こちらサービス利用者増ということでございますが、積算の内容と増となっている分析、理由等について見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 1 つ目の介護従事者就業支援等の補助金であります。こちらのほうにつきましては、本別町内の介護保険事業所で働く方々への就業金という形になっております。引っ越し費用ですとか、あと5 年以内毎年働いた1 年勤続ごとに就業金をお支払いしているという関係になりまして、1 年当たり、年度当たり10 人ほどの予算を計上しておりますところ、今年度につきましては、今年度の採用ですとか、そういったものが予定よりも少なかったというような形の中で事業所から各聞き取りを行なっております、今後もう3 月までの採用のほうもあまりないというような形でありますので、そういった実績によりまして減額を行なうものであります。

もう1 点、介護予防生活支援サービス事業費でありますけれども、こちらのほうは本年度より事業開始しておりますまる元、まるごと元気まる元教室でありますけれども、当初も2 クラスでありましたけれども、盛況でありまして3 クラスに増額をしたというような形で前回も補正予算提案をさせていただいておりますけれども、そういった元気高齢者の方々が予防教室に多く参加をされているというような状況にもありますし、社会福祉協議会のほうに委託を行なっております、いきいき元気教室、仙美里、勇足、本別3 会場で行なっておりますけれども、こちらのほうも当初より人数が増えてきて、参加者のほうも増えてきているというような形で、今それぞれ事業展開をされているところでの増額になるところであります。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5 番（梅村智秀） 1 点目にお伺いをした点でございますが、こちら理由についてはお伺いをいたしました、その背景というものはどのように捉えていらっしゃるのか御答弁いただけてませんでしたので、改めてお伺いをいたします。

2 点目でございます。こちらにつきましても、こちらは増となる背景についてお伺いのできたところでございますが、積算内容についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 7 分 休憩

午後 2 時 3 0 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁からとします。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） それでは梅村議員の質問に答弁させていただきます。

まず、介護従事者就業支援の関係です。こちらのほうの背景ということでございましたが、当初6人ほどの新人、新しい採用を予定しておりましたけれども、4名の採用という形で現在なっております、2名分の減額、またあと中途退職の方が1名おるといところで、そちらのほうの減額という形になっております。

こちらの背景といたしましては、先ほども言いましたが6名の予定のところを4名という形でありますので、各事業所で募集はしているところなんです、なかなか介護現場という形で職員に就く方が応募がないというような状況であります。しかしながら、事業所からはこの支援金があるおかげで背中を押してもらっているというような声もいただいているところではあります、現実的には不足しているという状況であります。

もう1点、介護予防生活支援サービス事業費のほうでございます。先ほど私、まる元運動教室といきいきの利用者が増えたということで答弁させていただいたんですが、こちらのほう間違いでありまして、訂正をさせていただきたいと思っております。こちらのほうの介護予防生活支援サービス事業費につきましては、総合事業という形で位置づけられておまして、通所サービスと訪問サービスになります。当初予定といたしましては通所デイのほうですが17人予定しておりますところ現在も17人、訪問が23人の予定で当初予定しておりましたが26人という形で3人、月額3人ほど伸びております。この3人の12か月分という形で36か月分がこの204万7,000円という形で積算になっております。お詫びし訂正をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 3款の介護予防生活支援サービス事業費については、もう丸々訂正ということでございましたので、こちらも積算の内訳はお伺いいたしました。

それでは、訪問の利用者が月当たり3名増ということでございますが、こちらのはその背景等についてはどのように分析の上での御提案となっているのか伺います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 昨年実施いたしました介護のアンケートにつきましても、やはり自宅でサービスを受けながら生活したいという方が多くいらっしゃるところであります。何らかの見守りがあれば自宅で生活できるという方も多くいらっしゃいますので、そういった訪問のヘルプサービスを受けながら、自宅で生活をしているという方が増えてきていると考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第82号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）について採決をいたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第83号

○議長(篠原義彦) 日程第10 議案第83号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長(前佛清治) 議案第83号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費の調整及び執行残の計数整理が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,904万1,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の2、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費、1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の補正は、人事異動等に伴う人件費の調整によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

その下、17節備品購入費1万9,000円の減額補正は、事業費確定によるものであります。

戻りまして、上段の1、歳入ですが、1款サービス収入、1項介護給付費収入、2目自己負担金収入、3節過年度負担金収入5万2,000円の増額補正は、過年度の自己負担金滞納繰越分を計上するものであります。

次の4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金9万9,000円の増額補正は、歳出で説明しました事業執行見込み及び医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金交付額確定などにより調整するものであります。

次の6款諸収入、1項1目1節雑入、医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金5万円の増額補正は、障害福祉サービスにおける短期入所サービスを実施している事業者に対して交付されるものであります。

以上で、議案第83号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)

の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 今年度における待機者の状況はどうなっているか、どのように対応しているか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 阿保議員、もう一度。

○10番（阿保静夫） 入所待機者の状況について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） お答えします。

入所待機者の状況でありますけども、現状でいきますと、要介護3以上の方、11月現在でいきますと、24名というような形となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第84号

○議長（篠原義彦） 日程第11 議案第84号令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第84号令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では需用費の消耗品費、薬品及び修繕料の増額、委託料執行残の減額、歳入では基金繰入金及び繰越金の増額が、主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,280万9,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

2、歳出ですが、1款1項簡易水道費、1目一般管理費、10節需用費、消耗品費40万5,000円の増額は、配水量の増に伴う薬品費の使用見込みによるものです。

12節委託料50万1,000円の減額は、簡易水道施設維持整備委託業務の事業費確定によるものです。

2目維持修繕費、10節需用費、修繕料75万5,000円の増額は、9月にも補正させていただいておりますが、9月以降防除施設修繕12件、漏水修繕1件、仕切弁修繕1件と見込みより支出が増えている状況で、今後の修繕を見込み増額補正するものです。4款1項1目予備費152万6,000円の増額補正は、水道事業への統合に伴い、簡易水道基金を廃止し水道事業会計に引き継ぐためのものです。

4ページ、5ページにお戻りください。

1、歳入ですが、3款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金142万円の減額補正は収支の調整によるものです。

2項基金繰入金、1目1節簡易水道基金繰入金152万6,000円の増額補正は、歳出で説明しました簡易水道基金の廃止に伴い、繰り入れるものです。

4款1項繰越金、1目1節前年度繰越金210万7,000円の増額補正は、前年度の決算額の確定による繰越金の増によるものです。

次に、3ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正であります。1、変更。

内容としましては、事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

事項。本別町水道施設維持整備業務委託1,742万4,000円を1,592万円に変更するものであり、期間は変更ございません。

以上、令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、債務負担行為補正一括といたします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは歳出2目の維持修繕費、10節需用費、修繕料配水管等施設で75万5,000円の計上がございます。防除用水施設の修繕ということでございまして、件数についても御説明をいただいたところでございますが、こちらの9月にも補正を行なっているということから、こちらその防除用水施設の設置、敷設の年月日等、

経過年数等から一定程度そうした修繕費の見込み等は立てれるようなものなのか、それともやはり9月に補正を行なって、さらにまた12月このような補正を行わなければならない、つまりは今後も同様のことが起こり得ると捉えてよろしいのか御提案に際してお伺いをいたします。

また予備費ないしは歳入に計上がございます、法改正等によって生じる簡水の維持管理や保守管理業務について、何らかの影響等というものは具体的に生じるのか、こうした事務手続きといいますか、のみにとどまるのか、提案に際しての御見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

午後 2時46分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 御質問にお答えいたします。

修繕費の関係なんですけども、防除施設の主な修繕に関しましては、凍結が主なものです。耐用年数とかではなく、一応注意喚起は行なってるんですけども、その水の落とし方といいますか、それでバルブがあるんですけども、そのバルブのところに水が少し残っててそこが凍結によって破裂する、亀裂が入ってしまうというのが主な防除施設の修繕になってます。なので、耐用年数といいますより予防的に交換するよりも壊れたときに事後修繕という形で全部行なっております。

2問目につきましては、基金の繰入金の関係なんですけども、これは基金今までずっと積み立てておりましたけども、これを歳入で入れまして、歳出でまた同じく見ております。これを簡易水道を廃止しますんで、それを水道会計と今度是一緒になるんで、水道会計のほうにその全額繰入れるっていう形で、考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず維持修繕費について、防除施設についてでございますが、こちらの今回の提案はその凍結等によるものということなのか。9月の補正時点では季節柄凍結というものは当然のことながら起こり得ない気温でありますので、そういう観点から言うと今回はそうであるんでしょうが、その9月の時点に遡った際でも、であればその当初予算で十分に見込んでいけるということなんですけども、今後については。その辺について御見解を、この施設の特徴等を捉えて改めてお伺いをいたします。

4款の予備費ないしは基金の関係で御答弁いただいた点ですが、そちらについては承知して、御答弁いただいた内容は承知してございますが、そうした会計上の手続きだけで済んで、結果として保守管理や維持管理の実務については特段の変更等は生じないと、これに伴って生じないと捉えてよろしいのか伺います。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 1問目についてお答えいたします。

今回の補正75万5,000円については、一応防除施設2件分と管路の漏水3か所分、それと施設機器の修繕で1か所、1件分を見込んでおります。っていうのは、漏水3件

分というのは、今現在ちょっと仙美里のほうで漏水が起きていまして、それを修繕する1か所分と、あとこれから冬季に入るんですけれども、3月までの漏水に対応するために2件分見ております。防除施設に関しては約2件分程度見込んでおります、今回の補正についてですね。あとは、施設機器っていうのはいつ壊れるかわからないっていうのがあるんで1件分、約10万円ほど見ております。

2問目なんですけれども、維持管理に関しては影響はありません。以上になります。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 1点目の維持修繕費、防除施設の維持修繕料についてでございますが、つまりはこの防除用水施設については、例えば設置、敷設からその何年経過したからここが壊れてくるとかっていうようなもの、見通しが立つものではなく、常にこうしたことが今後も起こり得る、当初での見込みだけではなくこうした補正対応というのが今後も起こり得ると捉えてよろしいのか、その防除施設自体の特徴とかこれまでの経緯を踏まえて、見解をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 防除施設につきましては、平成3年に施工したものが一番古いものになります。なので30年程度なので耐用年数はまだきてないんですけれども、当初から見込むという形もあるんですが、前年でいけば修繕費は360万円ほどかかっていますけれども、一応少なく見て補正で対応していきたいと、事後修繕などで補正で対応していきたいと考えております。以上になります。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第85号

○議長（篠原義彦） 日程第12 議案第85号令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第85号令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、委託料執行残の減額、歳入では繰越金の増額が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ137万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,379万1,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

2、歳出ですが、中段の1款総務費、2項施設管理費、2目処理場管理費、12節委託料144万2,000円の減額の内訳は、処理場維持整備委託業務の事業費確定により132万円の減額、新たに1戸脱水汚泥を試験施用したいとのことで、産業廃棄物処理から農地施用へ8トン汚泥料を変更することに伴い、汚泥等運搬4万9,000円の増額、汚泥運搬処理17万1,000円の減額をするものです。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

1、歳入ですが、4款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金376万3,000円の減額補正は、主に収支補填376万4,000円の減額で収支の調整によるものです。

5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金283万円の増額補正は、前年度の決算額の確定による繰越金の増によるものです。

6款諸収入、2項1目1節雑入の43万7,000円の減額は、令和4年度確定申告による消費税還付金額の確定によるものです。

次に、3ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正であります。1、変更。

内容としましては、事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

事項。下水道管理センター維持整備業務委託1億1,088万円を1億692万円に変更するものであり、期間は変更ございません。

以上、令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、債務負担行為補正一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第86号

○議長（篠原義彦） 日程第13 議案第86号令和5年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第86号令和5年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では燃料費及び修繕料の増額、委託料執行残の減額、歳入では、一般会計補助金の減額が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和5年度本別町水道事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益は53万円減額補正し、収入の総額を1億4,757万7,000円とするものです。

支出の第1款水道事業費、第1項営業費用は53万円減額補正し、支出の総額を1億4,757万7,000円とするものであります。

債務負担行為。

第3条、予算第6条に定めた債務負担行為の限度額を次のように改めるものであります。内容としましては、事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

事項。本別町水道施設維持整備業務委託5,979万6,000円を5,464万8,000円に変更するものであり、期間は変更ございません。

他会計からの補助金。

第4条、予算第11条に定めた補助金の金額を53万円減額補正し、2,171万6,000円に改めるものです。

それでは、予算説明書により主なものについて御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

収入ですが、1 款水道事業収益、2 項営業外収益、2 目他会計補助金 5 3 万円の減額は、収支の調整による一般会計補助金であります。

支出ですが、1 款水道事業費、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、燃料費 2 4 万 8, 0 0 0 円の増額は、燃料単価の値上がりによる浄水場の暖房用燃料である A 重油と灯油の購入費を増額するものです。

下段の委託料 1 7 1 万 6, 0 0 0 円の減額は、浄水場維持整備委託業務の事業費確定によるものです。

2 目配水及び給水費、修繕費 6 5 万 6, 0 0 0 円の増額は、漏水等により修繕の支出が増えている状況で、今後の漏水や故障などの修繕を見込み、これらに対応するため増額補正するものであります。

3 目総係費、印刷製本費 2 5 万 1, 0 0 0 円の増額は、簡易水道会計廃止に伴い、料金お知らせ票の様式が変更となるため、令和 6 年度使用分を変更された様式で 4 月の検針に間に合わせるように作成するものです。

以上、令和 5 年度本別町水道事業会計補正予算（第 3 回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出など一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 8 6 号令和 5 年度本別町水道事業会計補正予算（第 3 回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 6 号令和 5 年度本別町水道事業会計補正予算（第 3 回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 8 7 号

○議長（篠原義彦） 日程第 1 4 議案第 8 7 号令和 5 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 5 回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） 議案第87号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収入では上期実績による調整、支出では人事異動等に伴う人件費の調整及び上期実績による経費の調整、臨床検査機器の購入が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益を3,843万5,000円減額、第2項医業外収益を8万9,000円減額し、収益の合計を10億9,476万5,000円とするものです。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を205万1,000円減額し、費用の合計を11億6,689万6,000円とするものです。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款資本的収入、第4項繰入金金を1,185万8,000円増額し、収入の合計を1億7,038万1,000円とするものです。

支出では、第1款資本的支出、第1項建設改良費を1,185万8,000円増額し、支出の合計を2億69万3,000円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第10条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、第1号職員給与費を182万円減額し7億8,838万5,000円とするものです。

2ページをお開きください。

他会計からの補助金。

第5条、予算第11条に定めた補助金の金額を次のように改めるもので、第3号退職手当組合事前納付金を1万2,000円減額し614万3,000円に、第4号基礎年金拠出金公的負担経費を5万2,000円減額し1,810万9,000円に、第5号公立病院経営強化の推進に要する経費を2万5,000円減額し381万7,000円とするものです。

次に、5ページ、6ページをお開きください。

補正予算説明書であります。収益的収入から御説明いたします。

収益的収入。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益を1,460万円、2目外来収益を2,383万5,000円減額するものですが、上期の実績を勘案し補正するもので、当初予算と対比いたしますと、入院は、1日平均患者数で1.4人減の38.6人、また、外来の1日平均患者数は約22人減の112人で、共に現行予算を下回る状況と見込まれることから、今回減額補正をするものであります。

2 項医業外収益、2 目他会計補助金 8 万 9,000 円の減額は、人事異動等による給料、手当の変更に伴う繰入金の調整と、支出で計上しております経営強化プラン策定支援業務の契約執行による残額の調整によるものです。

7 ページ、8 ページをお開きください。

収益的支出。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費、1 節給料から 5 節法定福利費、合計 1 8 2 万円の減額は、人事異動等に伴う調整を行なったもので、内訳につきましては 1 1 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

3 目経費、6 節消耗備品費 3 万 8,000 円の減額及び 1 5 節委託料のうち各保守点検等にかかる減額は、執行額確定及び執行見込み額の減により減額するものです。

1 1 節修繕費 8 8 万 3,000 円の増額のうち医療機械備品修理 7 2 万 1,000 円は、内視鏡検査で使用する下部消化管内視鏡修理等にかかるもので、院内外補修 1 6 万 2,000 円は消防・防火設備修繕用として増額するものでございます。1 3 節賃借料 5 0 万 3,000 円の増額は、ハイヤー借上料金の値上げにより増額をするものです。1 5 節委託料のうち短期看護師派遣 1 3 5 万円の増額は、派遣看護師の期間延長によるもの、CT・MRI 読影料 7 4 万 8,000 円の増額は、年度途中による読影価格の改定により増額するものであります。

続きまして、9 ページ、1 0 ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございますが、資本的収入。

1 款資本的収入、4 項繰入金、2 目医療施設等整備基金繰入金、1 節医療施設等整備基金繰入金 1,1 8 5 万 8,000 円の増額は、今回予定しております医療機器購入費用の充当分を繰入れするものです。

資本的支出。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、3 目固定資産購入費、1 節機械及び備品購入費 1,1 8 5 万 8,000 円の増額は、臨床検査に必要な尿検査装置及び血液検査装置 2 種を購入するものです。

以上、令和 5 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 5 回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括といたします。

梅村議員。

○5 番（梅村智秀） それでは収益的収入及び支出、5 ページ、6 ページでお伺いをいたします。

収入につきまして、入院収益ないし外来収益につきまして、上期の実績を基にいずれも下方修正としての減額提案でございますが、その具体的理由等についてはどのようなものとなっているのか。分析結果、また背景等をお伺いいたします。

続きまして、7 ページ、8 ページ支出でございます。

15節の委託料で短期看護師派遣ということで、派遣看護師の期間延長ということで御説明があったところでございます。こちら135万円の積算内容と、またこちらの提案、看護師等の数というものは十分足りているのかという点についてお伺いをいたします。

続きまして、9ページ、10ページでございます。

支出につきまして1,185万8,000円で機械及び備品購入費の計上がございますが、こちらのその更新予定ということで、更新購入先の選出選定方法等はどのようにお考えとなっているのか、お伺いをいたします。

1点戻りまして7ページ、8ページないしは5ページ、6ページにも記載がございますが、経営強化プラン策定支援ということで2万5,000円の減額計上がございます。こちら経営強化プランの現状、この提案に際しまして現状はどのようになった上での御提案なのか、プラン策定の現状、経過等ですね、またこれらの実施の見通し等はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） まず1点目の入院外来収益の下方修正、減額の部分でございます。

当初予算比に比較いたしますと、入院収益で年度末のこの補正によります決算見込みにおきましては、収益ベースで3.9%の減、入院患者数ベースで言いますと、当初から比べまして約1.1%の減、1日当たりの平均入院患者数でいきますと当初40人のところ今回の見込みでは39.6人としております。

また、収益に関係してきます診療単価の部分でございます。こちらにつきましては年度当初比較2.8%の減ということで、年度当初2万5,350円の平均単価を見ておりましたが、年度末見込みといたしましては2万4,651円、約700円程度の減ということでの年度見通しを今回の補正で行なっているところでございます。

また、外来の収益の部分でございます。こちらにつきましては、収益ベースで当初予算と比較いたしますと、決算見込みベースで言いますと8.2%の減額。外来の患者数で申し上げます12.4%の減、1日平均の外来患者数で当初でいきますと134人で計上しておりましたが、今年度末見込みでは117.5人としております。

また、診療単価、外来1件当たりの診療単価ですが、こちらにつきましては年度当初8,943円を見ておりましたが、今年度の決算見込みベースで言いますと9,376円ということで、約430円の増額ということで4.8%の増をした診療単価の額を見込んでいるという内容としております。

この間の入院患者の部分につきましては、8月にクラスター等が当院で起きまして、一旦地域包括ケア病床の稼働が極端に少なくなったという状況、そういった状況もありまして、入院収益については当初予算よりも減額になっているという状況。ただ入院患者数ベースでいきますと、大体おおむね予算どおりの人数が入院実績として見込まれるのかなというところで今考えているところでございます。

また、今年度のクラスター前の時期については、おおむね純収益も月の当初予算ベー

スの額を超える月もありましたので、そういった部分も含めて今回こういった内容の減額修正の額、積算をしているというところでございます。

続きまして、15節の短期看護師派遣の委託料の部分でございます。こちらの部分につきましては、今回12月までの今期間で委託をしていただいておりますけども、1月からさらに3か月間延長するというので、一月当たり67万円かかります。これまでの予算等も精査した中で今回135万円ということで、約2か月分程度になりますけども、こちらのほうを増額するという内容となっております。看護師の充足状況でございますが、人数的には看護師の人数はいるのですけれども、やはり今その子育て中の時短勤務者であったり、あとはその疾病、病気等も抱えた看護師等もいる中で、そういった勤務調整配慮等も行ないながらやっている状況、あと派遣といいますか派遣以外で、夜勤専従の看護師等も今実際に雇用している中で、そういった夜勤の方の状況、月に何回できるかとそういったところも踏まえると、人数的には充足してるんですけども施設基準で申し上げますと、ぎりぎりのところで今動いているといったような状況となっているところでございます。

続きまして、備品の部分でございます。それぞれ3種の尿検査機器と、あと血液関係の機械ということで、この部分につきましては、十勝管内にある医療機器メーカー3社による見積もり合わせを行ない、そちらの中で業者選定をしていく予定としております。選定機種につきましては、尿検査機器につきましては、臨床検査技師が使用するものでございますが、血液検査の装置、いわゆる臨床化学自動分析装置あと他項目自動血球計数装置につきましては、主に時間外のいわゆる救急等で来られた方の血液検査で看護師等が使用するものでございますので、当然分かりやすくメンテナンスも手間のかからない、そういった機種を選定した中で、この予算可決後に見積り合わせ等で実施をさせていただくという予定でございます。

あと経営強化プランの今回2万5,000円ということで委託料減額をしているところでございますが、こちらにつきましては、契約金額の確定による事業費確定による減額調整という内容でございますけども、現在の進捗等につきましては、これまで当院の経営分析、あるいは経営の在り方検討、病院機能のそういったあり方そういった検討、あるいは具体的な経営目標等の設定等を今進めているところで、まさに今基礎作業等も含めて最終的な調整をこれから行なっていくところでございます。当然、今年度も含めてということもございますけども、来年度以降の経営のそういった収益状況等につきましては、院内体制、いわゆる人の問題等もございます。そういったスタッフの配置等の部分の関係もございますので、そういったものも今並行して体制整備を作っていくという状況の中で、そこら辺と併せて強化プランについても検討しているという状況でございます。年度内について確定をさせていくという予定でございますので、御理解のほどいただきたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず収入の部分でございます。

入院収益、外来収益の減額提案についてでございます。御答弁の中ではクラスター発

生前についてはおおむね順調であったというような趣旨の答弁でありましたが、下期については当然のことながらさらなるクラスターの発生を想定した上での提案となっていないであろうと察するところでございますが、そういったことから考えれば下期について若干想定、予定どおりまたは上期のクラスター発生前に近い上向きになるというような要素も含まれた上での提案となっているのか、その辺ちょっと改めてお考え等をお伺いいたします。

支出についてでございます。短期看護師派遣の部分につきまして、月額67万円ということでございます。また期間については1月から3月の3か月間ということでございますが、計上は135万円でございます。こちらについてちょっと理解が及びませんでしたので、なぜ3か月分の計上となっていないのか、お伺いをいたします。

また経営強化プランの策定支援についてでございます。現在最終調整中ということでございます。これまでにおいても年度内に完成をして、新年度より施行と御説明をいただいていたと記憶しているところでございますが、その辺については予定どおりと捉えてよろしいのか、改めてお伺いをいたします。また確定後、確定から施行までの間について、公表等についてはどのような御見解、御予定でいるのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時24分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） まず1つ目の収益の考え方の部分でございます。

議員おっしゃいますとおり、当然クラスター等の発生は考慮、当然していない中での見通しを立てているものでございまして、入院収益等についてはほぼ予定どおりの金額というところで今収益で見込んでいるところでございます。

ただ外来の部分につきましては、参考なんですけど、上期ベースで昨年度と外来を比較、行政報告の中でもお話をさせていただきましたが、おおむね人数的には昨年度、若干500人ぐらい減っているという状況の中で、こちらの部分については昨年の発熱外来等の受診者、約上期ベースで前年比約400人から500人ぐらい減っているという状況もございまして、そういった部分差し引いても予算の見込みベースには届いてないんですが、上期の実績ベースで捉えますと、若干全体としては伸びてるのかなと今考えているところでございますので、そういった部分も含めて当初予算との差異はございますけども、当然そういった現状、上期の部分で踏まえた中で外来についても減少幅といいますか、そういったものを少なくしながら見通しを立てているという形での今回の御提案とさせていただいているところでございます。

あと、派遣看護師のその単価の部分でございますが、失礼しました、当初予算で一応9か月分の12か月を算定をしておりましたが、こちらの契約勤務実績によって派遣の委託料が変わるというところで、一応今回補正させていただく分については3か月分と

ということですが、基本単価といたしましてアップで67万円ということに計上させていただいております。これまでの勤務実績によるいわゆる少なかった部分、いわゆる執行残の部分を勘案いたしまして今回135万円という形での予算計上ということになってることで御理解いただければと思います。

あと経営評価プランの部分ですが、基本的には予定どおりという部分でございます。当然こちらの策定後の部分については、当町のホームページ、当院のホームページ、あるいは町広報等でも、お知らせをしていく必要があるのかなと現時点で捉え、考えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第87号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

念のため申し上げます。

明日12月6日から11日までの6日間は休会であり、12月12日午前10時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は本日から12月7日正午をもって締め切ります。質問のある方は締切り時間を厳守の上、提出願います。

これで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 3時29分）

令和5年本別町議会第4回定例会会議録（第2号）

令和5年12月12日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（12名）

- | | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-----|------|
| 議長 | 12番 | 篠原義彦 | 副議長 | 11番 | 柏崎秀行 |
| | 1番 | 宮本やよい | | 2番 | 加藤徹己 |
| | 3番 | 丑若浩行 | | 4番 | 水谷令子 |
| | 5番 | 梅村智秀 | | 6番 | 石山憲司 |
| | 7番 | 藤田直美 | | 8番 | 方川一郎 |
| | 9番 | 高橋利勝 | | 10番 | 阿保静夫 |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------|-------|----------|------|
| 町長 | 佐々木基裕 | 副町長 | 村本信幸 |
| 会計管理者 | 藤野和幸 | 総務課長 | 三品正哉 |
| 農林課長 | 篠原順彦 | 保健福祉課長 | 長屋和幸 |
| 住民課長 | 宮口淳哉 | 健康・こども課長 | 高橋紀尊 |
| 建設水道課長 | 加藤勉 | 企画財政課長 | 松本秀規 |
| 未来創造課長 | 野崎昌也 | 老人ホーム所長 | 前佛清治 |
| 国保病院事務長 | 小川芳幸 | 総務課主幹 | 上原章司 |
| 総務課主査 | 石川雅康 | 教育長 | 高橋哲也 |
| 教育次長 | 武田敏英 | 社会教育課長 | 千代孝徳 |
| 農委事務局長 | 舛舘憲 | 代表監査委員 | 井出英彦 |
| 選管事務局長 | 三品正哉 | | |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

- 事務局長 中川雅之 総務担当主査 越後 忠

総務担当主事 今 井 綾 香

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議会運営委員会報告

○議長（篠原義彦） 日程第1 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、藤田直美議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（藤田直美）〔登壇〕 報告いたします。

選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について申し上げます。

選挙管理委員会委員及び補充員の任期が12月20日までであり、新たに選出する必要がありますことから、明日12月13日の本会議において指名推選による選挙を執り行なうことといたしました。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） これで、報告済みといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（篠原義彦） 日程第2 一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

11番 柏崎秀行議員。

○11番（柏崎秀行） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について質問をさせていただきます。

質問事項。

物価高騰に効果的な支援を。

質問要旨。

物価高騰の高止まりが続き、町民の暮らしに大きな影響を与えています。国や道は低所得者を中心に給付金や福祉灯油を予定し、本町でも定例会初日に可決しました。物価上昇率は横ばいで、3%以上となったのは12か月連続です。いまだ先行きの見えない中、全体的な支援が必要と考え伺います。

1番目、物価高騰対応の地方創生臨時交付金や類似する国や道からの予算の今後の見通し、また、令和5年度における地方創生臨時交付金の執行状況を伺います。

2番目、今定例会で物価高騰対策として低所得者世帯への給付、福祉灯油が可決されたところです。物価高騰で苦しんでいる全町民を対象とした支援策が急務だと考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 柏崎議員の物価高騰に効果的な支援をの御質問に答弁

をさせていただきます。

1点目の物価高騰対応の地方創生臨時交付金等の今後の見通し及び令和5年度におけるそれらの事業の執行状況についてであります。継続する物価高騰に対しましては、国におきましては、先日成立した補正予算において、低所得者世帯に対する7万円の給付金のほか、地方公共団体が実施する食料品・エネルギー価格高騰に伴う低所得者世帯への支援等の推奨事業に対する重点支援交付金を措置したところであります。

また、北海道におきましては、国の補正予算による重点支援交付金事業として、子育て世帯に対する5,000円相当のおこめ券、牛乳贈答券の配布やLPガス料金値引きのための販売事業者への補助金支給、燃料費やその他生産資材の高騰対策として、公共交通事業者、運送事業者、農業者への支援など、幅広く支援を行なうための予算補正を北海道議会に提案したところであります。

本町では、物価高騰対策につきましてはこれまで、本年度6月議会において、低所得者世帯への3万円の給付金や低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金の支給を、8月の議会において全世帯向けの8,000円の商品券配布をはじめ、商工事業者、農業者への支援事業をそれぞれ議決をいただき、実施してまいりました。

11月末までの主な事業の実施状況についてであります。生活応援商品券配布事業では、対象となる3,399世帯のうち3,369世帯へ配布を行ない、配布総額は2,695万2,000円で、11月の中間精算時点までに1,780万8,000円分、66.1%が使用済みとなっております。

事業者支援として実施いたしました、商工業者電気料高騰臨時特別支援事業と営農資材高騰緊急対策臨時特別支援事業は、それぞれ商工業者支援事業で142事業者、760万1,492円、営農資材支援事業では定額分、酪農飼養頭数加算併せて248件の農業者に対し、合計2,470万400円の給付を行っております。

商品券配布事業では、券が使用された事業所も、小売業からサービス業まで幅広く使われており、一定程度の経済波及効果があったものと捉えておりますし、また、事業者支援に関しましても、各団体からは高評価の声をいただいているところであります。

2点目の全町民を対象とした支援策が急務であるとの御指摘につきましては、国の経済対策におきましても、低所得世帯以外への対応は、所得税、住民税の減税で、実際の効果が反映されるのは来年6月以降と言われていることから、現在それまでの間での効果的な取組を検討しているところであります。

いずれにしましても、本町における経済対策につきましては、各関係団体の意見を伺いながら速やかな対応を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） ただいま、町長のほうから御答弁いただきました。

何点か再質問させていただきます。

①です。ちょっと分からなかったところもあるのですが、重点支援交付金を道にお願いしているという内容だったのかなと思います。こちら重点支援交付金というのはどういった性質なのか、いつまで消費するのか、どういった目的に使用するのか、その点をお聞きしたいと思います。

また、地方創生臨時交付金の執行状況ということですが、途中、61.8%の執行率ということになっていました。これ全体的なものなのか、先ほど町長から説明のあった農業者支援、事業者支援の執行率も併さっているものなのか、最終的な執行率、全体の執行率をお聞きしたいと思います。

また、町民全体にこれまでも様々な支援策を講じてきていると思います。本別町は、ほかの他町村から見てもかなり手厚くやっていると私自身は理解しているところです。今回のそういった物価高騰の上昇率、かなり厳しいものがございます。来年にかけても物価高騰の波は緩やかにはなりますが、値上げは続いていくと専門家もおっしゃっていました。物が上がるだけでなく、サービスも上がっていく。こういったことでは、経済の循環にはならないと感じているところでございます。

皆様耳にするとは思いますが、物価高騰しても賃金が追いつかない。この状況が続いている以上は、国民、町民が苦しんでいくと思いますが、そちらの見解も併せて伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 私のほうからお答えいたします。

まず、1点目の重点支援交付金の件なのですが、これは今までもやられていた地方創生交付金事業の名称になりまして、今回からはコロナの要件は除かれているよという部分はございます。

夏にもこの事業を実施しているのですが、国からのメニューの示し方としましては、生活者支援の推奨メニューというのと事業所支援の推奨メニューで、併せて8メニューが示されているところでございまして、これまで本町におきましては、生活者支援としましては、これは先ほど申し上げました生活応援商品券の事業、事業所支援としましては営農資材高騰の支援事業、あるいは商工事業者の電気料高騰の支援事業、福祉介護施設等のエネルギー高騰対策の支援事業等をやっているというところではございます。

執行率につきましては、先ほど66.1%と申し上げましたのは、そのうちの商品券事業についてになっております。全体の事業の執行率としましては、今手元にある数字では、実際に給付した部分の数字があるのですが、事務費をとりあえず今、省かせていただいていますけれども、総額の予算自体は9,350万円の予算でした。これにつきましては事務費等も計上しております。執行済額につきましては給付の部分だけではあるのですが、全体で6,157万9,892円の執行になっておりまして、単純に、予算に比較しまして65.9%の執行という状況になっているところで

ございます。

2点目の給付というか生活者への支援という部分につきましては、商品券事業をこれまで、11月半ばまでで6割、7割弱ぐらいの使用をされていると。12月の広報で、使用期限が年末までとなっておりますので、使っていない人への利用促進を呼びかけているところではございますけれども、議員もおっしゃるとおり、これは年内までの支援事業という状況にはなりません。

先ほど申し上げましたとおり、我々のような給与生活者につきましては、言われているのが、6月のボーナスのときには減税効果が出るようにとニュース等でも示されておりますので、その間、特段何もないというのが事実なのかなどこちらとしても捉えているところで、そういった間、この半年間、何らかの支援が必要なのではないかといいるところも感じるところではございますけれども、生活者支援でいくのか、交付金自体が追加で示されたのが3,000万円ほどですので、それを全て生活者支援とするのか、あるいは事業所支援の部分も一定程度行なうのかにつきましては、事業所支援分につきましては関係団体の御意見もお伺いしながら、慎重に検討していかなければならないとは考えております。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 柏崎議員の再質問について、答弁をさせていただきます。

全体的にどうなのかという部分だと思いますけれども、今、本別町におきまして、それぞれ議会の承認をいただきながら各種支援事業を展開してまいりました。

全体の推奨事業につきましては、先ほど課長からの答弁もあったとおり、全体で65%程度、額にいたしまして9,350万円、そして執行済額が6,157万9,892円ということになってございますが、昨今の今の町内の経済状況を把握するときに、やはりまだコロナ前には全然戻っていないだろうと、そういう認識でもございます。

また、国におきましては、今後、所得税等の減税もやるやに聞いてございますが、いずれにいたしましても先ほど答弁申し上げましたとおり、その効果は6月以降に波及するものと思っております。

それで、これから半年間において、本別町の経済、状況をどうするのか、どう支援していくのかということに尽きると思いますが、町といたしましては、今の経済状況を把握しながら速やかな支援策を講じていきたいと思っておりますが、一方で、今まで実践してきました各種支援事業がまだ終了してございません。さらに、商工会におきましても、15%プレミアムつけまして、商品券を今、発行しているところでございます。そ

ういった経済波及効果がどこまで続くのか、そして今後の、今、基幹産業は農業でありますので、農業の本年度の生産状況、あるいは農家経営がどういった状況に収まるのか等々を総合的に判断をしながら、次の支援策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

昨今の状況を見ますと、やはり1月及び2月にはしっかりと支援策を決定をし、議会にお諮りをし、そして町民の皆さんに支援をしていく、そういったところで今、検討を進めている段階でございます。

いずれにいたしましても、今の経済状況をしっかりと捉え、何が必要なのか、どこに支援策を重点的に配分するべきなのか、その辺を今、検討中でございますので、御理解をいただければと思っております。

また、賃金の問題についてであります、やはり働く方々の賃金が上がらなければ経済は好転しない、それは私も十分捉えているところでございます。しかしながら、町内事業者が今、賃金を上昇一気にさせるか、そういった状況にあるかどうか、そういったところ、判断材料になろうかと思っております。

給与所得者及び事業所得者、そして個人の経営者等々、全てを総合的に判断をしながら、今後対応を進めてまいりたい、そう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 再度、お聞きしたいと思います。

1点目です。課長のほうから執行状況のほうを詳しくお聞かせいただいたと思います。全体の65.9%ということで、9,350万円のうち6,157万円の執行、単純に数字だけ見ても3,000万円ほど余っているのかなと思います。

あわせて、先ほどから言われています重点支援交付金が、課長のほうから3,000万円とお知らせいただきました。併せて6,000万円ほどの財源が物価高騰等に活用できると捉えてよろしいのか、お伺いしたいと思います。

また、町長のほうからも今の本別町の経済状況を把握しながら進めていくと、お話しいただきました。

プレミアム商品券、前回商工会で発行しましたが、売れ残りしました。先日完売しましたが、こちら15%のプレミアム率で、なかなか買う人がいなかったと。過去に類を見なかったぐらい売れ残ったようです。

やはり、プレミアム商品券でも自分でお金を出して買って使うわけですから、なかなかこういった、賃金も上がらない、物価高も続いている中で、町民の皆様もプレミアム商品券に手を出しづらかったのかなと推測するところではございますが、これが配布された商品券であれば、皆さん使うと思うのです。今までもそうだったかとは思いますが、やはり、今回は6,000万円の財源があるかと思っておりますが、そちらを有効的に使っていかなければならないと思っておりますが、見解を伺います。

低所得者の世帯には、今回7万円と1万8,000円の福祉灯油ですか、合計が8万8,000円、これはもちろん国がやってくれと言っているのですが、これはもうなると思うのですが、私はこの低所得者も併せて、全町民が恩恵の受けるものにならないのかなと考えますが、もう一度見解を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 村本副町長。

○副町長（村本信幸） ただいまの御質問に答弁させていただきます。

まず、1点目の関係でございます。

先に交付決定をされておりました臨時交付金につきましては、8月の臨時会でそれぞれ支援策、予算計上させていただきまして、総額で9,350万円、臨時交付金を4,267万1,000円、農業振興基金を1,000万円、財政調整基金を4,082万9,000円充当して、支援策を予算計上させていただきました。

今回、先ほど来、答弁の中で執行状況を答弁させていただいておりますけれども、今、事業費ベースで6,100万円程度、まだ確定をしておりますけれども、その事業費ベースに見合う分、今後、財源調整をしていきますが、町といたしましては、先ほどの交付金4,267万1,000円は、この事業、今回の執行、8月の臨時会で計上いたしました事業に充当をいたしまして、あと農業振興基金、そして最終的には財政調整基金の中で調整をしてみたいと考えております。

ただ、今後の経済対策の部分でございますけれども、先ほど重点支援地方交付金3,037万3,000円、現在内示を受けておりますけれども、この交付金を活用しながら今後の施策検討してまいります。ただ、これまでも経済対策の答弁の中でも繰り返しお話をしてきましたけれども、町といたしましては、この交付金の額にこだわらず、必要な施策、そういったものをしっかりと検討して、必要な財源措置を行ないながら実行してまいりたいと、そのように考えております。

具体的な内容ですけれども、今後、関係団体とも協議をしながら、今何が必要なのか、町長の答弁でもありましたけれども、そういったものを慎重に検討して、1月ないし2月に予算措置ができるよう進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 再度、お聞きしたいと思います。

副町長のほうから、一般財源も入っているのだよと軽く怒られたのかなと思います。中身として、今後関係団体とということですので、協議を重ねていくと思います。町長のほうでも、いろいろな課とヒアリングを進めていった中で進めていかれるのかと思いますが、そういったスケジュール感があれば教えていただきたいと思います。

○議長（篠原義彦） 村本副町長。

○副町長（村本信幸） 庁内の関係でございますけれども、先日の課長等会議の中でも、今後の経済対策については各課で協議をするよう指示をいたしました。

今後のスケジュール感でございますけれども、今、具体的にいつまでというところではないのですが、これから、今、新年度予算の編成を各課それぞれ、大体終了してきていると思いますので、年末から年明けにかけて、その辺は具体的に協議をする場、つくってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 年末から年明けにかけてということですので、なかなか思うようには、スピード感とはおっしゃっていますが、なかなかそういうことにもならないのかなと思います。

こちら交付金の性質として、年度の繰越しというのは可能なかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

繰越しにつきましては、国から示されている予算の概要とかには繰越し云々という表記はあるのですが、まだ決定はされていないというような状況で捉えております。

ただ、PR資料とかに繰越し云々という表記がされていることから、間もなくそういった決定がされて事業が執行される。我々としても、繰越しでないちょっと事業執行は厳しい部分もあるなどは捉えておりましたので、今の段階では国の決定状況を見守っているという状況ではございます。以上です。

○11番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、1番宮本やよい議員。

○1番（宮本やよい） 通告済みの1問について、質問させていただきます。

ワクチン接種による健康被害への対策について。

新型コロナワクチンにおける健康被害救済制度は、2023年11月29日時点で、健康被害認定数5,357件、うち死亡377件となっています。本町においても被害者の実態調査を行ない、そのような方々に手を差し伸べ救済することはもちろん、制度についても広く周知するべきと考えます。

日本では、2021年2月から新型コロナワクチン接種が開始されましたが、接種が始まってから様々な健康被害が相次いでいます。例えば、スポーツ選手の突然死、現役世代の芸能人の病気や死亡報道、以前は若い人はあまりかからなかった帯状疱疹、心疾患や脳疾患、癌や基礎疾患の再燃、増悪など、ほかにもたくさんの事例がありますが、そのような実態を踏まえ、本町の現状と今後の方針について伺います。

- 1、本町の接種後死亡数、副反応及び後遺症の実態。
- 2、本町の副反応などの相談件数と内容、申請数。
- 3、制度の周知方法についての現状と今後の方針。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 宮本議員のワクチン接種による健康被害への対策についての御質問に答弁をさせていただきます。

1点目の本町の接種後死亡数と副反応及び後遺症の実態についての質問ですが、現状におきましては、国からの審査結果の通知がありませんので、現段階ではないものと捉えております。

2点目の本町の副反応の相談件数と内容、申請数についての御質問ですが、新型コロナワクチン接種後の副反応についての相談件数は、令和3年度は29件、令和4年度は6件、令和5年度はありませんでした。内容につきましては、いずれも接種後の発熱について受診が必要かどうか、市販薬を服用してもよいかどうかの相談でありました。

また、健康被害の申請に関しましては、令和3年度以降、相談も含めて数件ありますが、厚生労働省から、該当件数が少数の自治体においては、個人の特定につながることから公表を控えてほしい旨の通知があるため、件数の答弁は控えさせていただきます。

3点目の制度の周知方法についての現状と今後の方針についての質問ですが、制度の周知方法につきましては、ワクチン接種後に申請に関する窓口等を記載したものを必ずお渡しをしているほか、町ホームページにおきましても、引き続き周知を行っているところであります。

被害者の実態調査につきましては、国で行なうことと捉えており、今後、必要な救済措置につきましても、国と連携しながらしっかりと対応してまいることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） それでは、相談件数が令和3年度は29件、4年6件で、町内のほかに国、あと北海道であれば申請が391件、そのうち認定237件、つまり認定されたのは北海道では60.6%、半数以上になっています。このような数について、どのような見解なのか伺います。

また、国の事業だからということで、このワクチン、本町も進めてきましたが、推奨したワクチンによって健康被害を受けた方が実際にいらっしゃいます。この事実をまずは認めて、実態調査をするべきだと思いますが、本町の見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 宮本議員の質問にお答えいたします。

北海道では66.数%ということなのですが、本町におきましては、先ほど町長のほうからも答弁ありましたけれども、通知がございません。もし本町のほうにそういう申請等が上がりましたら、その申請を受けまして、粛々と事務のほうを進めていきたいと思っております。

調査を改めてすることなのですが、これにつきましては、コロナワクチン接種につきましては、国の指導の下行なってきた事業でございます。ということで、また、

その不調の訴えの原因などがワクチンによるものかどうかというのは、医師の判断や専門的な調査がまた必要だということがございますので、本別町一自治体では行なうことは難しいのかなと思っております。今後、国と連携しながら、国のほうの通知、指導がありましたら連携をしてやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 情報が入ってこないからといって、何も起こっていないわけではないのですよ。どうしたらいいか分からず、苦しみ、困り、もがいている町民が実際にいらっしゃいます。自分で自費で病院に行くしかない、誰も助けてくれない、そしてどこも異常ないといってたらい回し。中長期の安全性は不明ということは、当初から言われていました。町民の命、健康を守る、そういうことを考えたら被害状況について積極的に情報収集して実態を知ること、さらに町民にも周知することが心ある行政の責務ではないでしょうか。

町内で実際に起きている事例ですが、60代男性、この方ワクチン3回打っています。1年に1回、胸部レントゲンを撮っていましたが、何の問題もなかった人です。定期診察でレントゲンを撮り、突然異常を指摘。病名は避けませんが、今現在入院中です。

もう1人、30代女性、ワクチン2回打っています。ワクチン接種後からひどいだるさ、全くやる気が起きない、常に強い不安感と緊張状態、どこの病院に行っても異常なし、その後も激しい頭痛、締めつけられる感覚、食べることもできず体重も激減、朝が来るとまた辛い症状が出るため起きるのが怖い。もともと一人で海外旅行にも行っていた方ですが、一人で外出することすらできなくなって、日常生活でさえ普通に送れない状態になってしまいました。

これほんの一例なのですけれども、情報がない、聞いていない、知らない、そんなのでいいのでしょうか。町民を守る気はありますか。一議員として、一看護師として、私は黙って見ていることはできません。迅速な対策を立てる、それが今すべき責務ではないでしょうか。見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 答弁いたします。

新型コロナワクチン発生しまして、町といたしましても、町民の命、暮らしを守るために、国と連携しながらワクチン接種の事業を進めてまいりました。そういう中で、残念にも副反応が生じる方もいらっしゃるのですけれども、私たちはこういう副反応とか後遺症起きた方について、全然そういう知らないということではなく、きちんとそういうことがあったら相談をしてほしいということで、広報等しております。

一応その申請なのですけれども、町のほうに医師の診断書等をつけていただき申請していただきまして、申請受けましたら本別町予防接種被害調査委員会の委員に調査を依頼いたしまして、その結果を道を通じて厚生労働省に進達いたします。それで、厚生労働省のほうで審査会にかけていただいて、その出ている症状が新型コロナウイルス

ワクチンによるものなのかどうなのかという判定をしていただいて、もしコロナウイルスワクチンのそういうことが原因であれば、きちんとそのように、国と連携して対応していくということで進めてまいります。

ということで、本別町といたしましては、きちんとその辺、国と連携いたしまして、対応しているということでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 追加の答弁をさせていただきます。

まず、救済制度につきましては、予防接種後の副反応による健康被害等につきましては、極めてまれではあるものの、不可避的に生ずるものであることから、接種に係る過失の有無に関わらず、迅速に救済すると、国はしてございます。そういった観点で本別町は、新型コロナワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めたものにつきましては、救済、給付を行なうということとしてございます。これは国に準じて行なっているものでございます。

さらに、その周知についてでございますが、先ほども答弁させていただきました。ワクチン接種時におきまして、ワクチン接種後に申請に関する窓口等を記載したものを必ず本人にお渡しをしながら、また、町のホームページにおきましても、その周知を行なっているところでございます。

確かに、先ほど、この後遺症による事例が数件、議員のほうからお話がありましたが、私どもといたしましては、医師の資格を持ってございませんので、その辺についての見解は差し控えをさせていただきたい、そう思っているところでございますが、いずれにいたしましても、そういった事例がありましたら、町のほうを通じて、しっかりと道、それから国のほうに申請書を上げるという形になってございます。この部分につきましては、議員も御承知と思いますが、コロナワクチンに限らずジフテリアとか日本脳炎とか、様々なそういった対象の疾病がありますので、そういった部分でそういった被害が確認をされた、そして、そういう事実があると医療機関が判断した場合には、予防接種後副反応疑い報告書もきちんと上がる、そういった仕組みにもなっておりますので、その辺もしっかりと捉えながら、町としてできる範囲でしっかりとした対応をしてまいりたい、そう考えておりますので、御理解賜りますよう申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 今現在、本町でも申請準備中、検討中の方がいらっしゃいます。

先ほどから広報している、周知しているという答弁がありましたけれども、申請に行った方、役場窓口で、何ですかこれと言われたそうです。担当課ではなかったのかもしれないかもしれませんが、あまりにもひどくないですか。心ない対応だと思いませんか。役場職員でさえ分からないものを町民が分かるわけがありません。町民の命にも健康にも関わる問題なのに、危機感が足りないと思います。

世の中、被害が続出しています。これを偶然だとお考えですか。因果関係に関しては国が判断します。その前段階の申請、これをしなければ何も始まらないです。でも、その制度を知らない方、知らない方のほうが圧倒的多数です。制度を知らないばかりに泣き寝入り、こんなことはあってはならないと思いますが、町としてほったらかしにするのでしょうか。このような方のサポートや申請、その担当をするのは町の窓口ですよ。国や町が進めたワクチンで今後の人生に大きな影響を及ぼしている人がいるのです。申請していない人、たくさんいます。今の周知方法で十分だとお考えですか。サポート体制、整っていると思っておりますか。見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 宮本議員の再々質問について、答弁をさせていただきます。

まず、職員の窓口の対応でございますが、役場のほうに来られて何でこれと言ったという、そういうお話は私は一度もお聞きしてございませんし、職員の皆さん方がそういう言葉を発したと、私は思っておりません。

また、町のいろいろな施策、この健康被害の相談につきましても、ほったらかしという言葉、一言でそういった言葉をいただくのは私も心外でございますが、いろいろな様々な情報につきましては、しっかりと対応してまいったつもりでありますし、これからも対応してまいりますし、また、サポート体制もしっかりとしてまいりたい、そう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 町に相談はなくても、医療機関にはたくさんの相談があります。窓口や制度、分かりやすく広報一面に載せるくらいやるべきではないですかね。では、広報一面に載せるくらいやりませんか。

また、接種記録の保管期間、5年と義務づけられていますが、東京の小平市は30年、千葉県我孫子市は10年延長されています。ワクチンによる健康被害者、誰一人取りこぼさないためにも本町も延長したらどうでしょうか。見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

まず、1点整理をしたい部分がございますが、先ほども言いました、私どもの町の行政におきまして、医師の資格を持った専門職は1人もおりません。そういったところで、国は厚生労働省を通じながら、そして本別町でいえば、帯広保健所等々の情報をいただきながら、しっかりとコロナワクチンの接種の体制を整えながら接種を今までしてまいりました。

そういったところで、もしそういった健康に関する被害が出たとすれば、それは速やかに道のほうに、その前段におきまして、うちの部分でも審査会、本別町予防接種健康被害調査委員会という、これを設置をしまして、そこで十分審査を行ない、そして道を

經由して国に上げるといふ形になってございますので、その辺はしっかりと、その規則に準じた取扱いをしてまいりたいと思っておりますのでございます。

接種記録の保管につきましては、他の自治体では20年、30年というところも、今、議員のおっしゃるとおりであると、そういったところで今、認識をいたしましたので、その部分につきましては今後、庁内で十分論議を深めながら、その記録の保存期間をどうするのか、それは今後、協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（宮本やよい） 終わります。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番高橋利勝議員。

○9番（高橋利勝） 議長の許可を得ましたので、通告いたしました1問について質問させていただきます。

質問事項。

高齢者の補聴器購入に助成を。

質問の要旨。

高齢化が進むにつれて、難聴や聞こえの衰えを感じる高齢者が増えています。

そこで、高齢者の補聴器の購入に当たって助成制度を設ける考えはないかお伺いをします。

質問の明細。

高齢化が進むことによって肉体の衰えが進みますが、その一つに聴覚の衰えがあります。また、最近はこの聴覚の衰えが認知症の発症に結びつくという声もあり、そのために補聴器をつける高齢者も少なくありません。

自治体によっては、高齢者の皆さんの積極的社会参加や地域交流を支援するとともに、健康増進と認知症の予防等となることを目的として補聴器の購入費を助成しているところもあります。

本町としても、高齢者の皆さんが社会参加や地域交流の支援、さらには認知症予防のため、補聴器の購入経費を助成する制度を設けるべきと思いますが、考え方をお伺いします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 高橋議員より御質問のありました、高齢者の補聴器購入に助成をについて答弁をさせていただきます。

本町が実施している補聴器購入の助成制度といたしましては、周囲の音が聞きづら

いなど、日常生活を営む上で支障があると医師の診断を受け、身体障害者手帳の交付を受けた人で、補聴器の着用により改善が見込まれると判断された場合、障害者総合支援法における補装具費の申請をいただき、支給を行っております。

議員御質問の障害者手帳を持たない高齢者への補聴器購入助成につきましては、国や北海道の補助制度がないため、補助を実施している自治体の支給基準や支給額は各々な状況であります。

また、障害者総合支援法により、聴力障がい者に支給している補装具費の制度内容と均衡を図る必要もあることから、調査研究を進め、助成制度の必要性を判断してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） 10月19日に札幌医科大学と十勝毎日新聞社によります医療セミナーがございまして、認知症と聞こえの話というセミナーですが、行ってまいりました。

いろいろな状況を説明していましたが、簡単に言いますと、音が聞こえるということは、脳に伝わって脳に影響を与えるということですから、当然、音が聞こえなくなれば脳がそれだけ衰えるといえますか、判断能力が落ちるということで、このお話では、補聴器を使って脳を刺激をして脳の活性化をさせることが認知症の発症を妨げる、または既に認知症に少しなっている、補聴器を使っていけば脳がそれに見合って活性化をしてよみがえるというか、そういうような形になるということで説明がされていきました。

補聴器に当たってはいろいろな考え方がありますが、私はこの認知症と聞こえの話については、それなりに理解をしてまいりました。

また、先ほども言いましたように、この補聴器の助成では、北海道では隣の町の池田町が大変先進的に行なわれていまして、そこでは、先ほど言いました地域との交流とか社会参加ということが、また同時に訴えられていました。

私もいろいろな経験の中で、例えば今、本別町でまる元というのをやっていますが、90歳近い人が参加をしていますけれども、補聴器をきちんと使って参加をしています。

また、私の自治会では廃品回収を月1回やっていますが、そこに80過ぎの方が毎回参加をしています、補聴器を使って参加をしています。

そういう意味では、全ての人がそうだとは言いませんけれども、補聴器を使うことによって人の前に出る、あるいは講演とかいろいろな話を聴く、そういうことによって地域の活性化といえますか、そういうことにも私は結びつくと思っていますので、その点も含めて今後検討するということですが、どのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 高橋議員の再質問に対して答弁させていただきます。

まず、認知症との関係であります。

こちらにつきましては、2022年8月の国立研究開発法人国立長寿医療研究センターでの難聴に対する見解であります。耳の聞こえにくさがあると認知症が発生するリスクが高くなるという研究結果が出ているということも承知をしておりますが、補聴器を使用することで認知症の低下を遅らせる可能性があるというようなことありまして、この辺の調査については、なかなかまだ研究段階なのかなと判断しているところであります。

高橋議員おっしゃるとおり、耳の聞こえがよくなることによって、地域交流ですとか社会参加が図られるというところも理解はするところであります。一方で、補聴器を購入しても、なかなか雑音があって、普段聞こえなくてもいいような音も拾ってしまうというところ、使わないでそのまま、補聴器は持っているのですけれども、使わないで置いてあるというようなケースもあるということもお聞きしております。これにつきましては、購入時に選択、調整された補聴器であっても、使用場面などに応じて、音量ですとか音質ですとか、再調整が必要だと考えているところですし、フィッティングの専門家による調整を繰り返すことで使い勝手がよくなっていくのかなと思っております。

いずれにいたしましても、耳鼻科などの専門医を受診をして、そういった判断を仰ぐといったところが必要になってくるとも思っております。

また、日本の中等度難聴というところでの障害者手帳以下の聞こえのレベルのところでは、補聴器を使用している人というのは日本では非常に少ないというような状況にありますので、そういったところについても、専門医を受診をする中で改善を求めていくといった意識づけ、そういった意識を高めていくということも必要であると考えているところです。以上です。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） 高齢者助成ということになると、普通65歳以上というようなことでやっているところが多いわけですが、そういう意味では、障がいを持っている人たちが使う補聴器とか、そういうのは対象になりませんが、今、これからまだいろいろと検討をしていくということですが、今、課長の答弁にもありましたが、今、補聴器を使うに当たって言われているように、専門医に相談をして、そして例えば補聴器を売っている事業者を紹介していただいて、そこでいろいろ検査をして調整をして、そして本人に合っているかどうかを検査をした上で補聴器を販売するという、そういうシステム何かもあります。

もちろん言うように、業者によっては非常に安い補聴器をいろいろ宣伝をしたりしていますけれども、そういう意味では、今私は、例えば申し上げるのは、今言われてい

たように、専門医のやはりきちんと診断を受けて補聴器を購入するという、そういうことになっていくのだと思いますが、制度を設けるに当たっても、一定程度そういうことを、ある程度本人とやり取りをした上で、申請を受けて助成をしていると言われていま

す。
それで、ほかがやったからやるということではないですけれども、例えばこの助成でいえば、近隣でいうと池田町、浦幌町、豊頃町が既に助成をしています。そういう意味では、今後検討するという事になれば、そうした既に助成をしている町村のそれぞれ状況を参考にするなりにして、検討するという事になるのではないと思いますが、改めてその辺について伺いをします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 高橋議員の再質問に対して答弁させていただきます。

高齢者のということでありますので、65歳以上となってくるかと思っております。今現在、町長のほうから答弁させていただきましたが、障害者総合支援法の中で、障がい者の方については補装具という形で支給を行っております。これにつきましては、法律に基づく支給という形で制度が確立されているというところであります。

支給額につきましても、この法律の中では差額自己負担制度といったところも認められているものでありまして、補聴器につきましては、補聴器会社のパンフレットによりますと、片耳で3万2,000円から56万円という、非常に幅があるものになっております。しかしながら、今、制度で出しておりますのは下限が4万1,600円、上限が13万7,000円というような、障がい者の支援法で出している基準ではそのようになっております。実際、先ほど言いました56万円と13万7,000円の差額については個人負担というような状況になっておりまして、こういった部分につきましては議員おっしゃるとおり、専門医からそういった補聴器の販売会社を通じて、北海道心身障害者相談所といったところも中に入りまして、個人に合った補聴器の選定、また調整といったところが行なわれているところであります。

議員おっしゃるとおり、近隣町村での高齢者に対するところでの支給といったところもあることは理解をしておりますけれども、先ほど議員もおっしゃっていましたが、安い補聴器といったものもネットですとかそういったところでの販売がされているというのを、通信販売でもされているというのが実態であろうかと思っております。これにつきましては本当に5,000円から1万5,000円程度、程度というのも言葉が適切ではないかもしれませんが、1万5,000円の範囲内で売られていることが多いと捉えておりますが、これにつきましては集音器というような扱いが多く、補聴器というのは厚生労働省の審査を受けて医療機器として認められたものという形で、これとはまた区別が違うのかなと感じているところであります。

そういった、障がい者の支援法に基づいて行なわれている制度と、今近隣町村で支給されている高齢者への補聴器制度の実態といったところも把握をする中で均衡を図っ

ていきたいと思っておりますので、そういった制度の検討に向けて調査をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） 私が申し上げているのは、障がいのある方の補聴器の取扱いについて申し上げているものではありません。高齢者の、先ほど言いましたように、制度でいうと65歳以上の方が対象になるというのが多いのですが、高齢者が補聴器を購入した場合に助成をということで申し上げているのと、それと今、確かに言われるように補聴器もいろいろな議論があります。買ったけど、なかなか思うように使えないと。ただ、制度をつくっているところでは、この補聴器をこの程度の難聴度で、このような補聴器を対象にしますということで明確にして、補聴器を助成することによって、そのことによって購入するか、購入して助成するかというのはありますけれども、それによって、今言われているような補聴器ではなくて、集音器を安く、補聴器みたいな形で売っているところもあると、それは皆受け止めていますけれども、その辺はきちんとこれから今検討するということですから、それはぜひそういうところを踏まえて検討していただきたいと思いますが、改めて考え方を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 高橋議員の質問に答弁をさせていただきたいと思えます。

確かに私も高橋議員からの質問要旨につきましては、障害者手帳を持たない高齢者への助成制度というところで捉えているところでございます。

議員御指摘のとおり、各自治体、大多数ではないと思えますが、自治体によりましては、片耳、それから両耳、大体が40から70デシベル未満で、購入費の2分の1程度で、さらにそれに上限枠をつけまして3万円、そして5万円を限度額とするというところで、町村がそういったところに助成しているのは私どもも承知をしているところでございます。

そういったところをしっかりと情報収集するとともに、私といたしましては、やはり65歳以上、私ももう60歳になりますけれども、聴力だけでなく視力も、やはり衰えていくといったところから鑑みれば、やはり高齢化とともに白内障とか緑内障、いろいろなそういった障がいといえますか、出てくるわけです。そういった観点で言いますと、ただ単にこの補聴器の購入だけを助成とするのか、そこに限って、それであれば金額も少額に済むと思えますけれども、要はそういった65歳以上の全ての方が、今どのような状況なのか、そして何を望んでいるのか、それは聴力に限らず視力等々もひっくり返って、また身体にも異常が期してくるわけですから、そういったところを全て網羅をしながら、ここの聴力の購入費にどれだけ財政を投入すればいいのか、そういったことをしっかりと調査をしながら進めてまいりたい。そのためには、やはり今の段階では調査を十分研究をしながら、最終的に助成制度について判断をしてまいりたいと思っておりますので、その辺を御理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

できます。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） 今の町長の答弁でおおむね理解できますけれども、ただ、先ほどからもありますように、補聴器というのは強制ではなくて、自主的に本人の判断の中で買うというものですから、そういう意味では大変難しい部分があるのかもしれませんが、ただ、先ほど言いましたように、地域への参加という意味でも、補聴器をつけることによって、地域にもう一度出てみようという、そういう思いを持って助成をしている町村もあります。

そういったことを、今、町長はいろいろ、限度の問題等もお話ししていただきましたから、各町村の状況というのをある程度調べていると思うのですが、そういったいろいろな思いがあるということをお受け止めて検討するべきと思いますが、その考え方をもう一度伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 高齢者等の地域活動の参加、そして社会活動の参加等々、いろいろこの補聴器により幅広くなるということは私も十分認識をしているところでございます。そういったところも含めて、さきの答弁には戻りますけれども、もろもろの調査、研究を進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○9番（高橋利勝） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、5番梅村智秀議員。

○5番（梅村智秀） それでは、質問に先立ちまして、本日を含む12月10日から16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間であります。拉致問題は我が国喫緊の国民的課題であり、この解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害の対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たちはそれらへの認識を深め、絶対に諦めない、必ず全員を取り戻す、こうした強い思いを皆で共有をしていくようお願いを申し上げ、質問に立たせていただきます。

それでは、通告にのっとりまして3問質問を行なわせていただきます。

1問目でございます。まずは簡易的冷房の導入を。

通告書の読み上げを行ないます。

庁舎や公共施設、学校が今夏のような記録的な猛暑に見舞われると、職員や来庁者、利用者、児童生徒に熱中症の危険が生じ、執務効率も著しく低下することは明白であり、早期の対策が必要であるが、事実と所信をただす。

町内の小学校にはエアコンの設置が完了し、今後については中学校や公共施設への設置が予定されているが、1年で全ての公共施設等にエアコンを設置することは財政的にも困難であり、年次計画を策定し、準備、整備の検討を行なう旨が示されている。

1番項、公共施設等のエアコン設置年次計画の進捗状況、概要を問う。

2番項、比較的安価で設置が容易なスポットクーラーや窓用エアコンを購入し、年次計画により速やかに本格的なルームエアコン整備がなされない庁舎や公共施設等に暫定的に設置し、急場をしのぐことが不可欠である。品不足などで入手困難とならぬよう、早期の手配を行なうことも必要であるが、見解を問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の簡易的冷房機導入をの御質問に答弁をさせていただきます。

まず1点目の公共施設等のエアコン設置年次計画の進捗状況についてであります。先般、令和6年度予算編成へ向けた各種事業計画について、総合計画実施計画として各課から取りまとめを行なったところで、各施設へのエアコン設置につきましても、それぞれ計画が提出されているところであります。

各実施計画につきましては、行政改革推進本部において事業の評価を行なっておりますが、各施設へのエアコン設置につきましては、別途一括して協議検討を行なうこととしております。

現在、新年度予算案策定と並行いたしまして、各施設のエアコン設置事業費を精査しているところで、現在のところ中学校への設置は決定しておりますが、その他の施設につきましては、施設の用途、利用者数、また、財源等を総合的に勘案しながら検討を進め、令和6年度に取りかかれるものから計画的に取り組むよう予算計上してまいりますので、御理解いただきたく思います。

2点目のスポットクーラー等の安価なエアコンの暫定的設置につきましては、例えば、役場庁舎では執務室の状況と機器の性能、電源の容量、また、財源等の課題もあることから、町全体での整備計画と合わせ、既に検討を進めておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、再質問を行ないます。

まず、年次計画についてでございますが、現在はまだ明確なものとはなっていないというところでございます。令和6年度、取りかかれるものからというところと、これまでの議場でのやり取りの中からでございますが、当然のことながら、新年度1年間で全てに対して設置等は、これは当然、財源的なものからも極めて困難であるということは十分に理解ができるところであります。

学校をはじめ数多くの公共施設、また、職員が執務に当たる庁舎、もちろん町民の多くの皆様も来庁される庁舎でございます。こちら、今夏の猛暑という中で、これを何とかやっぱり暫定的にも改善していく必要があるという観点からでございます。

報道等によりますと、道内の小中学校であるとか道立高校等についても、順次、次年度においては多くのエアコン設置に向けた取組というものがなされるというところであります。

こうした機運が高まっているため、事業増からのエアコンの品不足というものも懸念されますし、工事が集中するということで設置が追いつかないのではないのかという懸念もされているところであります。

今年度、小学校の教室にはエアコンの設置が完了したところであります。その工事に際しまして、何かちょっと支障と申しますか、もしかしたら遅れるかもというようなことが生じたところ町長からもお話を伺ったことがあります。町長の陣頭指揮のかいもあり、結果として事なきを得たというところであります。

当然のことながら、さきに述べたような現況下、次年度のエアコン設置工事に際しましても、例えば何らかの災害等で品物が届かないですとか、工事が遅れる、設置した機器に不良があったなどなど、想定されるトラブルというものは多々ある。でも、猛暑、そうした天候というものは待つてはくれないというところがあります。

そうした中で、スポットクーラーや窓用エアコン、このスポットクーラーの中には気化式送風機等も含めてお話をさせていただきますが、こうしたもの、既に検討も開始されているようではありますが、具体的に言いますと、例えば定価ベースでは15万円とか20万円程度するようなものでも、おおむね5万円から10万円程度ぐらいで1台当たり導入ができるというものが多々あるというところでございます。

今の現状といたしましては、大型の扇風機等を設置してしのいでいるというのが実情ではありますが、こうしたものを複数台購入、設置していくことは、当然のことながら暫定的な、今の扇風機というものよりも大きな効果が期待されるところであります。当然のことながら、電源の確保というものも必要にはなってくるところでありますが、こちらについては検討されているというところでございますが、積極的にやっていく必要があるのと、さきに述べたように、早い段階での手配というものが必要になってくるところでございますが、その辺の検討の実状であるとか見通しについて、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、私、4月の人事異動でエアコンのある施設からエアコンのない庁舎へ来たものですから、この夏の状況が非常にこたえたというようなところではあるのですけれども、おっしゃるとおりスポットクーラー等有効ではないかなとは思っているのですけれども、ちょっと庁舎に限った部分でお話しさせていただきますが、庁舎のしつらえ、御存じのとおりかなり開放的な状況になっておりますので、そういった中でスポットクーラーなり窓用なりを設置して、果たしてどこまで効くのかなと。一番避けなくてはならないのが、安物買いの銭失いというそういう部分かなと思いますので、そこら辺も十分考えた上で買うべきものは買うというような手当てをしていかなければならないかなとは考えております。

また、大きな問題は財源の部分もございまして、そういった部分では何が使えるの

か、財源として調達可能なのかというところも踏まえた上で進めていきたいとは思いますが、私の意見としましてはですけれども、スポットクーラー、実は私、家庭用で1台持っているのですけれども、例えばそれを1回試しに使ってみて、どれくらい効くのかなというものも試した上で、実際買う買わないというのも考えていく必要があるのかとは思っておりますので、そういったところも含めまして、今、検討中であるというところで御承知いただきたいと思えます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 確かにおっしゃるとおり、1階、2階の庁舎は開放型になっておりますので、効果についてというところもあります、その中でやはり扇風機使ったりしているわけですから、まるきり、全くないということはないであろうというところもあります。また、私どもが一番近いところというところであれば、3階の議会事務局等何かであれば個室になっておりますので、3階であれば、例えば防犯上の懸念も相当薄れるだろうということから、例えば窓用エアコンを設置するとか、多分庁舎も、1階、2階に限らず、公共施設全体を見ていったときとかに、部屋ごととか部署ごとにエアコンの設置が追いついていない、計画には載りそうにもないというようなところには、こうしたものを導入していくことは極めて効果的であると考えているところであります。

当然のことながら財源というものは気になるところでありますが、さきに述べたように、私が調べたところ業務用等の大型とか、ある程度効果の期待できる効率的なものであっても、さきに述べたように5万から10万程度というところでもありますので、仮に能力が足りないというのであれば数で補うということもできますし、これを仮に30台と考えると、5万円の30台であれば150万円ですと。150万円というと、小学校の1台当たり、単に割り返した数字ということでありましたが、さきの御答弁で、1台当たりおおむね150万円ぐらいであったと記憶しているところでありますので、そういう意味でも、費用対効果としても合わないものではないのかなと考えるところであります。

財源的なものにおきましても、様々な使えるメニューがあるのかなと思えますが、機器によっては感染症対策に供するものであるとか、省エネ等で低炭素で効果的なものであるとか、そういったものも当然選択肢の中に入れていけば、有利な条件で購入することも可能であると考えているところであります。

御答弁いただいたように、では一気に30台入れてみて、先ほどおっしゃっていたように、あまり効果が得られなかったというところもどうかというところもありますので、試験的にやはり入れてみるとか、デモ機を借りてみるとか、そういったことも効果的ではないのかなと考えるところでありますが、御見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

議員御指摘のとおりかなとこちらとしても捉えますので、ただ、庁舎につきましては

先ほども申し上げましたとおり、しつらえが相当、1階、2階ですと開放的な部分もあって、窓用につきましても、2階は引き戸なのですけれども、1階の窓については開き戸みたいな状況になっていますので、仮に窓用をつけるにしても、それでどうなるのかなという部分もございますので、そういったところもいろいろ、今いただいた御意見も踏まえながら検討させていただきたいと思ひますし、中でも南側に面した、部屋の規模が小さい、例えば町長室ですとか、その隣の応接室ですとか、先ほど議員おっしゃられたとおり3階の議会事務局ですとか、そういった部分につきましては、私も夏場の実態、朝の段階で35度ぐらいあるみたいな状況も承知しておりますので、そういったところについては、町長ばかりずるいという話にもなるかもしれないですけれども、健康面も考えた上で検討していく必要があるのではないかと捉えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきたいと思ひます。

今、担当のほうから御説明をさせていただきましたが、私といたしましては町長室を優先的につけるといった、そういった気持ちは全くございませんので、ちょっと誤解をいただいたらあれですので、先に答弁をさせていただきたいなと思ひてございます。

議員おっしゃるとおり、今、全国的な猛暑のため、それぞれ各自治体におきましてもエアコン設置が相当数上がってくるだろうと、そういうことは想定しております、本別町におきましては、今年度、全小学校につきましてエアコンを設置をさせていただいたと。次年度は、中学校においてエアコン設置を、今度の3月議会に新年度予算として計上いたしたく思ひておりましたが、やはり品不足等々の懸念されるため、今、補助申請をさせていただきますけれども、中学校の分につきましては、それが年度当初の予算ではなく、本年度の補正予算において対応ができ、そしてそれが繰越しできれば本年度内で補正予算で対応を事前にして、そして速やかにエアコン設置に取り組んでまいりたい、そう考えているところでございます。

中学校以外の分につきましては、様々な交付金、補助金をいろいろ検討しながら進めてまいりたいと思ひてございますが、議員おっしゃるとおり、いずれにいたしましても公共施設は数多くありますので、また、避難所を優先すべきとか、優先項目もありますので、その辺はきちんと精査をしながらエアコン導入に向け検討を進め、そして年次計画をもって予算措置をしていきたいと思ひますので、御理解をいただけますようお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 私も先ほど、1階、2階の庁舎の懸念材料を御答弁の中でいただいたところですが、私もたまには職員の皆様のためになるような質問をと思ひて取り上げたところでございます。どうしても難しいということであれば、庁舎の職員の皆さんは我慢していただくということになるのかなと思ひますけれども、できるだけ工夫

をして、デモ機を入れて試してみるとかということで、職員の皆さんの執務効率、能率、健康、そういったものが守られるように取り組んでいく必要があるのかなと考えるところでもあります。

また、例えば職員の皆さんの全体的に冷房効果をとというのは難しいのであれば、受付窓口の来庁者の近くに置くとか、そういったものでも効果的に使えるのかなと考えるところでございます。

また、こうした簡易的なものは移動や再設置が容易ですから、当然のことながら、万が一の際の災害の避難所等にも使えるという観点もございますので、極めて効果的であるというところから、導入については前向きに取り組んで、積極的に取り組んでいく必要があると考えるところでもあります。

また、先ほど町長から町長室を優先的にとという考えではないよという言及がありましたので、私も念のため申し上げておきますが、先ほど議会事務局ということをお願いしたけれども、議員控室にと申し上げておりませんので、そこも誤解なくいただきたいなと思うところでございます。改めて見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

繰り返しになる部分もございませぬけれども、議員御指摘の部分は重々承知しておりますので、レンタルですとかお試しでというようなものがございましたらそういったものも活用した上で、当初予算にどこまでどう積めるかは分かりませぬけれども、場合によっては試した上での補正というようなことも踏まえた上で検討を進めたいと思っております。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1問目終わりました2問目に移ります。

質問事項。

街路灯の維持は行政の責任と負担で。

本町では、街路灯維持費、電気料金について、設置されている自治会に対し9割の交付を行ない、残り1割を自治会負担としているが、その経緯や根拠が曖昧である。街路灯の維持は行政の責任においてなされるべきであるが、事実と所信をただす。

街路灯について、LED化される際に町と自治会間との協議がなされたとされるが、所管課や自治会関係者に聴取を行なっても、その経緯や維持費、電気料金の負担割合の根拠などの文書も確認されず、判明しない。

街路灯とは、主に夜間の交通の安全や円滑化、事故防止のために設置されるものであり、夜間の防犯や歩行者の安全な通行を図る防犯灯とは異なると解される。いずれにおいても、個人宅等の防犯を主たる目的としたものでない限り、行政の責任と負担において街路灯の維持管理がなされ、公道、生活道路の安全が担保されるべきであるが、見解を問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の街路灯の維持は行政の責任と負担での御質問に答弁をさせていただきます。

町内に設置されている街路灯につきましては、道路管理者や施設管理者が維持管理するものを除き、町内35自治会に1,191基の街路灯が設置されており、その設置目的は、夜間の歩行者に対して路面や周囲の状況を把握しやすくするためや、自治会における地域防犯活動に寄与する防犯灯としての役割を持っております。街路灯の設置や維持管理につきましては、設置と管理に係る費用は町が負担をし、使用電気料につきましては、その一部を自治会に負担していただいております。

各自治会におかれましては、自助、互助、共助、公助の下、安心安全で住みやすい地域づくりを目指し、地域防犯活動に御尽力いただいているところでありますが、自治会独自に防犯灯を用意せずに、自治会が要望する箇所に行政が街路灯を設置し、防犯灯の役目も担わせ、電気料金の一部を自治会に負担していただくという取組によって、自治会と行政による協働のまちづくりを実践しております。

御質問にありますように、行政の責任と負担において街路灯の維持管理を行なうべきという考え方もありますが、現状の施策は自治会活動への公助という観点から有益な取組と考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

よりよいまちづくりを進めるためには、自治会との連携が非常に重要であると考えておりますので、今後とも自治会や自治会連合会と十分に協議をしながら、事業の在り方を検討してまいりますことを申し添え、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、再質問を行ないます。

通告にもございますが、窓口での聴取の段階では、電気使用料金に対しまして9割の交付を町が行ない、残り1割を自治会負担としているというところについて、経緯やその1割の根拠等が明確なものというのがあったのかどうかという点について、この通告以後、答弁に際しまして何かそういったものがあるのか、もしありましたら改めて、どういう経緯で、どういう根拠で1割を自治会に負担をしてもらうようになっているのかという点について、お知らせをいただきたい。

また、この街路灯の部分についてでございますけれども、当然のことながら、自治会側の自助的な取組というものについても何ら否定するものではございません。そうした意識、取組については必要なことであると考えているところであります。

しかるに、公道の安全や事故防止等については、やはりこれは行政の責任であると私自身は考えるところであります。協働のまちということのフレーズも発言がございましたが、当然行政と自治会や町民の協働というのは大切なもので尊いものであると、そうした協働が新たなものを生んでいく、新たな力となるということについては私も認識をしているところでございますが、ただそこに、金銭的な負担をどうするかというだ

けの話でありますので、例えばこれを行政に全て委ねて、行政の段取りだけで行なってくださいということを申し上げているわけではないです。単に、本来これは行政の責務であるので、その負担について行政が担ってくださいということを私は申し上げておりますので、その点について改めて伺います。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

宮口住民課長、答弁。

○住民課長（宮口淳哉） 午前中の質問に、引き続きお答えいたします。

まず1点目であります、現在の補助率、9割と1割の明確な根拠という部分ですけれども、ちょっといろいろ調べましたところ、はっきりと1割、9割の負担にするというところの確認が取れませんでした。ただ、この交付に関しましては、昭和51年に制定しました自治会活動推進交付金交付規則というもののの中で、街路灯の維持交付金として自治会に交付金を交付するというものになっていまして、その中で、町の施設した街路灯に要した経費の70%以上で、そこには摘要欄に電灯料とありますので、使用した電気料の7割以上の交付をしますという規則をつくっております。

その後、恐らくこの当初は7割の交付でやっていたのかと思うのですが、こちらもちょうと確証は取れていません。歴史的には、平成15年までは9割の交付をしていたということは残っていました。翌16年ですが、当時、行政改革によりまして交付金が5%落ちています。85%となっています。その後、平成22年にマイマイガの発生によって、町内の電灯をLEDに替えるという取組をしまして、22年から25年にかけてLED化しております。その際に、LEDに替えることによって電気代が下がりますので、その分、自治体に入る交付金も減ってしまいますということで、そこで、じゃあまた5%戻しましょうということで、また9割に戻しています、平成26年からです。また5%戻して、9割の交付ということにしております。現在に至るまで9割の交付をしております。

2点目であります、公道の事故防止等に係る部分の町の責務ですけれども、こちらに関しまして、公道の事故の中でも、例えば車の往来に係る部分に関しましては道路灯といわれるもので、道路の設置の際に設置基準に従って電灯をつけます。今、今回交付している街路灯に関しましては、基本的には歩行者の安全、防犯のためにつけている電灯ということでやっけていまして、基本的に、町民の交通安全の面では町に責務といえますか、交通安全の対策は必要だということは考えておりますが、片や、一方で防犯灯という面もありますので、そちらに関しましては自治会が行なっている防犯活動の面もあるという両面があると思いますので、全てが町で負担すべきところなのか、自治会にも

負担していただくべきなのかというところは、これまでの経緯として、自治会と町との関係の中でお互いに協働して行なっているということで、自治会の皆様に関しましても、これまでは、自治会の活動の一部なので負担をすることが適当だという認識をいただいております。こちらとしても、公助という面で自治会の経費負担という部分と、交通安全の責務があるという部分がありますので、この交付事業が成り立っているものと考えております。

また金銭的な負担、今3つ目と兼ねましたけれども、こちらに関しましても、9割1割の負担の率ですけれども、都度、変更があるときには自治連の役員会ですとか自治連の総会、その後の自治会長の研修会等で、何かあればそこで御意見いただいて協議の場を設けながら、負担割合については、お互いに理解いただいた上で進めている事業となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、改めてお伺いをいたします。

まず、これまでの経緯等についてでございますが、やはり窓口聴取と同様に明確なもの、根拠等が示されているものについてまでは見当たらなかったということでございます。ただ、一方的に行政側が自治会側に何かを強いたとか、そういったことではないということは私も理解してございます。

この行政の責任と負担の部分について等々でございますが、今申し述べたとおり、自治会側との一定の協議の下、現在の9割交付ということになっているということについては理解をいたしたところですが、防犯灯としての側面もあるという点について、この辺についても、もう明確に自治会等と協議がなされて、共通認識としてすべからず認識されているところがあるのかどうか。この名称が街路灯と使われているところ何かからも、その辺については一定疑義が生じたところですので、その辺について改めてお伺いをいたします。

こちらにつきまして改めてお伺いをいたしますけれども、地域防犯ということであれば、それについては地域の防犯として、自治会について義務が生じる、義務も、ついでには負担にすべきだというのが行政の現時点の考え方ということなのか、その辺明解にお答えを求めるものでございます。

私、いわゆる協働というものについて何ら否定するものではございませんし、まずこの負担の部分について、この辺の考え方について、今現在のお考えを御答弁なされたのか、そうした協議の経緯というものも明確にある上でのお答えなのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えさせていただきます。

こちら協議を行なっているということですのでけれども、そこまでの古い情報はちょっと私も持ち合わせていませんが、これまでの担当者が自治会長とお話しした際に、自治

会でも自治会の要望によって街路灯をつけていると。場所の選定、つけるつけない、新しくつけてほしい、ここはいらないというところまでの選定も各自治会のほうで行なっていておきまして、自治会として要望する以上は自治会のほうも負担するからと言ってきている自治会長もいらっしゃったということも聞いていますし、こちらにつきましては、もし仮に自治会の負担なく行政のみで電気料等も負担した場合に懸念される点としては、自治会のほうで、あそこにもほしい、ここにもほしいと過剰な要望になることを恐れてといいますか、ならないように、一応1割という負担をいただくことによって、そちらが担保となって、ある程度場所の選定にも責任を持っていただいているという部分もあるのかなと判断しております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてになりますけれども、私自身は公道を、そこを歩く方の歩行者ですとか防犯も、通告にしてあるとおりでございますけれども、個人宅の防犯等を主たる目的としていない、地域全体をと、公道とか歩行者をとかということであれば、これは当然行政の責任と負担であると私は捉えているところなのです。そこについて齟齬があるのかどうかというところなのですが、いわゆる設置要望等が乱発するような抑止的な意味合いの御答弁もあったところなのですけれども、まずそこだけ、自治会側が要望する以上は負担をするよと言ってきているところもあるというところなのですが、その辺、統一されていなければいけないわけで、ではそう言うてくる自治会と言わない自治会もあるわけですから、ちょっとそちらについて、もう一度明解にいただきたいのです。行政の負担と考えているのか、逆に言えば地域防犯の担っているのがこの街路灯なのだから、自治会も一定の負担をするのか、するという考え方がお持ちなのか、こちらについて、まず明解に伺います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えさせていただきます。

基本的に、今の状況でありますと、各自治会で設置を希望した物に対して、設置費はこちらで持ちます。設置した街灯に関しては、地域の防犯のために必要ですということで、自治会からの要望があつてつけていますので、基本的には自治会の負担分も責任分もあるものと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） その上で、ではお伺いをいたしますが、例えば、町民の中には自治会に未加入の方も当然いらっしゃるわけでありまして。例えば、そういった方々の御自宅周辺であるとか、御自宅の目の前という意味だけではないですよ。御自宅周辺であるとか、そうした公道等の防犯であるとか交通安全、歩行者等の安全確保というところについてはどのようになっていくのか。実状の把握ないし御見解についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

自治会未加入者の関係ですけれども、ちょっと完全に把握はしていませんが、自治会加入に関しての取組として、町内会の方で新しく引越された方等には、自治会ってこんなことをしています、大事なものです。その中で、例えば道路を歩いているときに電気が点いています、これも地域で電気料を持っています、ごみステーションは私たちの自治会で設置していますなどなど、そういった自治会の加入あっせんに向けた取組の一つとして負担していますよ、この電灯は自治会で担っていますよということもお話しされているというも聞いていますので、そういった意味では、未加入者だからといってその前に電気をつけないという対応を取っているとは聞いておりませんし、そのような対応にはなっていないものと判断しております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 中にはですけれども、自治会の運営の中で、そこまで承知されているかどうかですけれども、例えば自治会未加入者に対して、自治会費としてではなくて、一部分の電灯使用料を払ってくれるのであれば、自治会としてここの電灯を点灯するように要望しますよというような打診をしたりということも実態としてあるわけです。つまりは実質上、やはり負担をしなければつけませんよというところになってくるわけでございまして、例えばそういった方々が、自身の個人宅の前を照らしてほしいということではなくて、先ほどから述べているとおり交通安全ですとか歩行者の安全を守るため、地域の防犯のためにはあったほうがいいのではないのかなど。でも、そのためには個人が負担をしなければ点灯されない。ここについて疑義を持っている方も中にはいらっしゃいますし、私も共感できるところがある。それがこの一般質問につながったわけでございまして、その辺についてのお考えはどのようなものをお持ちなのか伺います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

恐らく、今議員おっしゃられた一般質問のきっかけとなった件というのは私も把握してるものかなと思うのですけれども、基本的に街路灯をつけることに関しましては、その方の家の前を照らして、その方のメリットを求めるものではないと思っております。地域の方が地域の安全を守るために、ここにはあったほうがいい、ここはなくてもいいという判断は、地域でしていただいているものと思っておりますので、そこは地域の中で合意が取れば、自治会長とこちら担当で話をして、ここで必要なものと判断できるものに関しては、ではこれはつけましょう。もし、ここが不適當でなければ、ほかの場所を考えていただくですとか、あくまでも地域の要望ですので地域の答えとしてこちらとしては捉えていますので、こちらとしましても、あまり未加入者だからとか、誰さんちの前だからとかという判断ではなく、あくまでも地域の要望として捉えているところですので。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） そうした自治会と、地域イコール自治会というような単位で見られることが多いと私も捉えておりますけれども、そうした大きな単位の声だけではなくて、やはり町長自身も議場で何度か言及されたことがあります。小さな声と、そういったものも汲んでいくというようなことが必要だと私は考えるところであります。

ただ、実態として自治会に委ねている、自治会の判断だ、自治会の要望だと言いつつ、自治会の実態としてね、そういう未加入者の負担がないから、ここは要望として上げられませんというものがあるのであれば、やはりそれは適切かどうかというところについて疑問もありますし、やはり、繰り返しになりますけれども、公道のそうした交通安全、歩行者の保護とか地域の防犯とかというものについては、やはり行政の負担と責務で行なうべきだという考えは私自身も変わりませんので、どうしても齟齬があるということであれば、これ以上そこについてのお答えは求めませんけれども、こうした町の小さな声というものにもしっかりと耳を傾けて、行政の責任と負担で公道の交通安全、事故防止、地域の防犯等を担っていく必要があると考えておりますので、改めて最後、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

確かに小さな声、例えば町長が行なっているまちづくり懇談会ですとか、参加された方の意見というのは貴重な意見としてお伺いします。それを基にいろいろ協議を進めていくという中では、行政の負担をどこまで持つべきかというところも議論の中にあります。

例えばですけれども、今9割としていますが、これを9割5分にするのか、10割にするのか、この辺りも自治会長たちとの協議であったり、財政状況であったり、いろいろな面があると思いますけれども、その中でも、そのときそのときに合った最善な方法でルールを決めていくのが一番いいのではないかと考えておりますので、現在の自治会には1割負担していただいているということに関しましては、自治会の皆さんが私たちの責任でやっていますよということもあるということをお理解いただきまして、回答させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） もう1点お伺いをいたしたいのですが、例えば、現在自治会側が1割負担をしているところでございますけれども、これを町側が全額負担をするといった際には、当然のことながら自治会側ないし行政側の事務負担というものの軽減にもつながるはずではありますけれども、この辺についてのメリットの一つとしてございますけれども、こちらについてはどのような御見解をお持ちか伺います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

今現在、9割、1割の負担に関しましては、各自治体の方々から、かかった1年間の使用料をお伺いして、翌年度に実績としてお支払いすると。それが前年に払った概算払いとの調整をしながらという、確かに事務負担は出ております。これを、もし仮に本別町のほうで全て持ちますとなったときには、本別町で一律支払いをしますので、恐らく自治会の方の事務は減ります。こちらの事務は、減るかどうかわからないですけども、こちらの事務も、もしかしたらそういう計算もなくなるので、請求があった分だけ払うということになるかとは思いますが、その辺に関しましては、例えば電気料の請求がこちらに来るように、町の使用者としての名義変更ということも出てきますので、その辺りが、最初には事務の煩雑化というのは出てきますけれども、どこまでの電灯がこちらで持つべきなのか、これは地域の施設だから地域で持つべきなのか、これはどこで持つべきだという判断をしなければならぬので、最初だけは確かに事務量は増えるのかなと思いますが、今後ずっと全て行政で持つとなれば、後々は確かに事務の手間は省けるのかなと思います。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは終わります、3問目に入ります。

3問目、特別養護老人ホームの在り方について。

令和10年に税法上の耐用年数を迎える特別養護老人ホーム、以下、特養とするは、町長の公約により、現在の計画を前倒しして令和8年に供用開始を目指すと言われていたが、拙速に過ぎる感が否めない。現在の進捗状況と今後の方針について、事実と所信をたずぬ。

特養について、第8期銀河福祉タウン計画では、令和5年度までに在り方についての検討を進め、第9期計画期間中、令和6年度から8年度に整備、第10期、令和9年度から令和11年度に供用を開始する方向で協議を進めるとされている。

1番項。第8期計画を前倒しして令和5年度5月から11月までに規模等決定、詳細決定、12月に予算編成、令和6年度設計業務、令和7年度工事施工、令和8年度供用開始と、議会及び町民によるワーキンググループにも示されていたところ、12月5日開催の議員協議会にて、突如としてその延期が報告され、その見通しの甘さが露呈した。その具体的理由と今後の予定について問う。

2番項。コンサルにより示された全てのパターンにおいて、今後の人口減少に応じた利用者の推移は、令和7年以降施設利用者が減少、在宅系サービスでは令和12年頃から、居住形サービスでは令和17年頃から経営が困難となり、撤退する事業所の可能性について言及がある。いずれのパターンにしても、人口減少及び高齢者人口の減少が特養の在り方に大きな影響を及ぼすことと捉えられるが、本町の人口減対策として具体的かつ効果的な政策を有しているのか、事実と見解を問う。

3番項。現段階の検討状況として、町内の介護事業所、老健80床と協議中であるが、円滑に進まない事由の一つとして、特養を担うことによる経営収支面の懸念が挙げら

れたが、具体的に必要な予算を試算、検討し、その協議を前に進め、現実的なものとするよう努めるべきであるが、見解を問う。

4番項。本町は人口減少及び高齢者人口の減少が進展している状況であり、介護サービス利用者の減少傾向は明らかである。利用者にとって多様な選択肢の一つとなる、町内民間の介護事業者への配慮も重要であり、特養との利用料金差額を補填する体制づくり、また、近隣町村である陸別町で特養の新設及び足寄町でも新設予定があり、これらの情報収集や可能な範囲での連携等も模索する必要があるが、見解を問う。

以上におきまして、1問1答細目方式にて伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員より御質問のありました、特別養護老人ホームの在り方について、答弁をさせていただきます。

まず1点目についてであります。議員も御承知のとおり激動の時代にあつて、著しく社会環境、社会情勢が変化してきており、町内においても施設入所の状況や介護認定者数の状況が相当変動しております。こういった中、本別町健康長寿のまちづくり会議をはじめ、本別町介護施設等検討ワーキンググループ、さらには本別町介護施設等整備検討経営者委員会を随時開催をし、あらゆる状況、影響の把握、また、適正なサービス量や介護保険料への影響などについて論議を深めてきたほか、町内介護事業者との協議の中においては、介護従事者等の確保に関する事項や、特別養護老人ホームが果たすべき機能、そして役割、また、本別型地域包括ケアシステムに関する理念の認識、すり合わせに時間をかけてきたところでもあります。交渉ごとという相手のあることではあります。直近の状況からも遅れることなく、当初の予定どおり令和6年度中の設計、令和7年度工事施工、令和8年度中の供用開始はできるものと考えております。

次に、2点目の人口減対策の政策についてであります。議員おっしゃるとおり、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を用いたコンサルタントの分析では、数年後には在宅系サービスが、約10年後には居住系サービスの経営が困難になるとされております。とりわけ高齢者人口の減少については、死亡による減少のほか、医療や介護が必要となり転出せざるを得ない、また、近年は特に、元気なうちに生活の利便性が高く快適な住環境を求めて転出するといったことが考えられることから、介護予防の充実をはじめ、医療、介護サービス提供基盤の充実、日常生活支援、居住支援体制の強化、住み続けたいと思えるような快適な住環境の整備等を図りながら対策を講じてまいります。

また、人口減対策として具体的な施策といたしましては、本別町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る取組の視点において、転出者の抑制を図ることを示しており、横断的な取組を推進しているところでもあります。とりわけ地域産業の持続発展と、創業、起業を促進することを目的とした方策の一部として、御承知でありまじょうが、企業誘致制度や起業家支援制度がこれらに該当するかと存じます。

3点目の経営収支面における具体的な試算、検討につきましては、既に本別町と協議先である町内介護事業者の両者において、試算、検討を協議を進めているところでありますし、4点目の特養との利用料金差額を補填するという点につきましても、差額の算出方法や体制、環境整備の検討を進めているところであります。

なお、陸別町、足寄町の特養に関しましては、引き続き情報収集に努めてまいりますし、議員おっしゃるとおり、可能な範囲で連携してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1番項について再質問を行ないます。

御答弁の中からですが、当初の予定より遅れることなく、予定のお尻の部分といたしましては、令和8年度の供用開始が可能だと、これ可能かどうかということであれば、当然、物理的には可能だと私も捉えるところではあります。

しかし、ここに来てですけれども、今年春から、特に詰めた形で、今年の4月、我々議会側の所管事務調査において示されたもの、ないしはワーキンググループに示されたものについてでは、本来であればもう既に予算編成がなされていると、これはさきに述べたとおりであります。予算編成としてなされているべきです。先月、11月までには、規模を含めて全て詳細が明確になっているよというようなところでありました。ただ、12月5日の時点においては、具体的という意味でいうと、何ら決まっていないう表現もあながち間違いではないのかなと受け止めたところでありました。この辺について、私の認識として誤りがあるのか、もし是正が必要だということであれば御指摘をいただきたいところなのですけれども、その12月5日の議員協の中においても、今後の見通しとして、今後検討していく中で老健施設への打診、その回答を待っている、もしくはそれがノーだった場合どうなっていくのかということであれば、令和6年度の秋口ぐらい、中盤過ぎぐらいというようなものに方向性が決まってくるのではないかなという趣旨の御説明をいただいたところでありました。当然、さきに述べたとおり、そこからじゃあ設計をしてとかということであれば可能は可能なのでしょうか、今までが予定通りに進んでいなかった中、また、現在のワーキンググループでの議論等を拝聴をしているに当たり、いまだ理想的な部分を語るメンバーの方がいらっしやったり、検討している中で、まだやっぱりきちんと落とし込めていないだろうと感じるところがあります。

そうしたところも踏まえて時期尚早ではないのかなと、しっかりと検討していく必要があるのではないのかなと私は考えるところでございますが、その辺についての御見解をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の質問に答弁させていただきます。

まず、最初に8年度中の供用開始につきまして、議員おっしゃるとおり、ここは議員

も可能ではないかということでありました。そこについては同じ認識であります。

確かに4月の所管事務調査におきまして、またワーキンググループの説明におきましては、予算編成、12月に行なうという形で提示をしておりましたが、ここにつきましては相手のあることでありまして、今現在、4問目等にも関わってきますけれども、そういった補填の仕方ですとか、3点目のほうの御質問に関わってきますけれども、具体的な経営収支における差額の計算といったところで協議を行なっているところでありまして、この12月にはそういったところがまとまっていないという状況で、当初予算には、今の現在では計上が難しいのではないかとというようなところでございます。これにつきましても、町長答弁の中にもさせていただいておりますけれども、ここは相手との交渉の中での直近の状況からも、多少の当初予算の補正のというところはずれてはおりますけれども、それ以外については交渉ごとを進めていく中で、何ら変更なく予定を実施していけるものと思っております。

ワーキンググループの中にもまだ理想的なお話がされる方がいらっしゃるというところでありましてけれども、これまでの議論の中では、やはり財政状況、また、町民の方々の思いといったところでは、これまで町内民間事業所が行なっている実績、また、財政的にもそういったところが安価ではないかというところの話から、そういったところで老人ホームの機能を担っていただくのがベストではないかという話でまとまっていると、こちらとしては思っているところでありまして。

12月の予算の編成といったところでは、認識の違いがあるのかという御質問があったかと思うのですが、当初予算ではそれぞれ今後進めていくに当たっての当初予算、老人ホームの準備をどのようにしていくかというところでの当初予算でありまして、実施設計を12月に行なうための予算組みをするという形ではありませんので、その辺については御理解いただければと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1番項につきまして改めてお伺いをいたします。

こちら、当初の予定どおり令和8年度の供用開始の部分、それは可能ですよと私もそう、やろうと思えばそれは可能でしょうということですが、それをやるためには、当然のことながら町のこれから大きなお金、何億円ものお金を、方法によっては何億円ものお金を使うことになるわけですし、当然そうした新しい形を取ると、それが今後にもずっと残っていくようなものにもなるわけでありまして。できるかできない、可否ではなくて、そうしたことを進めるに当たっては十分な議論等が必要であるという観点から、妥当かどうかという考え方でいったときに、私は時期としては尚早ではないのかなという意見を申し上げたところでありますが、そちらについて御見解をお伺いいたします。

令和6年度に設計業務を開始して、結果として令和8年度に供用開始とするためには、ではどのようなスケジュールを組んでいけば令和6年度に設計業務を開始できるの

か、こちら端的にで構わないですけど、何月までに詳細を決定してどうするというようなところで端的にお答えを求めるものでございます。

さきに申し上げたところでございますが、ワーキンググループ等の議論につきまして、先ほど私、理想論的なところが出ているという、これを悪いと言っているのではなくて、まだワーキンググループ内での議論の段階がその段階ではないですかということをお願いしているのです。結論づけられているという御趣旨の御答弁、御発言もありましたけれども、ではワーキンググループではどう結論づけられていますか。そこはもう多分、大きな認識の誤りがあると私は捉えております。いろいろな意見がまだ出ていて、ではこういう方向でいきましょう、これかこのパターンでいきましょうみたいな結論何か出ていないではないですか。もう少し言及すれば、では秋口、10月でしたか、視察に行かれたようですし、ワーキングの方も7名中3名だけでしたかね、参加されたようですけれど、ではこの視察した結果、ワーキンググループの中で共有されていますか。されていないですよ。そういった中で、ワーキンググループとして結論づけられているのですか、本当に。こちらについて明解に御答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の質問に答弁させていただきます。

8年に実施するための十分な議論というところでありまして、そこにつきましては、この間3つの会議で議論を重ねてきておりまして、十分な議論を行なってきたという認識を行なっております。

スケジュールであります。6年度の前半に基本構想の部分をつくりまして、後半に実施設計という形に持っていきたいと考えております。

ワーキンググループの結論といった部分であります。私どもで判断しておりますのは、今現在、新しい特養を全て建て替えるのではなくて、改築のもと実施をしていくということについては、そこについては結論づけができています。ただ、相手があるということでもありますので、それによって、状況によっては変えざるを得ないという部分があるかという話が出ているというところでもあります。

また、入所施設を50床少なくするというところでは、もう少し柔軟な住宅があってもよいのではないかというような御意見があるというところがありますので、その部分が今後の進め方によって変わってくるかとは思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めて、ワーキンググループの結論づけの部分についてでございますが、12月5日に示された議員協の資料の中においては、コンサルより示されたパターンのうち新設の部分、10億円以上のお金がかかるような部分ですね。こちらについてはいわゆる斜線が引かれた状態で提示がされました。そういった意味から、これは方向性としては困難であろうという意思表示なのだろうと受け止めているところでありますが、明確にワーキンググループの中で、これは絶対に無理だよということ共

通認識、例えば採決的なものがされたりとか、そういったことありましたかね。ないと思いますよ。そういう意味でいうと、結論づけられているというところが確実に、それ言い過ぎではないでしょうかね。本当にそれ、よろしいですか。発言に御責任持ってもらって大丈夫でしょうかね、そこについて。ちょっとこちらについて改めて、大事なことです、お伺いをいたします。そういう方向性でいきたいねというような意見が出ているというところについては否定しませんが、結論づけられているまで断言して大丈夫でしょうか。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 確かに議員おっしゃるとおり、採決は取っておりません。方向性として、こういう形で進めていくべきと考えますというような話はさせていただいておまして、その点について皆さんから、そうだよという意見はいただいているところでありまして、それが私の先ほどの発言の中では結論というような話をさせていただいております。その辺について、町民の方、ワーキンググループの方が、それでは違うのではないかと御意見は特にありませんので、その結論づけがされているというような発言になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ワーキンググループ自体も、秋口から開催されていませんよね。最後9月でしたか、最後に開催されたの。その中で、その後に視察に行かれたりとかしていて、どうやってだからその御意見が出ていませんと云ったって、会議自体が開催されていないではないですか、その後の。そういった意味合いからも、私、いろいろな御意見がまだ出ている段階で、おおむねの方向性みたいのは見えてきているけれども、結論づけられている、十分な議論が済んでいるというところまでは、少し言及のし過ぎではないのかなと、そのように断言するにはいかがかなと感じたところでございます。ただ、それが、いや結論づけられているのだと、ではワーキンググループのメンバー、一人残らず、すべからく共通認識として図られているというのであれば、それは否定することはいたしませんけれども、そういう認識を持ってよろしいのですね。伺います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 特別養護老人ホームの減床部分、50床を少なくするといった部分で、今現在、町内事業所に特養機能を担っていただけないかという交渉ごとについて、これについてはワーキンググループ、また経営者委員会等の中で共通の認識をいただいていると思っております。

視察等を行なった中での複合施設の在り方につきましては、今後とも協議をしていくというような形で考えております。この部分については、まだ結論づけはしていないというところであります。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 結論づけという言葉の定義について、見解が分かれるのかもしれ

ませんけれども、少なくとも方向性としては、新設等については回避をするというような方向性であるということについては争いがないのかなど、見解に相違がないのかなというところでもあります。

私自身も方向性としては、でき得る限りコンパクトに、費用をかけずに、また、町長の御発言にもあったとおり、こうした激動の社会情勢の中、今後のあらゆる変化に対応しやすいようにしていく必要があると考えておりますが、こちらについて御認識を伺います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） こちらにつきましても、町民の方がこの本別町で長く生活を続けていっていただくためにどのような体制が必要であるか、また、財政状況を鑑みたときに、今現在進めております特別養護老人ホーム、それと老人施設、合わせまして130床ございますけれども、それを減少させることで、維持、運営をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1番項終わりました2番項に移ります。

こちら、町長から具体的な人口減対策、政策の部分について、企業誘致や起業家支援のこの制度について述べられたところではありますが、聞き漏らしがなければ、この2点が具体的なものとして挙げられたのかなというところでございます。

令和5年9月26日の決算審査特別委員会上においても、いずれかの時期におきましては、人口減少ですね、減少をゼロにして、そして再び増加させていくと。報道においても、町内における懇談の場にて最終的に人口減少を5,000人台で止めて、その後は緩やかに増加傾向にしていかないといけないと、このように報道もされたところでもあります。

町長のこうした理念、お考え、これが実現するのであれば、町の将来展望というものが大きく開けていくものであります。もちろん、この特養の在り方というのものにも大きな影響を及ぼすものでありまして、この計画についても極めて大きな、いい意味での影響があると捉えているところでもあります。

現在、本町においては、年間おおむね150人から200人ぐらいの人口減少というものが確認されているところであり、5,000人台というところを捉えるのであれば、これからの六、七年ぐらいの間にはしっかりとした形にしていかなければ、5,000人というものは割っていったらというところでもあります。

そうした現況の中で私がお伺いしたいのは、このコンサル等からも示されている、人口減少が進んでいますよ、いわゆるこうしたサービスを利用する方々、高齢者の人口も減っていますよ、だから大きな規模では難しいですよというものが示されているわけですから、ただし、こうした町長の御発言の中での理念の部分が、理念や思いだけではなくて具体的な政策として、例えば、企業名は差し控えるけれども、こういう規

模の会社の誘致が決まっているのだとか、決まりそうなのだとか、企業誘致、起業家支援の中でもこうしたものがあるのかと聞いてございます。そうした制度があるかということを知っているのではなくて、特養の中でも課題とされている人口減や、利用者となる高齢者の人口減、これを打ち消すだけの何か具体的な政策を今お持ちかと伺ってございます。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 梅村議員の質問に答弁をさせていただきたいと思います。

通告の特別養護老人ホームの在り方について通告ございましたが、その中で企業誘致云々等についてのお話がありました。

ここで、すべからず資料を持参でありませぬので、こと細かく申し上げることはできませんが、いずれにいたしましても、町の計画にも載せてございます。これは、私が書いたものではございません。将来的に5,000人規模のまちづくりをしていくといったことで、これは町の指針でもございますので、そういったところをしっかりと捉え、企業誘致等に努力してまいりたいと思っておりますのでございます。

企業名は、議員おっしゃるとおり、確かに言えませんが、現段階におきましても、数社の企業とそういった情報交換をしながら、本町に来ていただくべき、そういうお話もさせている段階でございます。

また、町内にある企業等につきましても、東京に出張の折には、ここ支店法人ありますので、そういったところにも訪問してございますし、また、従前ではあまり活動をされていなかったやに思いますが、北海道の東京事務所にもお邪魔をしまして、企業の今後の誘致について情報の収集を行なうとともに、逆に企業側がこの北海道について、どのように進出の希望があるのか等々もお聞きをしておりますのでございます。

そういったことで、できる限り、規模は大きくなくても、数社の企業が本別町に根差していただければ、それは人口減少にも歯止めがかかるだろうと思っておりますので、そういったところについては、私、積極的に今後も運動を展開してまいりたい、そう考えているところでございます。

また、特養の問題につきましても、現在の人口推計等々につきましては、先ほど答弁をさせていただきました。片や、もう一方で民間の老健施設が本町にございます。その民間の老健施設の今後の経営の状況においては、将来を見越すと厳しい面があるということもお聞きしてございますので、そういったところにてこ入れをしながら、しっかりと本別町に根づいていただく、そういったことも観点に入れ、特養の今後の在り方について、今、検討をさせていただいておりますのでございます。

先ほども御質問がありました、ワーキンググループの中におきましては、様々な御意見があるのも事実でございます。そういったところもしっかりと受け止めながら、また、ワーキンググループのみならず、本別町介護施設等整備検討経営者委員会等々もご

ざいますので、そちらともすり合わせを行ないながら、本別町にとって最善の方策で進めてまいりたいと考えております。

そのことによって、本別町の人口減対策にも一役買うのだらうと思ってございますので、しっかりと今後も進めてまいりたいと思いますので、そのことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 町の計画であるとか、町長のお考えとか、お取組のことについては分かりました。

その上で私が申し上げたいのは、これはコンサルのほうから、この計画を策定するに当たって、今後の人口減少というものがこの計画に大きな影響を及ぼしますよと、そうしたことから、ワーキンググループの中でも新設のパターンというものが、結果としては選ばれないとなってきたのかなと私は認識しているところでございます。つまりは、このコンサルの提案、これに抗う、こうではないですよ、このコンサルの提案のものとは違う即効性のある、そうした取組や政策、具体的な展望というものがありませんよということではないと捉えてよろしいのか。人口減対策をやっていないということではないですよ。この計画に対して即効性のある、そうしたものというのではないと捉えてよろしいのか伺います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） ただいまの、コンサルとは違う、逆な方向としての考えはないのかということについて答弁させていただきます。

まず、コンサルティング会社の提案という形で、提案といいますか実績、状況報告でありますけれども、施設、130床を維持した場合については令和7年度から126人の需要になってしまうよということで、それ以降、年々利用者が減少するという形で、令和17年度頃には106人、130床あるのに106人ぐらいしか利用がない状況が試算されています。

しかし、50床少なくすることによって、17年に割ってしまうというところではありますが、令和27年度頃までに83人という形で、80床の定員を維持することができるという内容になっています。

また、居住系の利用者についても130床を維持した場合は、令和12年頃より、定数より4名少ない25という形になりますけれども…。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 答弁させていただきます。

御質問のコンサルの人口減少、即効性がないというところでありますけれども、その人口減対策の部分については即効性はないと思っておりますけれども、今後、施設、また民間事業者の経営を維持していく、またそういったところではコンサルの提案が最善ではないかというような判断をしているところです。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 私が、コンサルの提案が即効性がないとかということを行っているのではなくて、コンサルの提案、人口減対策というものが課題にされていますけれども、そこに対して即効性のある人口減対策というものをお持ちなのですかと聞いてございます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時27分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

村本副町長。

○副町長（村本信幸） 大変申し訳ございません。

ただいまの御質問にございました、即効性のあるものはどうなのかという御質問ですけれども、即効性のあるものは、現時点ではないということで答弁させていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、2番項終わりました3番項に移ります。

こちら、町内の老健80床の介護事業所との連携という部分についてでございますけれども、現在の状況としては、なかなか御快諾はいただけていないというような状態であります。

ワーキンググループのメンバーにも関係者の方が入っておりますので、町の声、町民の皆さんのメンバーの方々の声というのは当然しっかりと届いているというところでございますが、こちら議員協等で御説明いただいたとおり、こうした経営収支面が懸念の材料の一つであるということであれば、こちらについて試算等を行なって、それをワーキンググループであるとか議会であるとか、そういったところで共有をした上で、きちんとした体制が整えられることができるのだというようなお示しができれば、先方の御判断何かにも、いい意味での影響をしていくのかなと考えるところでございますが、そうした試算等を行なったことがあるのか、または、私の今申し上げたところについてどのような御見解を有しているのか、端的にお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 試算等を行なった経過であります。今現在、あちらの交渉相手の試算、また、町としての試算という形で、それぞれ行なっているところであります。

それらをすり合わせを行なった中で、今後、進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 現段階といたしましては、こちらのほうとの連携をしていくというところが一番現実的な路線であると私も考えているところでありますが、こちらの認識について、改めて伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 私といたしましても、交渉相手と中身のある交渉を進める中で、特養機能を担っていただけるような形で進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、3番項終わりました4番項に移ります。

老健のこの80床介護施設の協議と併せて、いわゆる太陽の丘に複合施設を検討中ということも示されているところであります。これはもちろん理想の形態であるなど考えるところでございますが、しかるに、さきにも言及いたしました、即効性のある人口減の具体的政策というものが今現時点ではございません。

こうした社会情勢の中、先行きがなかなか分からないというような現況の中、陸別町では新施設が完成し、供用が開始されていると。お隣の足寄町においても、新施設の来年着工で、再来年辺り供用開始というようなところで御説明があったところであります。

本来であれば、本町でもこのように議論が進んでいるところでありますから、町内のみならず、近隣町村からも入所利用希望者等を誘うことができれば、これ幸いでございますけれども、なかなかそうもいかないのかなと捉えているところでございます。

そうした中で、こうした近隣の町村、もう既にこういう施設ができている、またはこれからできるというところであれば、こうしたところを頼っていくというのも一つの考え方ではないのかなと考えるところでございます。情報共有だけではなくて、やはり頼れるところは頼るというのも一つの考えではないのかなと考えるところでございますが、御見解を伺います。

また、町内における介護事業所、居住型等の事業所が複数ございますが、こうしたところは当然、特別養護老人ホームとの違いというものうちの一つに、利用料金の差というものがございます。こうしたところを、例えば運営事業者へのサポート、または利用している方へのサポートというようなことを行なって、利用料の差を埋めるような手だて、そうすることによって町内からそうした介護事業所、利用者さんの選択肢を奪うことがなくなるような、こうした体制づくりというものも必要だと考えるところでございますが、御見解について伺います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） まず、陸別町、足寄町の特養施設との連携という部分であります。この辺につきましては情報交換、施設の利用状況ですとか、そういった部分についての情報交換は現在も行なっているところでありますので、この辺については継続をしていきたいと思っております。

しかしながら、利用者さんにつきましては、そちらのほうに入ってくださいというような権限はこちらの町としてはございませんので、あくまでも本人と施設側の契約という形になりますので、情報提供といったものはできるのかなと考えているところがあります。

また、差額の補填の部分でございますが、こちらにつきましても、今後、検討の一つとは考えておりますが、それぞれサービスの利用の形態も違ってまいりますし、先ほど複合型の施設というお話もさせていただきましたが、そういったところでは夜間ヘルプですとか、訪問看護ですとか、そういった機能充実も必要かなと考えておりますので、併せてやっていく必要はあろうかなと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ワーキングの中からも方向性として出されている中で、いわゆるコンパクトにといいますか、新設等ではなくというところの中であります。

当然のことながら本町においては、これからの公共施設等の維持管理の問題というのいろいろ出てくるわけでありまして、繰り返しになりますが、こうした激動の社会情勢の中、また人口減少が進む中ということでございますので、近隣町村に頼れるところは頼る、これは当然御答弁にもありましたとおり、そちらを情報共有にとどまるのは、それは当然でございますけれども、そうしたところも町として頼れるところは頼るというような考え方、姿勢というのを持って、できるだけ現時点での町の負担というものを減らして、時期を伺う、これはそれで終わりにするというのではなくて、これからどのタイミングでどういう形を取っていくのが一番いいのか、最適なのかというところの時期を伺っていく、そういうような考え方、姿勢も必要だと考えるところでございます。

また、町内のそうした事業所、町内でそうした介護施設がなくなるということはあってはならないことでありまして、町内のそうした民間の事業所が存続して、利用者の選択肢が増えるという現状も維持していく必要がありますので、そちらについても持続可能となるように、しっかりとした体制づくり、補助やサポートの体制というものづくりが必要だと考えますが、御見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 近隣町村との連携につきましては、引き続き情報共有、また、そういった町の状況なども含めまして進めていきたいと思っております。

また、町内のそういうサービス事業者の持続可能な運営といったところにつきましては、経営者委員会の中でもまたそういった話をいただきながら、情報共有を図って進

めていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、傍聴いただきました皆様、また、お越しいただきました本別高校の皆様に、厚く御礼を申し上げ、一般質問を閉じさせていただきます。
終わります。

○議長（篠原義彦） ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

一般質問を続けます。

3番丑若浩行議員。

○3番（丑若浩行） 議長の許可を得ましたので、通告済みの1問について質問いたします。

しごと体験交流館の農業現場での有効利用について、お伺いいたします。

質問要旨。

本町の基幹産業である農業は、慢性的な人手不足にあります。しごと体験交流館を有効利用することで、道外の人手を集める策をさらに進めるべきです。

要旨の明細です。

1つ、当該施設の利用状況と、現在までどのようなPRを行ってきたかを伺います。

2つ、本別町のみならず、十勝の農業は慢性的な人手不足に直面しています。一方で、本州から旅行を兼ねてバイトをしながら一定期間十勝に滞在する若者たちも存在します。道の駅で車中泊をしたり、無料の本別公園で連泊をして、町内外でバイトをしながら過ごされる方もいます。

当JA本別町も参加している1日農業バイトというアプリ、少々説明を加えさせていただきますと、雇用主とバイトをマッチングするアプリでありまして、2018年に発足、その当時286名のマッチングがされたところではありますが、今年度は全国で12万9,154名の実績に至った全国展開するアプリでございます。このアプリを利用した旅行兼バイトは、今後ますます利用者増が見込まれるところです。

本別町にバイトを通して滞在してもらい、そのよさを認識していただければ、農業の人手不足解消にも一役買うこととなります。施設の積極的なPRや利用対象要件の拡充が必要と考えます。町としての考えを伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 丑若議員のしごと体験交流館の農業現場での有効利用について、答弁をさせていただきます。

しごと体験交流館は、御承知のとおり本町における就労体験、交流または研修等を通

じて地域産業等の振興に必要な人材確保及び育成を行ない、本町への定着を図ることを目的に令和元年度に開設し、これまで延べ人数で換算すると953人、実人数ベースで申し上げると176人、これは令和5年11月末の数字でございます、の方に御利用をいただいております。

また、直近の令和4年度の状況についてであります、実稼働日数179日、延べ278人、実人数として35人の利用実績となっており、令和3年度と比較して、実稼働日数で78日、実人数で23人の増となっております。

しかしながら、令和5年度につきましては、アフターコロナで利用者の増加を見込んでいたものの、結果として町内外への周知、PR等の不足もあり、11月末までの稼働日数は66日と、昨年度までの稼働を大きく下回っている状況となっております。

次に、2点目の1日農業バイトアプリを活用している方を対象とした取組についてであります、町内の働き手不足につきましては、農業のみならず、どの業界においても重要な課題であることを認識しておりますし、日本の労働力人口は昨年度から約5万人減少し、今後も減少が続くと予想されています。

そのような背景がある中、今後のしごと体験交流館は、ますます果たすべき役割が大きくなると認識しているところであります。

議員からの御質問のあった1日農業バイト利用者への対応につきましては、これまで本別町農協の担当者と協議をしており、当該施設の活用についても、労働者確保対策に付随する交流館の施設利用となり、地域への定着の可能性も考えられ、また、この確保対策が地域の担い手の維持につながり、広くは基幹産業の持続につながる観点から、施設利用を認めることとしております。

今後は、当該施設の利用促進を図るためにも、この農業バイト利用者を対象に含めたPR活動に注力したいと考えておりますが、施設の利用につきましては、施行規則の使用要件の範囲内での運用であることをお含みいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、農業を含めた労働者確保の対策は重要であるとの認識は一致しておりますので、議員の皆様や地域産業を担う方々と連携をしながら取組を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 明確に回答いただきまして、ありがとうございます。

1番項についてでございますけれども、令和5年には前年度を下回ったということで、やはりこういうことでございましたらば、利用要件として書いてあります、町内の事業所等の仕事体験や実習をとのことでしたが、中長期滞在となりますと、町外へもバイトに行く場合もあろうかとございます。要件の拡大解釈も必要ではないかと考えます。見解を伺います。

2番項に関してでございますけれども、PR活動が不足しているという点でござい

ますけれども、利用者が減っている現状におきまして、今後どのようなPRを考えていらっしゃるのか、考えがあればお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

まず1点目なのですが、先ほど規則にのっとった利用ということで町長のほうから答弁申し上げましたけれども、この事業自体が本別町で就労体験をしていただいて、そして最終的には本町のよさを知っていただいて定住ですとか移住就労、そこに結びつけるような施設でございますので、基本的には町内の就労というところで現在進めているところでございます。

2点目のPR活動につきましては、御指摘のとおり、現在ホームページのみの情報発信となっておりますので、この辺、農協ですとか商工会、それと地域おこし協力隊、フェイスブックですとかインスタグラム発信していますので、そういうのも活用しながら、若い方が多いという話なので、そういうものを活用しながら、今後情報発信していきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 要件の拡大解釈は難しいという趣旨の答弁でよろしかったのか、もう一度確認のため、お伺いいたします。

また、6か月前から7日間の要件の中に申込みという案件でございますけれども、その申込期間の根拠となるもの、また、7日前ですと結構、来たときにすぐ利用できない、空きがあっても利用できない場合もございます。7日前を短縮できないかどうかをお伺いいたします。

またPRに関しましても、先ほど言われましたようにパンフレット1枚、陰に隠れて窓口においてある、ホームページから私も探しましたがけれども、検索をかけないとなかなか出てこないという施設でございます。これに関しては、やはりSNS等の利用も必要かと思えます。

また、私ごとではございますけれども、私実際に使って非常によいアプリだと考えております。農業者が直接、十勝外から見えられるバイトに直接お渡しできて、こういうしごと交流館ありますよというスタイルを取れようかと思えます。実際、現場の人間と協働して進めていける事業だと思っておりますので、その辺の考えをお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

まず、1点目の要件の拡大というところにつきましては、先ほどちょっと答弁させていただいたのですが、本別町においての就労体験等の研修計画を持った個人及び団体となっておりますので、現段階では拡大できないというところで捉えております。

2点目、7日間の根拠、短縮できないかというところなのですが、これにつき

ましては管理人が常駐しているわけではなくて、利用が入った段階で事業者とコンタクトを取って、夜の管理人、常駐しますので、そういう管理の体制もあって、これまで進んできているというのが現状になっています。

当然、7日前という結構ぎりぎりに来て、すぐ入れるのが一番いいのかもしれませんが、そういった事業者との関係もあって、7日ということで決めさせていただいております。

その7日の要件についても、このしごと体験交流館の情報を発信するときに、それも併せて発信をしていきたいなと思うのと、あとメール、FAXでも申込み可能になっていますので、その辺も強調しながら情報発信していければなと考えております。

最後、SNSの発信というところと、利用者が直にそういうPRできないかということなのですけれども、すごくありがたい提案だなと思って感謝をしております。SNSの発信につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、地域おこし協力隊がSNS、インスタグラムですとかフェイスブック発信していますので、そういったものを活用しながら今後、情報発信していきたいなと思います。以上です。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） もう1回だけ確認させてください。

町内で、メインにバイトをする場合はオーケーということですがけれども、もちろん町内だけで、農業者、仕事量、限られております。もうちょっといたいなというときに、町内仕事がないときに町外で行なうことも、やはりだめなのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

現状、先ほども申し上げたのですがけれども、本別町内でのということであってありますので、現状はちょっと難しいかなと判断をしているところです。以上です。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 当該施設の利用ということで、小さな質問をさせていただきました。私の気持ちとしては、本別町をより広く周知して、人口減少に少しでも歯止めがかかればという思いで質問させていただきました。町としての思いを伺って、質問を終わりたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

この施設につきましては、先ほども申し上げたのですがけれども、本町のそういった就労体験ですとかそういう体験をしていただいて、本別町に最終的には移住ですとか定住、興味を持っていただくというところが重要な役割なのかなと考えておりますので、今後も情報発信に力を入れて、できるだけ利用率、稼働率を上げるような取組をしていけたらなと考えております。以上です。

○3番（丑若浩行） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、2番加藤徹己議員。

○2番（加藤徹己） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について質問をいたします。

質問事項。

震災を教訓にした防災体制について。

質問要旨。

本町の防災体制については、地域防災計画に基づいて整備されていますが、近年の震災は想定を超えるものとなっています。このことから、震災を受けた自治体などの教訓を生かした防災体制への強化が必要と考えますが、見解を伺います。

要旨の明細。

1点目。本町の備蓄資機材の保管場所は、主要避難所などを含めた小規模の施設に分散して保管され、避難所開設時に迅速に使用できるようになっています。しかし、大規模震災などでは大量の備蓄資機材が必要となります。また、国からプッシュ型支援品などが大量に届くことから、安全な場所に災害支援物資などの受入れ、管理、配送などにも対応できるような大型の備蓄資機材の保管場所が必要と考えますが、見解を伺います。

2点目。主要避難所の開設、運営には、女性や子ども、車椅子等の要配慮者が必要とするトイレの設置に加え、トレーラー型水洗トイレの手配なども必要と考えますが、見解を伺います。

3点目。住民が自らの命を守るためには、迅速かつ確実な災害情報伝達が重要となりますが、本町において防災行政無線戸別受信機の普及率が低いことから、早急に全戸設置に向けて取組を強化すべきと考えます。併せて、スマホ、アプリ、メール、SNSやテレビなどを活用した情報伝達を併用し、より確実に住民に情報を届けることが重要です。そして、これらが住民に広く周知され、いざというときに十分に使用されることで助かる命があるので、さらに拡充、強化すべきと考えますが、見解を伺います。

4点目。本町の震災による防災体制は、十勝平野断層帯主部地震マグニチュード7.4、最大震度7で、冬期早朝に発生したことを想定したものであります。しかし、近年、国から日本海溝、千島海溝沿いを震源とした海溝型巨大地震、マグニチュード9クラスを想定した推計が公表されています。積雪寒冷地という地域性も含めて、より広域、長期避難を見据えた防災体制への強化が必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 加藤議員からの質問がありました、震災を教訓にした防災体制について、答弁をさせていただきます。

1点目の大型の保管場所の確保についてであります。本町における備蓄品の保管は、複数の施設に分散して行なっているところです。分散保管によりまして、有事の際

には、それぞれの避難先における備蓄品の調達が容易であること、施設自体が被害にあっても他の施設から融通することができることなどのメリットがある一方、1か所に多くの避難者を受け入れることとなった場合には、各施設から備蓄品を集める手間がかかるというデメリットもあります。

大規模災害などによりプッシュ型支援を受けることとなった際には、町体育館や中央公民館、あるいは小中学校などで支援物資を搬入することが考えられますが、いずれも浸水想定区域内に立地しており、大雨災害時には利用できない可能性も指摘されているところであります。その際には銀河アリーナや道の駅への搬入も可能と考えますが、将来的には消防庁舎など、公共施設の建て替えの際に防災対策機能を持たせることによって、防災、減災体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

2点目でありますが、避難所生活が長引く場合におきましては、トイレをはじめとする衛生設備の充実が避難者のストレス軽減に大きな効果をもたらすものと認識をしています。本町における災害時のトイレ対策の考え方は、基本的には避難施設の既設トイレを使っていただく、断水時には施設のトイレに殺菌、消臭、凝固剤の入ったトイレキットを設置して使っていただく、あるいは災害協定を締結しているレンタルサービス事業者に仮設トイレの設置を依頼することなどを想定しているところであります。

3点目につきましては、情報伝達の方策について御質問いただきましたが、防災行政無線の戸別受信機につきましては、携帯端末で緊急速報メールを受信することができる方など、必要ないという方も一定程度いらっしゃることから、基本的には全戸設置を前提とはしておりません。ただし、転入者など、必ずしも周知が行き届いていないことも考えられますので、今後も定期的に広報紙等で希望者を募るなど、住民周知に努めてまいりたいと考えています。また、現在SNSの活用など、漏れの生じない情報伝達手段の強化、多重化に向けての調査、検討を進めているところであります。

4点目の広域、長期避難を見据えた体制整備につきましては、本町では、北海道により示されております、十勝平野断層帯主部を震源とする直下型地震を人的被害が最大となる地震と想定しておりまして、その場合の避難所生活者数は1,372人としています。令和4年3月に策定いたしました本別町食料・防災資機材備蓄計画は、その推計を基に策定しておりますが、有事の際には本町の備蓄品を活用するほか、必要に応じて、国、北海道、あるいは包括連携協定を締結しております白糠町の支援も検討しながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） 加藤議員。

○2番（加藤徹己） 今、答弁をいただきました。

1点目については、分散して備蓄資機材の保管するということですがけれども、これまでの大震災において、かなり広範囲で被災をする、そういう場合については、先ほども申し上げましたけれども、国からのプッシュ型の支援品が大量に届きます。それについて

ても、現在は体育館なり公民館なりということですがけれども、やはり浸水地域になっていることはもう災害ガイドブックで示されております。このようなところでは、そういう物資を保管することは非常に困難でないのかなと思います。

南三陸町に本町からも、12年前ですがけれども、東日本大震災で本町からも支援物資を運びましたけれども、小高い丘の上に総合体育館があって、そこを避難場所、防災の対策本部と避難所、それから支援物資の受入れ、保管等もしていた所ですがけれども、町が全滅したというまれな状況ですがけれども、本町の場合はそういうことはなかなか想定はされないでしょうけれども、大災害があったときにはどうということが起きるか分かりません。先ほどの答弁の中では消防庁舎等、そういう機能を、備蓄品の保管も含めた防災庁舎等の移転も予定しているということですので、その辺は十分に検討して協議して進めていただければいいのかなと思います。

2点目ですがけれども、主要避難所、要配慮者については福祉施設等にトイレ等を用意するわけですがけれども、大災害のときにはトイレが使えないということが想定をされます。これは南三陸町も、また、このたび視察してきました胆振東部の地震で大被害を被った厚真町でもそうですけれども、簡易トイレ等を、本町も2万個を用意するという計画がありますけれども、それでもすぐに簡易トイレというのは処理できなくなる、そして仮設トイレも使用できなくなるということで、答弁ではレンタル業者とも連携をしていくということですので、この辺についてはしっかりと連携をして、要配慮者も対応できるトイレをきちんと準備していただきたいと考えています。

一番トイレについては、これまでの大災害、大震災の中でも一番問題になっている部分がございます。トイレパニックという言葉もありますけれども、トイレがあなたの命を脅かすなんていう報告もございますほど、非常に大きな問題ですので、これは簡易トイレ2万個用意したから大丈夫ですというのではなくて、しっかりとした対応をしていく必要があると思います。

3点目ですがけれども、本町の災害情報伝達については、私は防災行政無線の関係が、この使用が非常に重要だと考えています。これは昨年の北海道地方非常通信協議会の65周年の記念講演の中でも、お年寄り、北海道の地域性も考えた中で、気密性があって、なかなか野外の放送だとか広報車等の音が聞こえない。ですから、北海道においては防災行政無線が非常に有効だという消防庁のほうの担当官のお話もございました。

ただ、防災行政無線だけがあれば必ず大丈夫なのかということではなくて、それに加えて、先ほど答弁にもありましたけれども、本町も情報の多重化ということに取り組んでいますので、これについては今後もどんどん拡充をしていっていただきたいと思っております。

スマホ等についても、SNS等で、希望する方がいらっしゃるということですがけれども、このスマホも完全ではありません。これはローVHF帯を使っていますから、ノイズにも弱くて、また異常伝播による混信もあります。これはFM放送以下の周波数を使

うわけですから、そういうことも考えられます。なおかつ災害時には回線の輻輳、回線を使用する要求が多くなって通信ができなくなるという、そういう恐れも指摘をされておりますので、テレビ等の地上デジタル放送を使うテレビ放送ですね、高齢者が家にテレビがあれば、d ボタンを押せば災害情報がすぐに見れると。高齢者にSNSやってください、なかなか難しいと思いますけれども、今後はこういうことも活用できるのかなど。これは本町の実情に合わせた、どれが一番いいのかというのを検討しながら進めていく必要があると考えます。

4点目ですけれども、これは所管事務調査でも言われていましたけれども、本町の震災による防災体制、これは十勝平野の断層帯を主部とする直下型の地震ということですから、局地的な本町の被害が大きい地震ということですから、近年、国から示されているように千島海溝、それから日本海溝ですね、海溝沿いの巨大な地震が、もう近々、30年以内に40%という報道もあったようですから、それぐらい非常に緊迫をしているということで、こうなれば広い範囲で災害が起きるわけですから、この震災によって、包括協定を結んでおります白糠町も被害を受ける。

何度か報告されていますけれども、白糠町は備蓄品については非常に整備されている。ですから本町も大丈夫だという話ですけれども、そうではなくて、本町も今、きちんと計画通り備蓄計画を進めていますけれども、広域になった場合については自力と、あとは国、道からもありますけれども、広い視点で備蓄品の供給等を受けれる体制を取っていったほうがいいのかと考えています。

本町もこの海溝型地震、今回視察した厚真町においても、千島海溝沿いの海溝型巨大地震を想定した防災体制に取り組んでいるということですので、本町においても、最近言われているように、海溝型の地震にも大きく備える必要があるのかなど。

現在、本町の地域防災計画では、平成16年に海溝型の地震に対応するという計画になっていますけれども、これも最近見直されてはきていると思いますけれども、大きく見直す必要があると考えていますので、この辺の見解も伺います。よろしくお願ひします。

○議長（篠原義彦） 加藤議員、申し上げますけれども、今、町長から答弁がございました。質問に対して。再質問でございますので、もうちょっと簡単明瞭に再質問してください。

暫時休憩いたします。

午後 3時27分 休憩

午後 3時28分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの再質疑にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず1点目の備蓄倉庫の整備というところだと考えております。本町といたしましても、こちらにつきましては、今ある既存のものだけで対応できるとは考えてございませんので、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、消防庁舎を建て直した段階において、そこに備蓄品を置けるなど、そういった対策を考えながら今後の備蓄については考えていきたいと思っております。

ただ、その前に来た場合につきましては、災害にもよりますけれども、地震災害であれば浸水ではありませんので体育館に置けたり、先ほど答弁させていただきましたけれども、水害につきましては体育館も浸水地域になりますので、銀河アリーナを活用するなど、そういったことをしていきながら、今後きちんとした備蓄体制は整えていきたいとは考えているところでございますし、これにつきましては今後、町としても十分に検討はしていきたいと考えてございます。

要配慮者へのトイレということでございます。加藤議員御指摘のとおり、簡易トイレというのは用意してございますが、しっかりとしたトイレにつきましては、なかなかこちら高額でありますので、平常時に何個も仮設トイレを用意するというのはなかなか難しいのかなと考えてございます。

ただ、先ほど答弁させていただいたとおり、レンタル事業者との連携等によりまして、これも災害によるかと思えます。本当に大規模災害になったときにレンタル事業者が全部出せるのかというところはちょっとあるかと思えますけれども、そういったところを活用しながら、また健常者の方につきましては簡易トイレを利用させていただきながら、トイレ対策というのは私どもも大切だと考えておりますので、こちらについてもしっかりと対応はさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、情報伝達手段でございます。確かに防災無線というのは有効なものと考えておりますので、町としても防災無線のほう整備させていただきました。ただ、先ほどの答弁のとおり必要のないという方もいらっしゃいますので、そういった方につきましては、今、町のほうで整備しておりますのはLアラートといたしまして、地域ごとに各情報端末に緊急発信できるシステムを用意してございますので、そういったものの活用、あとは屋外拡声器、室内の防災無線などを活用しながら行なっていきたいとは考えておりますが、議員御指摘のとおり、情報の多重化は必要なことと考えております。SNSを利用した、最近でいうとはやっているのがLINEを利用した情報伝達ですか、そういった部分につきましても今いろいろと、これLINEを使うといたしましても、なかなか職員だけでつくれるものではありませんので、今、業者にもいろいろと情報をお聞きしながら、どういう手段が有効なのかというのはちょっと検討させていただいておりますので、今後そういったものも加味しながら、情報の多重化についてもしっかり検討していかなければならないのかなと考えているところでございます。

最後の広範囲にわたる災害ということなのかなと考えております。現在、本町といたしましては、最初に答弁させていただきましたとおり十勝平野断層帯主部地震、こ

れが一番被害が大きいと。千島海溝沖の地震につきましても、本町被害ありますけれども、想定といたしましては震度として6弱というのが想定になっております。幸いにして本町につきましては、津波の被災地域ではございませんので、そういった観点で、備蓄につきましましては十勝平野断層帯主部地震に対応したというところで、備蓄計画については立てさせていただいております。

ただ、この間も答弁をさせていただいているところでございますが、本町の備蓄目標につきましては、3日分のうち、公的備蓄については1日分ということで、今、計画をさせていただいておりますが、この1日が本当に適切なかどうか、公的で2日間必要なかどうかというところにつきましては、今後これにつきましてもいろいろな情報をいただきながら、備蓄に対してどれぐらい必要なのかというのは、これも検討をしていかなければならないかなと考えてございますが、今現在といたしましては一応備蓄計画で1日分、これが足りるのか足りないのか、これも本当に震災の程度にもよるかと思いますが、大規模震災があった場合につきましては、特に千島海溝地震につきましては、白糠町からの物資支援というのは想定してございません。そういった場合において、本町だけでどこまでいけるのかという部分につきましては、今後こちらについては検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（加藤徹己） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、10番阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） それでは、通告済みの1問について、質問いたします。

質問事項。

関係人口の増を目指す取組をということで伺います。

質問の要旨は、本町に興味を持ち、関与していきたいとの思いを持つ、関係人口を増やす取組が今後重要と考えますが、見解を伺います。

要旨ですが、関係人口とは、地元と本町という2拠点居住をする人、本町にルーツや愛着を持っている人などをそのように位置づけるとのことです。国土交通省の調査によると、2021年3月時点で1,800万人近くが関係人口とされています。近年、新型コロナウイルス感染症拡大後、リモートワークの急速な浸透で関係人口は増加傾向にあり、まちづくりという観点からも、本町で働きたいと思う方、本町にルーツがあり、ここに来ると落ち着くと感じる方々とのつながりを深めていくことが重要だと考えます。

国は、平成30年度から関係人口創出・拡大事業を実施し、その成果や課題を整理し、今後、関係人口の創出、拡大に取り組む自治体とノウハウを共有する観点から取りまとめたとしております。管内では、平成30年、令和2年モデル事業採択団体としては、上士幌町が名前が上っております。

本町においても、関係人口の創出につながる取組を実施してきたものと考えます。また、今後ふるさと納税の返礼品として、本別への来町招待を行なうなども関係人口創出

につながるのではと考えますが、これまでの成果を検証し、今後の関係人口の創出を図る考えはないか伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員より御質問のありました、関係人口の増を目指す取組をについて答弁をさせていただきます。

まず、関係人口の定義につきましては、議員がおっしゃるとおり 2 拠点居住者や、本町にルーツや愛着を持っている人を位置づけるとの定義と、いわゆる観光に一時的に滞在された交流人口でない、地域と多様に関わる人々も同じく定義をされており、議員が位置づけると例に出されたものを含み、私どもはこの本別と多様に関わる人々をターゲットに取組を進めております。

この関係人口の創出につきましては、第 2 期本別町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる 4 つの視点と、基本目標 2 の本別への新しい人の流れをつくるの核となる施策であり、私どもは現在も重要と捉え事業を展開しております。

また、総合戦略の関係人口創出に位置づけられている施策に、個性あるふるさとづくり寄付金事業の推進が掲げられており、御承知のとおり、今般のふるさと納税は本来の意義からはずれており、寄付者の興味関心は返礼品によるものが大きいため、参画する自治体もその動向を探りながらの創意工夫が求められる事業となっております。このような状況の下、これまでも来町を促進するための施策として、町内のグランピング施設を返礼品として登録しておりますし、今年度は電子宿泊クーポンの導入、電子商品券、ペイペイでございませけれども、などが活用できるよう幅を広げ、来町を促すことが期待できる返礼品をしっかりと採用してきたところであります。しかし、今年度これらの取組実績は全て 0 件となっており、選択肢は広げているものの、簡単には思い描いたような成果につながらないことから、返礼品を介して本別町と多様に関わる層に昇格させることは極めて難しいものと判断しております。

関係人口創出につながるその他の取組としては、本年度協定を結び人材派遣を受けている、地域包括ケア研究所の藤井氏と連携をし、本別町民と本別交流町民とが一緒に混ざり合いながら本別町内の新しい事業やチャレンジを創発していく場、ほんべつわやカイギの運用を 6 月から開始をしてきました。これまで 6 回の開催で参加された方は 59 人、そのうち町外からオンラインで参加された方は 5 人となっており、町内外の連携で新たな取組が創出される素地ができた実感しております。また、同時に地域おこし協力隊制度を基軸とした施策の検討を開始をし、移住定住促進支援事業補助金を活用した、おためし型協力隊を運用し、2 名の方に御利用いただいておりますし、次年度からは主に学生をターゲットとしたインターン型の協力隊制度を立ち上げ、採用と移住のミスマッチを防ぐ目的と、移住に直結するダイレクトな関係人口を創出する取組を、町全体で加速させたいと考えております。

また、6 月の一般質問の際にも申し上げましたが、今後の関係人口創出や移住定住に

向けた新たな展開につきましては、その対象層に応じて必要なアプローチがあるものと理解しております。具体的に、ふるさと納税事業の主な対象者は本町のことを知らない、いわゆる潜在層であることを鑑みると、初めて寄付をいただいた方をリピーターとして取り組めるようにすることや、潜在層からファンとして昇格させる顕在層への取り組みなど、いわゆる認知拡大の施策が本事業であると捉えております。また、来町招待を行なうなどの行為につきましては、制度に合致していないため返礼品として町が主体的に行なうことができないことと、以前10億円以上の寄付を集めていた自治体が行っていた感謝祭のようなイベント型に類するイメージであるならば、そこまでの件数に至らない本町の費用対効果は高くないと理解しており、先行して実施してきた自治体もそのやり方を変更しているため、本町としては効果的なやり方ではないと見極めたところであります。

今後の関係人口の創出に関する取組に関しましては、これまでも以前申し上げましたが、対象層を分けてそれぞれ必要なアプローチをすることが肝要と捉えておりますし、ふるさと納税を軸としたやり方にこだわらず、先ほど申し上げたとおり、その他の事業施策を生かした手段が有効であると判断しておりますので、効果的な要素を追求しながら取り進めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいま町長のほうから、ふるさと納税に対する対応についていろいろ取組がされてきたということですが、総じて言って、やっぱりリピーターをどう確保していくか、リピーターを大切にするような取組というのは、かなり重要な部分ではないかと思えます。ふるさと納税ですから、品物というものの魅力というのも確かに重要だと思えるのですけれども、やっぱりその中でも繰り返しリピーターになってくれている方、そういう方との接点を強めていく、そういうことをちょっと知恵を出していくべきかなと、聞いていてそう思ったのですけれども、その点についても、担当としてもいろいろ考えていらっしゃると思うのですけれども、現時点でリピーターをどのように発展させていくか、育てていくかと言いかたおかしいのですけれども、リピーターをどう大切にしていくかという点について、取組の概要等あれば伺いたいと思えます。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

リピーターにつきましては、12月がふるさと納税の繁忙期、多い時期なのですけれども、そこに合わせまして、昨年、本町にふるさと納税していただいた方全員にダイレクトメールを発信をしています。

それとメルマガ、令和4年度の実績ですけれども、12月から3月まで19回配信をして、リピーターの対策というのですかね、リピーター確保をやっているところでござ

います。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 管内はじめとして、ほとんどの町村が同じような取組をされていると思うのですが、そういうことも含めて情報交換なり先進例に学ぶというか、そういうものというのは現在お持ちでしょうか。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

ダイレクトメールとメルマガですね。そのほかに今年度、今作成中なのですけれども、パンフレットを作成中です。それともう1つ、パンフレットのほかに動画を今作成中になっております。以上です。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、4番水谷令子議員。

○4番（水谷令子） 議長の許可をいただきましたので、通告しています1間について質問いたします。

どう伝える、子どもへの防災教育。

最近、各地で大きな地震や水害が頻発しています。自然災害は、いつどこで起こってもおかしくありません。これから起こる災害に備え、学校教育の場で子どもへの防災教育はどう伝えているのか、これまでの取組と今後の考え方について伺います。

1点目。議会の総務常任委員会では、10月31日に、平成30年北海道胆振東部地震において被災した、胆振管内厚真町に視察に行っていました。

厚真町には、小学校2校、中学校2校及び道立高校1校があり、各学校が防災教育を行ない、災害や防災の考え方、仕組み、働きなどの学習と、被災した子どもたちへの心のケアと連動した防災学習を推進しています。本別町の各小中学校の具体的な防災学習の取組と、消防署、町の防災担当のサポート体制を伺います。また、厚真町では先生への防災研修、講習が行なわれています。本別町の学校でも必要だと考えますが、見解を伺います。

2点目。本別高校では、自分の命は自分で守る、自助を一番と考え、タブレットを活用し、校内で考えられた危険な場所、箇所を特定し、心と行動の意識づけを訓練しているのと、町内の小中学校との合同防災訓練を希望する声も聞きます。

町として連動した取組ができるようにサポートが必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 水谷議員のどう伝える、子どもへの防災教育についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問ですが、学校現場では各種の災害に備え、町内各小中学校では地域の実情に応じた学校防災計画を策定し、学校防災計画の下、災害時の避難訓練や1

日防災学校を実施し、防災学習を行なっているところでございます。

避難訓練、1日防災学校では、児童を保護者に直接引き渡す下校訓練や、町の防災担当者による防災講話、避難所運営ゲーム、段ボールベッドやパーテーションの設営体験、備蓄用非常食の試食など、関係各所と連携を図りながら、児童生徒だけではなく、教職員も含めた学校全体の防災に対する意識向上に取り組んでいるところであります。また、学習指導要領に基づき、社会科、理科、保健体育などの教科や特別活動を中心に、学校教育全体を通して防災学習を行なっております。

次に、2点目の御質問ですが、学校の危機管理の点で考えますと、学校管理下における災害発生に備え、各小中学校の現状に応じた避難訓練や防災教育が最も重要な事項と考えており、本別高校を含めた町内小中学校との合同訓練については、その必要性があれば実施し、実施の際には町とも連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、防災教育は自らの命を守るため、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動をできるようにすることが狙いであり、そのためには学校教育だけではなく、各家庭における家庭教育としての取組、町としての取組も必要であるため、学校、家庭、町が連携し、関係各所の協力を得ながら防災教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） ただいまの教育長の答弁から、コロナ禍の中でも、各学校では消防署や町の防災担当のサポートを得て、避難訓練をはじめ防災教育が行なわれていたことを再確認いたしました。また、こども認定園や勇足保育所でも毎月避難訓練が行なわれており、親子とともに火災を想定したスモーク体験、消火体験などを行なわれていると認識しています。子どもたちの命を守る防災教育を、子どもたちが自分の命を自分で守る考えを一番に考え、取り組んでいただいていると感じています。親の方や地域の方にとって、関心が高まっていると考えますので、周知していただく必要があると考えます。

私が視察いたしました厚真町では、マグニチュード6.7、最大震度7による大規模土砂崩れにより37人もの尊い命が犠牲になりました。また、建物被害は全壊235棟にも及び、北海道エリア全域が大規模停電、ブラックアウトが発生したことは記憶されているところだと思います。この大きな災害から各学校では、災害による犠牲者を軽減するために生徒の防災意識を育てています。

また、被災した子どもたちのケアとして、厚真心のサポート・防災学習推進協議会を設置して、児童生徒の心のケアを連動した防災学習を推進しています。防災学習では避難訓練をはじめ、避難所運営ゲーム体験、防災学習講義、役場防災担当者へのインタビュー、津波地層調査、防災備品倉庫見学など、被害現場に実際に出向き、被災状況や

対策を体験的に学んでいます。

また、当初の校長先生のお話では、学校で避難となり、本当の生きる力とは何かと改めて考えさせられたということをお聞きはしていませんね、これ。これは、何かを考えさせられたということをお読みしました。そこで、地域の復興、発展に主体的に取り組む人材を育成、家庭、地域にお返しする、復興をゴールにするという防災教育の取組を考えたということなのです。

震災の翌年から小中一貫の教育が始まり、ふるさと教育に防災教育を位置づけ、育成を目指す一貫教育が始まり、このことを実施したのがあいさつの日です。このあいさつの日には、チラシを作成し、活動に託す思いを記載して町民の皆様に配布したということです。内容等は、名前は知らないけれど顔は知っている、声を掛け合える、そんな関係が地域の防犯、防災、福祉につながるのではないのでしょうか。その輪に子どもたちを加えていただけませんかというようなことです。本別町で行なわれているあいさつ運動は観点が違うところから、あいさつ運動を防災教育の取組の一環として地域の人に周知していただくことは大事だと考えますが、見解を伺います。

子どもたちが学んだ防災は家庭に伝わり、子どもたちが防災に取り組む姿は地域に伝わります。結果的に学校で防災教育に取り組むことが、家庭や地域の防災意識を高めることに貢献できると考えます。学校で行なわれる防災教育を周知していただく必要があると考えますので、見解を伺います。

また、実際に被災した教員自身から、すべき訓練をしていないと感じたことから、厚真町では先生の防災研修や講習が行なわれているということです。このことについても、もう一度お聞きしたいと思います。

本別高校では、地震はいつどこで起こるとも限らないということから、避難訓練ではタブレットを活用しています。学校内で考えられる危険な場所、例えば図書室、調理室、進路指導室、生徒会室、視聴覚教室、理科教室、パソコン室、玄関、廊下、1階生徒ホールなどを調査し、最も危険な場所は1階の生徒ホールだということ特定したようです。危険な場所と行動を避け、安全の場所を、行動を学ぶ、安全か危険か、自分の命は自分で守る。当日の朝会で緊急地震速報の訓練を3回行ないますと報告し、瞬時に身を守る心と行動の準備をする訓練をしているようです。また、自宅ではどうなのか、外出先でもどうなのかということも行なっています。このタブレット活用は小中学生でもできることだと思います。

高校生が自分たちに何かできないか、周りの人とともに皆の命を守る共助の考えが起こっていると聞いています。防災教育は、地域だけではなく、災害の場面で実際に行動を起こす力です。あらゆる災害に対応できる力が必要です。逆境をしなやかに生き延びる力がつける、このことを今、レジリエンスという言葉で最近聞きます。

小中学校とともに、町としても連動した取組ができるようにサポートすることで、家庭、地域、防災意識が高まると考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 4時02分 休憩

午後 4時15分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁からいたします。

武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 水谷議員の御質問に答弁させていただきます。

まず防災教育の例えば親とか地域への周知に関する部分になりますが、まず避難訓練、1日防災学校のときに保護者の方も参加していただいて避難訓練、防災学校、行なっていることがあります。その際には保護者の方にも防災教育、こういうものを行っていますよ、一緒に授業も受けてもらっていますので、そういった意味では保護者の方にはある一定程度、周知はできているかなと思っております。

次に、地域への周知の部分になるかと思いますが、厚真町ではあいさつ運動のときにチラシを作成して配布しているということですが、本町でも、子どもを育む環境づくり推進会議のほうで5月と8月に2回、あいさつ運動は行なっていますが、こちらのあいさつ運動は、あくまでも挨拶と見守りというのが目的でありまして、防災の教育とか、そういったチラシを配布するものではないのですが、子どもたちに何かがあったときに、地域の方の顔を知ってもらうという場面では、あいさつ運動も防災教育の直接的ではないのですが、防災に関しては一定程度の効果があるのかなと思っております。

また、教職員に対する防災の研修会、講習会についてなのですが、こちらにつきましては避難訓練、1日防災学校のときに併せて、それぞれの学校で実情が異なりますので、その学校、学校に合わせた形で先生方にも避難訓練、防災学校、参加していただいていますので、もし必要があれば、また別な機会といいますか、講習会等を開くことも検討させていただきますが、まずはそれぞれの学校でどう対応していただくかというのが一番大事なことで、必要なことだと考えていますので、まずは各学校において、そういった研修、講習を考えております。

次に、本別高校の関係でございましたが、タブレットを活用して危険な場所を特定したりとか、心と行動の意識づけを訓練しているという部分になりますが、こちらについては、小中学生もタブレットを1人1台端末ということで持っていますので、そういった高校で培ったデータといいますか、経験といいますか、そういったものをタブレットを利用しながら、小中学生とも情報の共有をできないかといった辺りを今後、研究していきたいと考えております。

最後になりますが、町との連携という部分になりますが、教育長の答弁にもありましたが、防災教育につきましては、まず自分の命は自分で守ることが一番重要な部分かと思っております。これに関しては決して学校だけではなく、家庭の協力、町の協力が必要だと思っております。

例えば家庭でいいますと、家庭にいるときに地震なり災害が起きたときにどこに避難をすればいいのか、そういったことを常日頃から家庭内でも情報のほうを共有しておいていただけないと、いざとなったときに自分の命は自分で守れないという状況もあるかと思えます。

いずれにいたしましても、防災教育に関しましては、学校もそうですし、家庭、また町とも連携しながら防災教育の充実に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 以上で、終わります。

○議長（篠原義彦） 次、7番藤田直美議員。

○7番（藤田直美） 議長のお許しをいただきましたので、通告しておりました1問、書かない窓口の申請の取組についてを質問させていただきます。

現在、各種申請において書面に記入する作業が多く、負担になっております。証明書の請求や住民異動の届出などの際に、申請書や届出書を書かないような体制とすることで、来庁者の手間を省くサービスとなります。庁舎内から記載台がなくなり、事務時間も削減され、町民と職員両者の負担軽減になります。

これまで、令和4年9月にも行政DXについて、直近ではLINEアプリについてを使ってのオンライン申請について質問しているところですが、まず、手続の簡素化についてを中心に伺いたいと思えます。

1つ目。出生届から死亡届まで、その間たくさんの申請書等への記載が必要になっていきます。証明書や申請書等の手続簡素化の考えについて伺います。

2つ目に、証明書の発行についても、行政窓口でしか申請できない時代は変化してきていると思えます。コンビニや郵便局での証明書発行など、行政のデジタル化推進は業務の効率化やコスト削減だけではなく、手続の簡素化につながると考えます。他自治体で行なわれている事例を参考にして、様々な困難を抱えている方が暮らしやすい町になるよう積極的に取り入れていくべきですが、見解を伺います。

3つ目に、各課の横断的な推進体制が課題であると思えますが、各種申請に関わるデジタル化のこれまでの取組と、これからの課題についてを伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 藤田議員の書かない窓口申請の取組についての御質問に答弁をさせていただきます。

御質問の1点目であります、証明書や申請書等の手続の簡素化についてであります。手続内容によっては複数箇所の窓口において各種申請書の作成を必要とする場合もありますが、可能なものにつきましては、氏名、住所の記入程度にとどめ、その他事項は聞き取りにより担当職員側で対応するなど、お客様の負担軽減となるよう手続の簡素化に努めてきております。今後におきましても、財政状況や人員配置を勘案しながら、さらなる手続の簡素化を図っていくことは重要な取組であると考えております。

次に、2点目の質問であります、行政のデジタル化推進についてであります。近年、各種証明書等のコンビニ等で発行できる業務を取り入れ、利用者の利便性向上を図っている自治体が増えてきており、休日や夜間など閉庁時間帯に証明書が取れることは、利用者にとって大きなメリットであると認識しております。また、窓口や郵便による証明書等の請求件数が減少することにより業務の効率化が図られることも想定されますので、先進事例を参考にしながら導入に向けた取組を進めてまいりたいと考えておりますが、初期費用や維持管理経費など大幅なコスト増加が見込まれますので、十分な検討が必要であると考えております。

3点目の質問であります、各種申請に係るデジタル化のこれまでの取組と今後の課題についてであります。これまで各種申請に関するデジタル化は特に行なっておりませんが、今後の取り組み方として、一部の行政手続のデジタル化を検討していくのではなく、行政全体のDX化に向けて、その方向性をしっかりと定め、必要な推進体制を確立した中で取り組んでいかなければならない問題であると考えております。

いずれにいたしましても、書かない窓口を含め、行政手続のデジタル化につきましては喫緊の課題として捉えておりますので、今後とも利用者の利便性向上に向けた取組に努めてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 再質問させていただきます。

先ほど、答弁の中で先進事例を参考にしているということでありましたから、今回、北見市で行なわれました先進事例を御紹介いたしますと、全国に先駆けて、来庁者の目線に立った効率化で、窓口のワンストップ化に成功した例として紹介いたします。

デジタルとアナログのハイブリッド窓口DXとして注目されているところですが、平成28年から独自に開発した窓口支援システムを利用し、書かないワンストップ、押印不要、改革的な受付が始まりました。この書かない窓口の背景には、役場内の各部署がオンラインで結ばれているということや、デジタル化の推進があると思います。

先ほど町長の答弁にありました、コストという部分ですけれども、初期費用、維持管理費用がかかるということでしたが、北見市においてはシステム整備に予算をかけているが、それ以上のメリットがあったということが言われています。

まずは、この問題点を洗い出し、業務改革のためにデジタルを利用するという視点に立ち、早急に取り組むことが重要であると思いますが、考えを伺います。

先ほどの町民の利便性を考慮していることですが、住民にとって分かりやすい窓口の案内、1か所で手続を完了するような横断的な情報の共有、窓口で職員が聞き取り、本人が確認できれば完了するシステムをつくるべきだと思います。

前回、私が行政DXの件で質問した際に、町長の答弁からは、窓口の簡素化について推進していくと、検討していくということ、令和4年9月第3回定例会において言及されているところですが、その後の取組としてどのようなことを行なってきたのか、そ

の点についても伺いたいと思います。

そのことを進める上で、現在、本町の住民課窓口前に記載台が置いてありますが、住所、氏名を聞いて書いていただいている、今、状況だということですが、その書いた紙を職員が入力するという手間が、今、起きております。

書けない方に対しては代筆をするということもしているのであれば、この作業、記載台で行なっている作業はいるのでしょうか。いらないと思いますが、その点について伺いたいと思います。

2つ目に申し上げました、コンビニや郵便局での証明書発行ですが、住みやすい町にするためには、これは絶対必要なものだと私は思っております。先ほど町長も言っておられました、仕事の都合で時間内に証明書発行手続きをしに窓口に来ることが難しいというのは、大変よく聞いております。

システム整備の先ほど初期費用や維持管理に関してだと思いますが、今現在、勇足支所と仙美里支所がありますが、主に証明書発行や収納業務だと思います。1日の業務としてはそれほど多くない業務かと思われます。それを郵便局で担っていただけるということができれば、大変な人的コストといえますか、コストの削減となりますが、今後の考え方について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 4時31分 休憩

午後 4時32分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの再質問に答弁させていただきます。

書かない窓口、北見市のお話伺いました。北見市につきましては、私どもも北見市の状況、かなりいろいろな書物でも紹介していただいておりますので、承知はしているところでございます。

北見市におきましては、基本的に書かない窓口を導入したことによって、お客様の負担軽減にはなったと捉えているところでございますが、こちら本町と比較した場合につきましては、北見市の成功例といたしましては、窓口の人員の削減にも成功しております。かなりの人員削減ということがありましたので、システムを入れた費用と人件費見合いで成功しているのかなと捉えているところでございます。

本町におきましては、今、現有の人員でじゃあ窓口が減らせるのかというところを勘案したときに、ちょっとまだ難しいなどは捉えているところでございますが、いずれにいたしましても、今、DXの関係につきましては国でも推進していることでありますので、どのようにしたら有用なのかというところについては検討はしていかなければならないと考えておりますし、また、こちら前にも答弁させていただいたことあるかと思っておりますけれども、住民システムの標準化に向けた取組について、今、鋭意取り組んでい

るところでございます。

書かない窓口を導入いたしまして、その情報がシステムに取り込める状況にするためには、今の既存のシステムの改修が必要になってきます。この既存システムの改修に多大なお金をかけた上で、令和8年度に標準化に持っていくという形になりますと、こちらにつきましては二重の経費がかかってしまうという可能性がありますので、この辺をちょっと視野に入れながら、今、現状におきましては各窓口等の職員に対してですけれども、標準化の時点においてこういった取組ができるのかというのは今のうちから考えておいていただきたいと。その標準化を入れた段階において、どれだけそういったDXが進めるのかというところは考えてもらいたいということで、今、進めてきているところでございます。

記載台で行なっている作業でございますけれども、今、簡易的な書かない窓口ということで、そんなにコストのかからない、コストがかからないといっても100万円ぐらいするのですけれども、書かないで、要はマイナンバーカードですとか免許証をかざすと住所と名前が自動で印字されるという装置も、今、出てきてございますが、こちらにつきましては、それが印字されたものを窓口を持って行って、結局、現状においては窓口において職員がその情報を打ち込むという形になってございますので、それをやってしまうと事務負担の軽減化にはつながらないと考えておりますので、その部分も含めまして、その部分と標準化を見据えた、極力、町としてお金のかからない方法を用いたDX化について、今、ちょっと検討をしているところでございますので、その辺御理解をいただきたいと思っております。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

デジタル化、書かない窓口のほうにつきましては、今、総務課長のほうから答弁をさせていただきましたが、議員の質問の中で、勇足、仙美里各出張所のお話もありました。

実は、勇足、仙美里各出張所におきましては、手続業務のみのために開設しているものではなく、地域の要望に応えるためとか、また、地域の相談等にも応じる、そして様々な分野での地域との関わり、そういったことで現段階においては、勇足、仙美里地区の出張所は必要だろうということで設置をしてございますので、今後この各施設がどうなるかは、今のところ全く検討はしてございません。

さらに言わせてもらえば、DXが軌道に乗って、そしてさらに住民の皆さん方に御不便をかけない、そういった段階に至れば、そのときに改めて検討してまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） ただいま答弁いただきましたが、この課題、先ほど総務課長からいただきました、標準化を見据えたシステムの導入とか、本別町に合った二重の経費がかからないような取組をお話しされていましたが、この課題に取り組むためには、新た

なシステムを導入して一気にデジタル化を目指すのではなく、現状の業務フローを把握して、業務プロセスの見直し、いわゆるBPRと呼ばれる方法があると思いますが、標準化を見据えて、今後DXが軌道に乗ったらという町長のお言葉もありましたが、いつ軌道に乗ってそれに取り組むのか、早期にこういうことは取り組んでいくべきだと私は申し上げているのですが、どの手続をどのようなスケジュール感で、オンライン化を含めて検討していくのか、具体的な進め方について、現在どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 今、国におきましてはアナログ規制ということで、アナログを使った各種手続ですとか、そういったものの洗い出しをしながら、何がデジタルに持っていけるのかという取組がなされてございます。

本町といたしましても、これ予算が絡みますので、ここでやるやらないというのはちょっとあれなのですけれども、新年度予算におきまして、本町で規定をしております条例、規則の中におきまして、アナログでなければならないような規則について洗い出しを行ないまして、引き続きアナログでなければならない申請ですとか手続というのは当然出てくるかと思っておりますけれども、その中においてデジタルに置き換えることが可能なものがあるのかどうかというのを、うちの規則等全て見直しをしていく中で、今後、手続について、これをこういうふうにデジタル化をすれば町民の方に利便性が上がるのではないかとこのところをきちんと洗い出しをした中で、これはしていく、これはしていかない、これは両方ともできる、これはこうですというのをちょっと、令和6年度にこれはやっていかなければならないかなと考えているところでございまして、こちら先ほども申しましたけれども、かなりの事務量になりますので、恐らく委託かけなければなかなかできないかなというところもございまして、新年度で計上させていただくかどうかというところについて、今後、要は町の財政状況も鑑みながら考えていかなければならないのですけれども、その取組の中から令和6年度にその見直しを行ないまして、令和7年度から順次そういったものが取り入れられるのかどうかというのは検討していこうかなと考えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） その手続の簡素化という部分で、デジタル化も含めてですけれども、前回DX化の質問をしましたときに、国に利便性の向上を資する手続として、子育て、介護関係の31の手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてのオンライン手続を可能にするために、本町もシステム改修費による接続を行なうため進めているというお答えがありました。

子育て関連に関してですが、現在、出産後手続として14日以内に出生届を出さなければならないですとか、併せて健康保険、児童手当など、これも児童手当においては、印鑑、申請者の名義、通帳やキャッシュカードなどの口座番号を確認できるものなどが

挙げられていると思います。この内容が変わっていなければ、これと同じような内容を乳幼児医療費助成手続にもかかっているのではないかと思います。加えて、毎年現況届というのを提出していると思います。こども園関係もそうですし、学校もそうだと思いますが、これに関しても、この情報を横断的に共有できるのであれば、毎年このような大きく現況、状況が変わらないのであれば、出す必要はないのではないかと私は捉えているのですが、そういう部分、今、国でこれは出さなければならないと決められている部分、これは簡素化、電子化にしていっていいと言っている部分、町村で行なえる部分については、すぐに取り組むべきだと思います。その点について、特に子育て、介護関係について、特に早急に進める部分だと思いますが、考え方について伺います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まさに今の御質問がアナログ規制の部分なのかなと考えております。うちの規則の中においても、これについては紙で出さなさいとかというの結構あります。印鑑を押しなさい、紙を出しなさい、これは年に1回、こういうふうに、要は持ってきてくださいと。その部分について、先ほどお話ししました、次年度において全ての手続について見直しを行なう中で、何が必要なのかと考えていきたいと思っておりますので、子育てに限らず、全ての手続において何が有用、有用なのかどうかというところまでちょっといくか、アナログ規制のやつでいくかどうかはちょっと、今の段階では何とも言えないのですけれども、そういった部分をまず洗い出しをして、認識しなければ、なかなかこれって改善できないと考えておりますので、その部分について次年度取り組んでいきたいなと考えているところでございます。以上です。

○7番（藤田直美） 終わります。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 4時44分）

令和5年本別町議会第4回定例会会議録（第3号）

令和5年12月13日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 本別町選挙管理委員及び補充員の選挙について |
| 日程第 2 | | 行政報告 |
| 日程第 3 | 議案第88号 | 本別町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第89号 | 本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第90号 | 本別町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第91号 | 本別町静山研修センター条例の廃止について |
| 日程第 7 | 議案第92号 | 権利の放棄について |
| 日程第 8 | 議案第93号 | 権利の放棄について |
| 日程第 9 | 議案第94号 | 権利の放棄について |
| 日程第10 | 議案第95号 | 権利の放棄について |
| 日程第11 | 議案第96号 | 権利の放棄について |
| 日程第12 | 議案第97号 | 令和5年度本別町一般会計補正予算（第17回）について |
| 日程第13 | | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
（総務常任委員会・産業厚生常任委員会・広報広聴常任委員会） |
| 日程第14 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
（閉会中の継続調査申出書） |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 本別町選挙管理委員及び補充員の選挙について |
| 日程第 2 | | 行政報告 |
| 日程第 3 | 議案第88号 | 本別町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第89号 | 本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第90号 | 本別町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第91号 | 本別町静山研修センター条例の廃止について |
| 日程第 7 | 議案第92号 | 権利の放棄について |
| 日程第 8 | 議案第93号 | 権利の放棄について |
| 日程第 9 | 議案第94号 | 権利の放棄について |

- 日程第10 議案第95号 権利の放棄について
 日程第11 議案第96号 権利の放棄について
 日程第12 議案第97号 令和5年度本別町一般会計補正予算(第17回)について
 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
 (総務常任委員会・産業厚生常任委員会・広報広聴常任委員会)
 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
 (閉会中の継続調査申出書)

○出席議員(12名)

議長	12番	篠原義彦	副議長	11番	柏崎秀行
	1番	宮本やよい		2番	加藤徹己
	3番	丑若浩行		4番	水谷令子
	5番	梅村智秀		6番	石山憲司
	7番	藤田直美		8番	方川一郎
	9番	高橋利勝		10番	阿保静夫

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者		藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長		篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長		宮口淳哉	健康・こども課長	高橋紀尊
建設水道課長		加藤勉	企画財政課長	松本秀規
未来創造課長		野崎昌也	老人ホーム所長	前佛清治
国保病院事務長		小川芳幸	総務課主幹	上原章司
建設水道課長補佐		田村祐二	総務課主査	石川雅康
教育長		高橋哲也	教育次長	武田敏英
社会教育課長		千代孝徳	農委事務局長	舩舘憲
代表監査委員		井出英彦	選管事務局長	三品正哉

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	中川雅之	総務担当主査	越後忠
総務担当主事	今井綾香		

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 本別町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（篠原義彦） 日程第1 本別町選挙管理委員及び補充員の選挙を行ないます。
お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、指名を行ないます。

選挙管理委員には小林信雄さん、山下孔三さん、齊藤一成さん、太田則幸さん、以上の方を指名したいと思えます。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました方を、選挙管理委員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました小林信雄さん、山下孔三さん、齊藤一成さん、太田則幸さん、以上の方が選挙管理委員に当選をされました。

次に、選挙管理委員補充員には、次の方を指名したいと思えます。

第1順位矢野邦夫さん、第2順位細野真由美さん、第3順位西村修一さん、第4順位河合篤史さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました方を、選挙管理委員補充員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま御指名いたしました矢野邦夫さん、細野真由美さん、西村修一

さん、河合篤史さん、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎日程第2 行政報告

○議長（篠原義彦） 日程第2 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 行政報告をいたします。

令和5年12月6日に明治ホールディングス株式会社が発表した、株式会社明治本別工場の生産中止について報告をいたします。

このたびの発表の主な内容につきましては、別海町西春別工場及び本別工場の老朽化に伴い、北海道釧根地区中標津町に新工場を建設し生産体制を再編するもので、本別工場につきましては令和9年9月に生産中止を予定しているものであります。

酪農業における搾乳の取り扱いにつきましては、これまでと同様のものと捉えてはいるものの、創業から50年以上にわたり基幹産業である農業を支え、また、これまで商工業振興にも貢献をいただいていることから、大きな衝撃を受けているところであります。

本町といたしましては、本別工場の生産中止による影響等について調査するとともに、12月21日に株式会社明治の生産体制再編に伴う対策協議会を立ち上げ、関係団体と協議をしながら、本町経済の維持・発展に資する活動を展開してまいり所存でありますので、議員各位の特段の御支援、御協力をお願いいたします。

以上、明治本別工場の生産中止についての行政報告といたします。

○議長（篠原義彦） これで行政報告を終わります。

◎日程第3 議案第88号

○議長（篠原義彦） 日程第3 議案第88号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第88号本別町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、令和6年1月から出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減措置が講じられることに伴うものです。それでは改正の概要について説明させていただきます。

出産予定及び出産した被保険者は産前産後に収入を得るための労働に従事できないため、出産予定月の前月、多胎妊娠は3か月前から出産予定月の翌々月までの期間のうち、当該年度に属する月にかかる所得割額と被保険者均等割額を軽減する内容で、出産被保険者にかかる所得割額及び被保険者均等割額の12分の1の額に当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額するものです。

以上、改正の概要説明とさせていただきます。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険税条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第21条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

第3項、国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

第1号、国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額。

当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第2号、国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額。

当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第3号、国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額。

当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第4号、国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額。

当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第5号、国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額。

当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第6号、国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額。

当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の

1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第 2 1 条の 2 中「第 2 2 条の 2」を「第 2 2 条の 2 第 1 項」に改める。

第 2 2 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

出産被保険者に係る届出。

第 2 2 条の 3、国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

第 1 号、納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

第 2 号、出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号。

第 3 号、出産の予定日。

第 4 号、単胎妊娠又は多胎妊娠の別。

第 5 号、その他町長が必要と認める事項。

第 2 項、前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

第 1 号、出産の予定日を明らかにすることができる書類。

第 2 号、多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類。

第 3 号、出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類。

第 3 項、第 1 項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行うことができる。

第 4 項、第 1 項の規定にかかわらず、町長が当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第 2 項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第 1 項の規定による届出を省略させることができる。

附則第 2 項中「第 2 1 条第 1 項」を「第 2 1 条」に、「同条中」を「同条第 1 項中」に改める。

附則第 3 項、第 4 項、第 6 項から第 9 項まで、第 1 2 項及び第 1 3 項中「第 2 1 条第 1 項の」を「第 2 1 条の」に改める。

附則。

施行期日。

第 2 項、この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

適用区分。

第 2 項、この条例による改正後の本別町国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 1 2 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上をもちまして、議案第 88 号本別町国民健康保険税条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 88 号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号本別町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 89 号

○議長（篠原義彦） 日程第 4 議案第 89 号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 議案第 89 号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴うものです。

それでは提案の概要について、説明させていただきます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正は、指定都市及び中核都市並びに都道府県の事務の軽減に関する改正ですが、条例で引用している第 3 条第 11 号が繰り上がるために改正を行なうものです。併せて、市町村が条例で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める際の従うべき基準・参酌すべき基準を定める内閣府令について、既存の規定の不備を補正する改正が行なわれたため、改正を行なうものです。

以上、概要の説明とさせていただきます。

それでは、改正文を朗読し、説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、を加える。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第89号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第89号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第90号

○議長（篠原義彦） 日程第5 議案第90号本別町水道事業設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第90号本別町水道事業の設置等に関する条例の一部

改正について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、令和6年4月1日から簡易水道事業を水道事業へ統合し、公共下水道事業に地方公営企業法を全部適用することに伴い、現行の本別町水道事業の設置等に関する条例ほか、16本の改正、本別町簡易水道基金の設置、管理及び処分に関する条例ほか、2本の廃止を提案するものです。

なお、今回の大幅な条例改正を機に、条文の構成や表記の統一化、字句の修正、また、現状の事務運用に即した内容となるよう条文の一部見直しも併せて行なっております。

制定条文の朗読に先立ちまして、改正または廃止の主な内容を説明させていただきます。

1点目といたしまして、地方公営企業法等の関係法令に基づき下水道事業を公営企業に改め、水道事業と下水道事業をまとめて併記することが可能なものは一つの条例として整理しております。

2点目といたしましては、条例中、町長を、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行なう町長（以下「管理者」という。）に改めます。公営企業には管理者を置くことが原則ではありますが、条例で管理者を置かないことを定めた場合は、地方公共団体の長が管理者の権限を行なうこととされていることによる改正です。

3点目といたしましては、条例中、規則で、を水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が、に改めます。公営企業の管理者には、規則を制定する権限がないため、これまで条例の中で規則へ委任している条文は、管理者が別に定めることとする改正です。

4点目といたしましては、簡易水道事業を現行の水道事業へ統合することに伴い、簡易水道関連条例2本を廃止し、また条例中、簡易水道事業に関する条文等を削除するものです。

その他の事務運用に基づく改正の主な内容としましては、料金表に記載されている減免後の料金形態は削除し、料金の減免については、規程で定める構成とします。

また、公共下水道受益者分担金及び負担金の前納報奨金制度の廃止に伴い、同制度に関する条文は削除します。

それでは、制定条文により朗読し説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

本別町水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

本別町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例。

第1条を次のように改める。

設置。

第1条、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、水道事業及び下水道事業（公共下水道事業及び個別排水処理事業をい

う。以下同じ。) (以下「上下水道事業」と総称する。)を設置する。

第1条の次に次の1条を加える。

法の全部適用。

第1条の2、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を令和6年4月1日から適用する。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」を加え、同条第2項から第4項までを次のように改める。

第2項、水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

第1号、給水区域は、本別町の次の区域内とする。

北1丁目、北2丁目、北3丁目、北4丁目、北5丁目、北6丁目、北7丁目、北8丁目、南1丁目、南2丁目、南3丁目、南4丁目、柳町、緑町、柏木町、向陽町、東町、朝日町、山手町、錦町、栄町、新町、勇足元町、仙美里元町、勇足の一部、共栄の一部、弥生町、美里別の一部、西美里別の一部、上本別の一部、仙美里の一部、西仙美里。

第2号、給水人口は、6,300人とする。

第3号、1日最大給水量は、3,500立方メートルとする。

第3項、公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

第1号、排水区域は、本別町の区域内とする。

第2号、排水区域面積は、390ヘクタールとする。

第3号、排水人口は、4,300人とする。

第4号、1日最大処理能力は、3,600立方メートルとする。

第4項、個別排水処理事業の経営の規模は、次のとおりとする。

第1号、処理区域は、本別町の区域内とする。

第2号、処理人口は、2,000人とする。

第3条第1項中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」を「法」に、「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業の管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改める。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第6条並びに第7条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

本別町簡易水道基金の設置、管理及び処分に関する条例等の廃止。

第2項、次に掲げる条例は、廃止する。

第1号、本別町簡易水道基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和41年条例第4号）。

第2号、本別町開拓地専用水道新設工事分担金条例（昭和41年条例第19号）。

第3号、本別町簡易水道条例（平成7年条例第1号）。

本別町簡易水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止に伴う経過措置。

第3項、前項の規定による廃止前の本別町簡易水道基金の設置、管理及び処分に関する条例に規定する本別町簡易水道基金に属する現金、有価証券その他の財産については、この条例による改正後の本別町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第1条に規定する水道事業の会計に引き継ぐものとする。

本別町情報公開条例の一部改正。

第4項、本別町情報公開条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業」の次に「、下水道事業」を加える。

本別町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正。

第5項、本別町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「水道事業」の次に「、下水道事業」を加える。

本別町職員定数条例の一部改正。

第6項、本別町職員定数条例（昭和49年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「172名」を「166名」に改め、同号ウ中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、「(簡易水道職員は除く。)」を削り「5名」を「11名」に改める。

本別町職員の定年等に関する条例の一部改正。

第7項、本別町職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

職員の旅費に関する条例の一部改正。

第8項、職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

本別町特別会計条例の一部改正。

第9項、本別町特別会計条例（昭和39年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的」を「本別町国民健康保険病院事業会計を病院事業」に改め、同条各号を削る。

第2条中「前条各号」を「前条」に改める。

本別町営農用水道条例の一部改正。

第10項、本別町営農用水道条例（平成3年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中、家事用（1）8立方メートル1,800円、238円、家事用（2）8立方メートル1,200円、238円を、家事用8立方メートル1,800円、238円に改め、同表備考を削る。

ここでただいまの別表中でございますが、左から順に家事用（1）（2）は区分、8立方メートルは基本水量、1,800円、1,200円は基本料金、238円は超過料金（1立方メートル当たり）の表示となっております。

本別町公共下水道条例の一部改正。

第11項、本別町公共下水道条例（平成元年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置その他の」を削る。

第2条第12号中「規則で」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が」に改める。

第2章を削る。

第2章の2中第3条の2を第3条とする。

第2章の2を第2章とする。

第4条第2号中「町の規則の」を「管理者が」に改め、同条第3号及び第4号中「町長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「町長」を「管理者」に改める。

第8条中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第10条の2第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第12条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第13条中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第13条の2中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第13条の3、第14条第2項ただし書及び第3項、第15条第2項第1号ただし書、第2号及び第4号並びに第17条中「町長」を「管理者」に改める。

第18条第1項中「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第19条の2、第20条第1項及び第2項並びに第21条第1項ただし書及び第2項中「町長」を「管理者」に改める。

第23条の見出し中「減免」を「軽減又は免除」に改め、同条中「町長」を「管理者」に、「減免する」を「軽減又は免除する」に改める。

第24条第1項中「町長」を「管理者」に改める。

第25条第2項中「町長」を「管理者」に改め、同条第3項を削る。

第26条の見出し中「減免」を「軽減又は免除」に改め、同条中「減免する」を「軽減又は免除する」に改め、同条第1号及び第3号中「町長」を「管理者」に改める。

第30条の見出し中「規則への」を削り、同条中「規則で」を「管理者が」に改める。
別記様式を削る。

本別町個別排水処理施設条例の一部改正。

第12項、本別町個別排水処理施設条例（平成10年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置及び」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条、削除。

第5条第1項中「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める。

第7条中「町長」を「管理者」に改める。

本別町個別排水処理事業受益者分担金条例の一部改正。

第13項、本別町個別排水処理事業受益者分担金条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条第1項及び第2項並びに第6条中「町長」を「管理者」に改める。

第7条の見出し中「減免」を「軽減又は免除」に改め、同条中「町長」を「管理者」に、「減免する」を「軽減又は免除する」に改める。

第8条中「町長」を「管理者」に改める。

第9条中「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「減免する」を「軽減又は免除する」に改める。

第10条中「規則で」を「管理者が」に改める。

本別町公共下水道受益者分担金条例の一部改正。

第14項、本別町公共下水道受益者分担金条例（平成11年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に改める。

第4条第1項並びに第5条第1項及び第3項中「町長」を「管理者」に改める。

第6条第2項を削る。

第7条中「町長」を「管理者」に改める。

第8条の見出し中「減免」を「軽減又は免除」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に、「減免する」を「軽減又は免除する」に改める。

第9条中「町長」を「管理者」に改める。

第10条中「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「減免する」を「軽減又は免除する」に改める。

第11条中「規則で」を「管理者が」に改める。

本別町公共下水道受益者負担金条例の一部改正。

第15項、本別町公共下水道受益者負担金条例（平成元年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に改める。

第4条第1項並びに第5条第1項及び第3項中「町長」を「管理者」に改める。

第6条第2項を削る。

第7条中「町長」を「管理者」に改める。

第8条の見出し中「減免」を「軽減又は免除」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に、「減免する」を「軽減又は免除する」に改める。

第9条中「町長」を「管理者」に改める。

第10条中「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「減免する」を「軽減又は免除する」に改める。

第11条中「規則で」を「管理者が」に改める。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。

第16項、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例。

第1条及び第2条第1項中「企業職員」を「上下水道事業職員」に改める。

第4条中「管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める。

第17条中「企業職員」を「上下水道事業職員」に改める。

本別町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正。

第17項、本別町水道事業の剰余金の処分等に関する条例（平成24年条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

本別町上下水道事業の剰余金の処分等に関する条例。

第1条中「本別町水道事業（以下「水道事業」という。）」を「本別町水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」に、「水道事業の」を「上下水道事業の」に改める。

第2条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第5条中「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改める。

本別町水道事業給水条例の一部改正。

第18項、本別町水道事業給水条例（平成10年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「本別町水道事業の設置等に関する条例」を「本別町水道事業及び下水道事

業の設置等に関する条例」に、「第2条第2項」を「第2条第2項第1号」に改める。

第3条中「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める。

第5条、第6条ただし書、第7条、第8条第1項及び第2項、第9条第1項及び第3項、第10条第1項、第11条、第13条から第15条まで、第16条第1項ただし書及び第2項、第17条第1項ただし書、第18条、第19条第2項、第20条第1項及び第2項ただし書、第21条第1項、第24条並びに第25条中「町長」を「管理者」に改める。

第26条第1項中「やめたときの料金は次のとおりとする」を「やめた場合の料金は、使用日数が15日を超えたときは所定の料金として算定し、使用日数が15日以下で、かつ、使用水量が別表に定める基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の金額として算定する」に改め、同項各号を削る。

第27条第1項、第29条ただし書、第30条から第34条まで及び第37条第1項中「町長」を「管理者」に改める。

第39条の見出し中「減免」を「軽減又は免除」に改め、同条第1項中「減免する」を「軽減又は免除する」に改める。

第40条を削り、第6章中第41条を第40条とし、第42条を第41条とする。

第7章中第43条を第42条とし、第44条を第43条とし、第45条を第44条とする。

第46条中「町長」を「管理者」に改め、同条を第45条とする。

別表中、家事用（1）8立方メートル1,800円、238円。家事用（2）8立方メートル1,200円、238円を、家事用8立方メートル1,800円、238円に改め、同表備考を削る。

別記様式を削る。

ここでただいまの別表中でございますが、先ほどもございました、附則第10項本別町営農用水道条例の別表中の表示と同じ内容でございます。

本別町水道事業配水本管布設分担金徴収条例の一部改正。

第19項、本別町水道事業配水本管布設分担金徴収条例（昭和61年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条及び第5条中「町長」を「管理者」に改める。

以上、議案第90号本別町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいまの附則の説明の中で別表の説明がありました。家事用

の…。

○議長（篠原義彦） マイクもうちょっと近づけて。

○10番（阿保静夫） 別表の説明の中で家事用の（2）をなくす形での提案になっていると思いますけども、その主な理由について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 田村建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（田村祐二） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の改正では、本別町の水道料金のまず料金の構成なんですけども、2つの要素で定まっております、水道の利用形態である用途と、あと使用水量の2つで決まるということになっております。

現行の条例の料金表にはこの用途と使用水量以外について、要は減免の内容が併せて記載されておりましたので、これをきちんと区別して、条例のほうには設定された料金のみを掲載させていただいて、規定のほうで減免の内容を規定するという構成にちょっと改めさせていただいたところです。

今回のこの改正は、家事用（2）っていうものがなくなるということではなくて、この条文、条例等と規定の中で分けて記載するというこの改正になっておりますので、現行の家事用（2）の料金の方が不利益を被るですとか、そういったことはないということ併せて答えさせていただきます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第90号本別町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号本別町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前 10時55分 休憩

午前 11時10分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議案第91号

○議長（篠原義彦） 日程第6 議案第91号本別町静山研修センター条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千代社会教育課長。

○社会教育課長（千代孝徳） 議案第91号本別町静山研修センター条例の廃止につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別町静山研修センターは、本町の青少年及び一般成人が、自ら健全な心身の涵養に努め、文化的、経済的向上を図るための施設として設置されておりましたが、施設の解体工事が12月25日に終了することから、本条例を廃止する必要性が生じたので、提案をするものであります。

それでは、条文の朗読により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町静山研修センター条例を廃止する条例。

本別町静山研修センター条例（昭和53年条例第17号）は、廃止する。

附則。

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

以上、議案第91号本別町静山研修センター条例の廃止についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第91号本別町静山研修センター条例の廃止についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号本別町静山研修センター条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第92号

○議長（篠原義彦） 日程第7 議案第92号権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第92号権利の放棄につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、所在不明等の理由により権利の行使ができずに消滅時効期間が経過した債権につきまして、その権利を放棄するため地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利につきましては学校給食費債権で、債務者及び放棄する個別の債権額等につきましては記載のとおりとなっており、放棄する債権の合計額は2万852円となっております。

以上、議案第92号権利の放棄についての提案理由に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第92号権利の放棄についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号権利の放棄については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第93号

○議長（篠原義彦） 日程第8 議案第93号権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第93号権利の放棄について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、債務者死亡及び相続人不明により権利の行使ができずに消滅時効期間が経過した債権につきまして、その権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

放棄する権利につきましては施設介護利用者負担金債権で、債務者及び放棄する個別の債権額等につきましては記載のとおりとなっており、放棄する債権の額は1万407

円となっております。

以上で、議案第93号権利の放棄についての提案理由に代えさせていただきます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第93号権利の放棄についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号権利の放棄については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第94号

○議長（篠原義彦） 日程第9 議案第94号権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第94号権利の放棄について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、所在不明その他の理由により、権利を行使できずに消滅時効期間が経過した債権につきまして、その権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利につきましては簡易水道料金債権で、債務者及び放棄する個別の債権額等につきましては記載のとおりとなっております、放棄する債権の合計額は1万7,939円となっております。

以上、議案第94号権利の放棄についての提案理由に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第94号権利の放棄についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号権利の放棄については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第95号

○議長（篠原義彦） 日程第10 議案第95号権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第95号権利の放棄について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、所在不明その他の理由により、権利を行使できずに消滅時効期間が経過したため、または債務者死亡及びその相続人の相続放棄により、今後も権利の行使が見込めないため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものでございます。

放棄する権利につきましては水道料金債権で、債務者及び放棄する個別の債権額等につきましては記載のとおりとなっており、放棄する債権の合計額は278万9,617円となっております。

以上、議案第95号権利の放棄についての提案理由に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それではお伺いをいたします。

別紙に記載のある個別の事案でございますけれども、まずこの記載の内容、例えば一例といたしまして平成12年度調定分16番号であれば、12件で12万2,300円と計上がございます。こちら水道料金の債権ですから、これは年度において一度も支払いがないから12件、12月分ということでの12件という理解でよろしいのか、まずお伺いをいたします。

また、平成11年度分10番、12年度分16番、13年度分22番、14年度分32番、こちら同一人物で個人でございます。

また、平成13年度分20番、14年度分30番、18年度分43番、こちら法人ですが、こちら同一法人であると。14年度分33番、15年度分39番、16年度分41番、こちら同一個人であると。その他にもございますけれども、こうしたものが多

年にわたって結果として水道料金の納めを頂かず、町の債権となっているというのが見受けられますが、こうなった理由についてお伺いをいたします。と申しますのも、本町には水道事業給水条例というものがございまして、その要綱等によっても給水停止の処分等がうたわれているものでございますが、それらの事情と併せてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 田村建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（田村祐二） ただいまの質問にお答えいたします。

まず1点目につきまして、平成12年度調定分の16番ということで、件数として12件ということになっていますが、議員質問どおり12か月分ということで、12か月分お支払いいただけなかった分全ての金額ということになっております。

続いて、2点目の質問で同じ人、同じ法人で複数年にわたって出ている、落とすものがあるということなんですけども、議員御指摘のとおりうちの条例、要綱の中で水道につきましては最終的に給水停止というものがございまして。こちら給水停止の措置を行なって、きちんと条例どおりに行なっていれば、最終的には料金を全額納めてもらわない限り給水停止は解除しないということに確かに条例、要綱上はなっているのは確かのところなんですけども、実際その滞納の現場におきましては、水道は重要なライフラインでもありますので、確かに全額納めていただけない場合でも今後の支払いをお約束ですとか、例えば個々の状況に応じまして、個別に分割して納めていただく約束ですとか、そういったものを踏まえて条例、要綱どおりにきちんと最終的に全部支払っていただけるまで止めておくっていうことはしてないのが現状、一部あるところがございます。

そういった意味も含めまして、滞納額が膨れ上がってしまっているという実態もあるところですよ。

先ほど言った法人につきましては、こちらにつきましては破産といいますか、倒産による権利の放棄ということになっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず多年にわたってというところで、条例ないし要綱について言及したところなんですけども、御答弁からであれば、ライフラインというようなところを尊重して、結果としてはこの条例を適正に運用しなかったということの理解でよろしいのか。ともすれば、ではその条例というものの自体に不備があったのか。それを職員の怠慢やそれらの理由等で温情という言い方が適当なのかどうか、その辺は私分かりかねますけれども、その辺は条例を適正に運用しなかったのか、もしくは条例に不備があったのか、このいずれなのか、またはその他なのかお伺いをいたします。

また法人というところに対して言うと、倒産によってということでございますが、法人には当然のことながらそうしたライフラインとしてのものはありえないのかなと私は理解したところでございますが、こちらの20番、平成14年度の30番ですか、18年度の43番、また11年度分の9番が関連会社かどうかというのはちょっと分かりかねますけれども、こうしたところ額も大きいですし、件数も多分複数口の契約があるのかなと察するところですが、額としてもここだけでも100万円超えてますよね。その

辺の理由についてもお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 田村建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（田村祐二） ただいまの質問にお答えします。

まず1点目の条例の不備があったのか、もしくは運用する職員のほうできちんと条例を執行していなかったということの質問でありますけども、滞納料金の回収を行なう担当としましては、条例の解釈の一つとして今後の支払っていただける約束ですとか、あと一部納付、そういったものも拡大解釈にはなってしまうのかもしれないけども、そういったお約束を尊重しまして、今後の料金の徴収をその約束に従いながら料金を徴収していくということの信頼関係の中で、給水停止を解除しているという実態があるというところですよ。

2点目の倒産した法人に関する、要は倒産するまでの間、この料金を回収しきれてなかったというところなんですけども、こちらについても倒産するに至るまでなかなか経営状況が良くないということで、なかなか料金の回収がうちのほうとしましてもできなかったという実態があるというところですよ。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず前者のほうにつきましては、いわゆる支払約束等についてもこれ要綱に定めがございますよね。様式の定めもあると私は理解しておりますけれども、それらも合わせて担当職員の御判断でなされていたのか、その所管課においての御判断なのか、町長までの御判断は当時のものを仰いでやっていたのか、その辺ちょっと明快にお答えをいただきたい。私、その是非を論ずるつもりはないです。ないですけど、実態がどうであったのかと、条例の不備があったのか、条例の運用を適切に行なわなかったのか、いずれなのかという点について明快にしていきたい。

またその法人の部分についてはですが、法人についてはそれらがいわゆるライフラインを考えるとということはないわけですから、多年にわたって多額の、多分額でいうと一番大きな額になっておりますけれども、それらがここに至る徴収の実態というのはどういうものであって、結果としてこのような計上、提案となっているのか、もう少し詳細についてお伺いをいたしたい。ただ漫然と督促はするが支払いいただけないと、そこでなぜその法人に対しての給水停止っていう、条例にのっとってそれを行なわなかったのかということが理解ができないものですから、そちらについて明快にお答えをいただきたい。

○議長（篠原義彦） 田村建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（田村祐二） ただいまの質問にお答えいたします。

まず1点目の先ほどの条例のほうで、実際条例どおりやってなかったのか、あと条例に不備があるかというところの明快ということの質問でありますけども、まず現場としましては、例えば町長の判断を仰ぐですとかそういったところではなく、建設水道課内、課内の判断で給水停止、または解除ということを実施しているところでありまして、そちらにつきまして、先ほど答弁させていただいたとおり、条例に不備があるとは考えておりません。確かに条例のとおりきちんと納めていただくまで給水停止の解除をしないと

いうことは当然のことになるんですけども、その条例の現場の中での解釈の一つとして、先ほど申しましたとおり、今後の支払う約束、約束の様式とかもありますけど、分納の約束ですとか、あと一部納付、そういったものを全額ではないんですけども、給水停止をちょっと一時的に解除させてもらうという現場の判断で実施しているところです。

続きまして、2点目の法人に対するここまで滞納額が膨れ上がるまできちんと給水停止を行っていたか否かについては、大変申し訳ないです、過去の事例でちょっと書類も残ってなくて、実際給水停止を行なった上での額なのか。それとも、先ほど議員おっしゃいましたとおり、例えば督促状、催告状などその他そういった強制的な措置を行わないで膨れ上がった額なのかは、ちょっと書類、資料が残ってなくてこの場でちょっと答弁できないところです。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 料金を納めていただくような相談ということで、納税相談というような意味合いあると思うんですけどね。納税相談という表現させていただきですけど、納税相談はされていると思うんです。特に個人の場合、その方のね、状況によっては担当は違うと思うんですけど、生活保護などの必要性なんかもそういう相談事の中で出てくるのではないかと想像しているわけですけども、そういうような広い対応というか、個人のやっぱり生活を守るという上では、水道料金だけに限らず生活保護というようなことも含めて、相談に乗るような必要が出てくるんじゃないかなって想像するわけですけども、これまでの対応についてどのような進め方なのか伺いたしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 田村建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（田村祐二） ただいまの質問にお答えいたします。

水道料金の払えないという相談の中で、生活困窮によるものというのも当然出てくるわけでありまして。そういった中につきましては、本町の中で課を横断的に生活困窮対策を行なう会議体を設けておりまして、そちらの中で保健福祉担当のほうは事務局になっている会議体なんですけども、そちらの中で情報を持ち寄りながら、生活困窮者の自立ですとか、支援に主眼を置いた課題解決策等を検討させてもらっています。水道担当としてはその中で自立ですとか、課題が解決されれば、当然水道料金の滞納解消にもつながるわけではありますので、こういった会議体を利用しながら生活困窮者等に対する対策も併せて行なっているところでありまして。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第95号権利の放棄についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号権利の放棄については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第96号

○議長(篠原義彦) 日程第11 議案第96号権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小川病院事務長。

○国保病院事務長(小川芳幸) 議案第96号権利の放棄について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、所在不明等の理由により権利の行使ができずに消滅時効期間が経過した債権につきまして、その権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

放棄する権利につきましては医業収益債権で、債務者及び放棄する個別の債権額等につきましては記載のとおりとなっており、放棄する債権の合計額は61万3,085円となっております。

以上、議案第96号権利の放棄についての提案理由に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(篠原義彦) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第96号権利の放棄についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号権利の放棄については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第97号

○議長(篠原義彦) 日程第12 議案第97号令和5年度本別町一般会計補正予算(第17回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第97号令和5年度本別町一般会計補正予算（第17回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、特別養護老人ホームの施設建て替えの基本構想策定に係る経費の補正であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億8,440万1,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、3款民生費、2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、12節委託料、業務委託料、調査研究支援239万5,000円の増額補正は、特別養護老人ホーム建て替えの基本構想策定に向けた支援業務を、外部委託するためその費用を計上するものです。

上段の1、歳入ですが、10款1項1目1節地方交付税239万5,000円の増額補正は、歳入歳出の差額分を計上するものです。

以上、令和5年度本別町一般会計補正予算（第17回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 歳出12節委託料についてお伺いをいたします。

まずこちら12月5日に議員協を開催されまして、その中で、初めて御説明をいただいたところですが、本定例会においてもこれ追加議案として挙げられたものですが、こちらがまず必要になった、必要性が明確になった日付というのは具体的にいつになるのかお伺いをいたします。

またこちらの契約の期間、積算の内容についてお伺いをすると、そこで得られる効果をどのように考えているのか。その関与の想定、どういったところで関与をいただいてどのように具体的にアドバイス等いただく等々詳細についてお伺いをいたします。

またこれまでもそうした委託があったわけですが、それらと同一事業者と捉えてよろしいのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の御質問に答弁させていただきます。

追加提案となった、必要性となった、必要と判断した時期でありますけれども、これまでの委託につきましては、12月までの委託という形で契約を結んでおりました。今

現在、基本構想といった形ができていないという形になりますので、これらを継続的に、基本構想を作成するための業務の把握ですとか、地域包括ケアシステムを今後作っていくために民間含めたサービス量、また役割分担をしていくに当たりまして、そういったそれらの情報提供、また情報分析、また判断材料の提供をいただきたいという形の中で12月に入りまして、必要というような判断をさせていただいたところであります。

あと、積算の内容でありますけれども、それら先ほど言いました包括ケアシステムを構築していくための、提案をいただくための調査分析の内容をそれぞれ見積もりをいただきまして、そういった積算をさせていただいております。

効果という形でありますけれども、やはりそういった専門的な分析をいただいた中で、判断材料としてまいりたいと思っておりますので、計画どおりに基本構想を作成し、また実施設計につなげていけるということで考えております。

実施者につきましては、同じ業者を継続的にと考えております。契約の期間につきましては、1月から3月と考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） これまでも同一の事業者ということであれば、例えばこの特養に関しましては、新設をしたいというような町の方針等も当初からあったわけですがけれども、それらについても本町の身の丈に合った、実情に合った、これからの社会情勢の先行きの不透明さとか、それらっていうものも鑑みて、そういったもの、そういった意向におもねることなく適切なね、提案、そういったものをいただける事業者であったと、そういったところも同一事業者に継続して依頼をするというふうな選定理由となっているのか、その選定の理由、同一事業者にそのまま継続でお願いするとお考えになった理由について、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 答弁させていただきます。

これまでの事業者に依頼をしたいというところでは、これまでの実績、我々の最初考えていたところからの情報、分析の結果等によって方針も変わってきたというところもありますし、そういった実績を見て業者選定をしているというところでもあります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第97号令和5年度本別町一般会計補正予算（17回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号令和5年度本別町一般会計補正予算(17回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(篠原義彦) 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申出のあった所管事務については、閉会中の継続調査の申出は、申出のとおり決定をいたします。

◎日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(篠原義彦) 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたします。

◎閉会宣告

○議長(篠原義彦) これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は全部終了いたしました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日をもって閉会することに決定をいたしました。

ここで一言御挨拶申し上げます。

令和5年第4回定例会に当たりまして、皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

令和5年は定例会4回、臨時会6回、予算、決算特別委員会などを開催し、この間、佐々木町長はじめ担当部局長、課長、職員の皆さんに御出席をいただきながら、また町民の皆さんの傍聴をいただく中、町提出議案、意見書、議員発議など138件を慎重に審議をさせていただきました。

滞りなく終わらせていただきましたこと、これもひとえに御出席いただきました職員の皆様方、議員の皆様方のたゆまぬ努力の賜物と思うところでございます。

ここで円滑に議事運営をさせていただきましたことに対して、改めて心から厚くお礼申し上げますところでございます。

今朝、町長のほうから行政報告ございましたけども、50年にわたる明治乳業がこのたび中標津のほうに移転ということで、3年余りでなくなるわけでございますけども、本別町における痛手は計り知れないものと考えております。

また、Aコープが来年の3月で閉店ということも決まっております。

今後町民の皆さんの生活を守るべき議会として、皆さん方で知恵を出し合って、何とか町長先頭によりよい住みよい本別を作ってまいりたいと思いますので、今後とも議員皆さん方の今まで以上の御協力をお願い申し上げますところでございます。

寒さも一層厳しくなっております。健康には十分留意され、御家族共々、素晴らしい令和6年の新春を迎えられますよう御祈念申し上げて、感謝とお礼の言葉とさせていただきます。

大変どうもありがとうございました。

会議を閉じます。

令和5年第4回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉会宣告（午前 11時49分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年12月13日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 柏 崎 秀 行

署名議員 梅 村 智 秀

署名議員 宮 本 やよい